

「チームイノベーション道場」に関し、民間自走化段階にある区分（シーズンⅠ・Ⅱ）においても、県が講座の整備に予算を投じてきた経緯や、現在も職員による実働面での協力及び県関与による信頼の供与を継続している実態に鑑みれば、提供リソースと民間側の受益が適正な範囲で釣り合っているか、収支実態に基づき支援の相当性を説明できる管理体制を整える必要がある。あわせて、実施過程で得られた成果情報を的確に収集し、県政施策の立案・改善に繋げるフィードバックの仕組みが構築され、有効に生かされることが望まれる。

(2) 【意見】 県事業の成果の活用

令和6年度に約3200万円の講師委託料が投じられた「チームイノベーション道場」シーズンⅢに関し、将来の自走化後も投資成果が県民利益として最大化されるよう、成果目標（KPI）や成長状況を継続的に受領し、施策の有効性を検証できる体制を維持すべきである。また、県に帰属する著作権等の成果物を「公共財」として他施策へ有効活用できる実効性のある管理体制を構築することが望まれる。

(3) 【意見】 成果目標の妥当性

成果指標（KPI）が単なる参加企業数という活動実績（アウトプット）の集計に留まっている点について、現在の評価体制では付加価値額の増加等の実効的な成果を十分に測定・検証できていない。公金投入の効果を客観的に示すため、実施後の定期的な追跡調査（フォローアップ）の手法を確立し、参加企業における経営改善の推移を継続的にモニタリングするなど、定量的な成果把握体制を構築することが望まれる。

(4) 【意見】 再委託の妥当性

動画制作等の付随的業務において、契約額の大部分を占める再委託先に実質的な制作作業を委ねている点について、発注形態としての経済性に再考の余地がある。一括発注に依存することによる中間経費の発生を回避するため、企画と実作業を切り分けた直接契約の検討など、より効率的な公金執行に努めることが望まれる。

第3章 公益財団法人ひろしま産業振興機構について

第1 組織概要（産振構）

1 概要

公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「産振構」という。）は、1981年（昭和56年）4月に設立された財団法人広島県産業振興公社外2団体を前身とし、2010年（平成22年）からは公益財団法人に移行した。県内産業の発展のため、県内企業等の様々な取組を総合的にバックアップし、産学官連携による新技術・新製品開発や、創業・新事業展開、経営革新、経営基盤の強化、国際ビジネスの支援などを行っている。

産振構の概要、沿革は以下のとおりである¹⁰⁹。

【概要】（令和7年8月時点）

名称	公益財団法人 ひろしま産業振興機構
所在地	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ
基本財産等の額	126,200千円（うち県出資額66,000千円／県出資比率52.3%）
代表者	池田 晃治（理事長）
設立目的	産業界、大学、行政・産業支援機関と密接に連携して、県内企業の産学連携による新技術・新製品開発や創業・新事業展開、経営革新、経営基盤の強化、国際化等の取り組みを、総合的かつ一元的に支援する。
支援機能	取引先開拓支援、設備導入支援、中小商業の活性化、ベンチャー企業への資金支援、産業支援施設の運営、産学官連携支援、創業・新事業創出支援、技術・経営交流支援、情報化支援、海外情報の収集提供、企業相互交流支援、国際的人材育成支援など

【沿革】

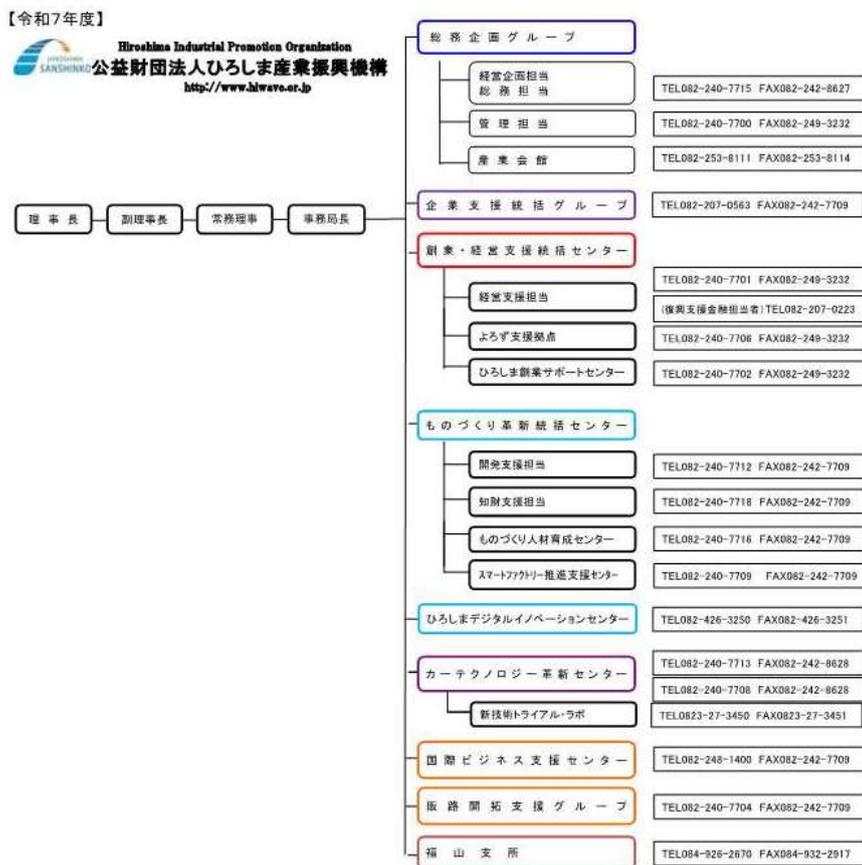
1981年4月	財団法人 広島県産業振興公社 統合・設立
1983年11月	財団法人 広島県産業技術振興機構 設立
1993年4月	広島県国際経済交流協会 設立
2002年4月	（財）広島県産業技術振興機構を母体とし、（財）広島県産業振興公社、広島県国際経済交流協会を2002年4月に統合し、「（財）ひろしま産業振興機構」として発足
2010年4月	公益財団法人 ひろしま産業振興機構へ名称変更

¹⁰⁹ 産振構ウェブサイト（<https://www.hiwave.or.jp/outline/>）（令和7年8月閲覧）及び広島県「出資法人経営状況説明書（令和7年6月23日現在）」より

2 組織、拠点、役職員

(1) 組織の概要

組織の概要（令和7年度）は以下のとおりである。



産振構提供資料より

(2) 本部及び事業拠点

① 本部

広島市中区千田町3-7-47（広島県情報プラザ内）

② ひろしまデジタルイノベーションセンター

東広島市鏡山3-10-32（ひろしま産学共同研究拠点内）

③ 新技術トライアル・ラボ

呉市阿賀南2-10-1（広島県西部工業技術センター内）

④ 福山支所

福山市三吉町1-1-1（広島県福山庁舎内）

⑤ 広島県立広島産業会館（指定管理）

広島市南区比治山本町12-18

⑥ [海外事務所] 広島上海事務所（～令和6年9月末）

上海市長寧区延安西路1088号 長峰中心705・706室 200052 中華人民共和国

(3) 役職員等

役職員93名（※）：常勤役員7名、職員86名（令和7年7月11日現在）

【内訳】

出身別：プロパー11名、プロパーOB3名、出資元・民間から派遣28名（うち県10名）、
出資元・民間OB27名（うち県13名）、その他24名

雇用形態別：無期雇用13名（プロパー11名、無期転換1名、職務等限定1名）、有期派遣28
名（うち県10名）、有期雇用52名（うち非常勤7名）

※上記役職員と別に非常勤役員16名（令和7年6月23日現在）

3 令和6年度事業概要

令和6年度の事業報告、正味財産増減計算書、貸借対照表の内容及び前年度との増減状況は以下の表のとおりである（出資法人経営状況説明書（令和7年6月23日現在）より）。

3 令和6年度事業報告

(1) 事業報告

(単位：千円)

事業名	事業内容	令和6年度	令和5年度	増減
1 経営・創業等の支援	創業、新事業展開等を支援するため、ワンストップサービスの推進などの支援体制を構築し、企業の成長段階に応じた一貫した支援を行う。	307,694	277,556	30,138
2 ものづくりの革新	ものづくりのバリューチェーン(企画開発、生産製造、営業販売、経営管理、財務労務、人材育成)について横断的に支援するとともに、AI/IoT技術の利活用を支援し、ものづくり企業の成長力を強化する。	226,402	323,440	▲ 97,038
3 デジタルイノベーションの推進	高性能計算機能(スパコン)と最新の解析ソフトの利用環境の提供と、活用できる人材育成を行い、地域企業のデジタル技術の高度化を支援する。	104,743	123,352	▲ 18,609
4 カーテクノロジーの革新	自動車産業関連の県内サプライヤーの競争力を高めるため、産学官で連携して研究開発力の強化と人材育成の支援を行う。	150,428	157,628	▲ 7,200
5 国際ビジネスの支援	県内企業の海外進出、海外販路開拓などを総合的に支援し、県内産業のグローバル化を促進する。	45,749	42,738	3,011
6 施設利用等の提供	指定管理者として、広島産業会館及び広島県産業技術交流センターの管理運営を行う。	463,267	471,330	▲ 8,063
7 一般管理費等	財団の内部管理費等	68,720	61,884	6,836
合計		1,367,003	1,457,930	▲ 90,925

【特記事項】

増減の主な理由

- 経営・創業等の支援～経営企画支援事業の増(23,971千円)
- ものづくりの革新～中小企業付加価値創出環境整備事業の減(▲75,387千円)
成長型中小企業等研究開発支援事業の減(▲22,882千円)
- デジタルイノベーションの推進～ひろしまデジタルイノベーション推進事業の減(▲18,609千円)

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和5年度	増減	主な増減理由	
経常収益	基本財産運用益	1,065	987	78	【利用料金収入】 ひろしまデジタルイノベーションセンターの使用料金収入の減(▲14,028千円) 【その他収益】 中小企業付加価値創出環境整備事業の減(▲75,387千円)
	受託収入	344,366	327,817	16,549	
	利用料金収入	339,797	365,731	▲ 25,934	
	施設収入・商品売上	17,727	16,636	1,091	
	その他収益	633,331	727,337	▲ 94,006	
計 ①	1,336,286	1,438,508	▲ 102,222		
経常費用	事業費	1,361,541	1,452,161	▲ 90,620	【事業費】 中小企業付加価値創出環境整備事業の減(▲75,387千円)
	管理費	5,462	5,769	▲ 307	
	その他費用	0	0	0	
計 ②	1,367,003	1,457,930	▲ 90,927		
当期経常増減額 ③=①-②	▲ 30,718	▲ 19,422	▲ 11,296		
経常外収益	経常外収益 ④	23,331	15,563	7,768	
	経常外費用 ⑤	73	0	73	
当期経常外増減額 ⑥=④-⑤	23,258	15,563	7,695		
法人税等 ⑦	0	0	0		
当期一般正味財産増減額 ⑧=③+⑥-⑦	▲ 7,460	▲ 3,859	▲ 3,601		
当期指定正味財産増減額 ⑨	3,791	4,595	▲ 804		
当期正味財産増減額合計 ⑩=⑧+⑨	▲ 3,669	736	▲ 4,405		

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

(3) 貸借対照表

(単位：千円)

区 分		令和6年度末	令和5年度末	増 減	主な増減理由
資産	流動資産	537,593	639,617	▲ 102,024	【流動資産】 普通預金の減(▲59,853千円) 貸付金の減(▲21,474千円)
	固定資産	8,996,671	8,979,251	17,420	
	資産 計	9,534,263	9,618,868	▲ 84,605	
負債	流動負債	251,775	301,301	▲ 49,526	【流動負債】1年以内返済予定長期借入金の減(▲20,267千円)
	固定負債	7,174,728	7,206,136	▲ 31,408	【固定負債】長期借入金の減(▲53,892千円)
	負債 計 ①	7,426,503	7,507,438	▲ 80,935	
正味財産	指定正味財産	1,154,466	1,150,675	3,791	
	うち、基本財産充当額	126,200	126,200	0	
	一般正味財産	953,295	960,755	▲ 7,460	
	うち、基本財産充当額	0	0	0	
	正味財産 計 ②	2,107,761	2,111,430	▲ 3,669	
負債・正味財産 合計 ③=①+②		9,534,263	9,618,868	▲ 84,605	

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

4 基本理念、ビジョン、計画等

(1) 基本理念

産振構は、平成29年度に職員の提案や意見をもとに、ミッション・行動理念・行動指針で構成する基本理念を策定した。

【ミッション】

◇ひろしま産業振興機構は、社会経済情勢の変化を踏まえ、産業界や行政、大学等との緊密な連携を図りながら、地域企業の皆様の新たな事業活動への取組み、経営基盤の強化及び国際化への対応等を総合的に支援することにより、新たな価値を創造し、もって広島県経済の持続的発展に貢献します。

【行動理念】

◇追求します新たな価値創造!! 産振構は皆様のビジネス・パートナー

【行動指針】

- ◇私たちは、地域企業の皆様から、なんでも相談いただける「頼れる産振構」を目指します。
- ◇私たちは、地域企業の皆様、関係機関の皆様との活発なコミュニケーションを図り、連携を深めます。
- ◇私たちは、チャレンジ精神をもって、潜在的なニーズにも応え得る事業実施を目指します。
- ◇私たちは、チームワークを最大限に発揮しつつ、取組みの成果を追求します。
- ◇私たちは、法令等を遵守し、高い倫理観をもって誠実に行動します。

産振構提供資料より

(2) ビジョン

基本理念を受けて、平成30年9月にビジョンを策定した。

【目指す姿】

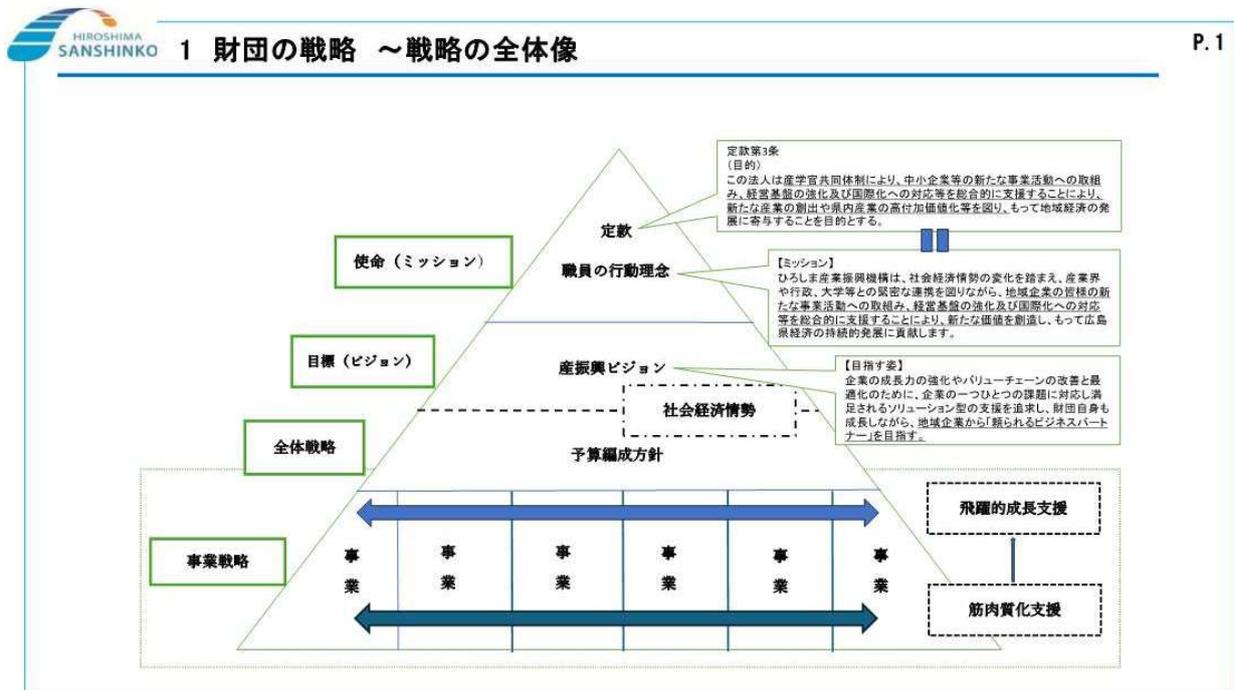
企業の成長力の強化やバリューチェーンの改善と最適化のために、
 企業の一つひとつの課題に対応し満足されるソリューション型の支援を追求し、
 財団自身も成長しながら、地域企業から「頼られるビジネスパートナー」を目指す。

◇企業が成長（創業→拡大→安定→変革→発展）を遂げていくためには、社会経済情勢に対応し、
 ①企業が保有するリソースを効率的・効果的に活用する「基盤力」
 ②顧客が価値を認める製品やサービスを提供し競争優位を得る「競争力」
 ③潜在的なニーズ等に応える新たな価値を創造する「革新力」
 といった「成長力」を強化していく必要があります。
 ◇また、企業の顧客に価値を提供するためには、企画開発、生産製造、営業販売、経営管理、財務労務・
 人材育成といった活動（バリューチェーン）の改善と最適化が欠かせません。
 ◇本財団は企業が抱える様々な課題について、産学官と連携を図りながら、企業への助言、情報提供・研修、
 マッチング、助成などの支援を行い、企業の一つひとつの課題に対応し満足されるソリューション型の支援
 を追求し、財団自身も成長しながら、地域企業から「頼られるビジネス・パートナー」を目指します。

産振構提供資料より

(3) 経営等戦略、企業への支援

産振構における戦略の全体像は以下のとおりである。



産振構提供資料より

支援対象企業との関係について、企業売上によるターゲット別の支援の他、今後の成長支援事業構想として成長ステップに向けた4つの支援パッケージ（事業群）での支援を検討しているとしている。

《ターゲット：飛躍的な成長志向のある企業》

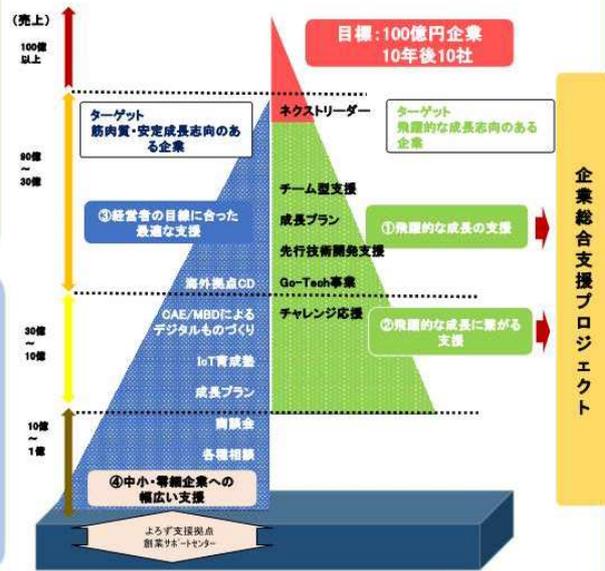
- ① 飛躍的な成長の支援：売上30～90億円
 - ・売上100億円超をめざす成長企業
 - ・候補選定型
 - ・総合コンサルや外部支援機関の活用による戦略策定から実行支援
- ② 飛躍的な成長に繋がる支援：売上10～30億円
 - ・売上30億円超をめざす成長企業
 - ・候補選定型
 - ・専門家の活用による戦略策定から実行支援

《ターゲット：筋肉質・安定成長志向のある企業》

- ③ 経営者の目線に合った最適な支援：売上5～90億円
 - ・事業安定化・利益最適化、新たな市場への挑戦
 - ・募集型
 - ・財団事業による経営課題解決支援

《ターゲット：中小・零細企業》

- ④ 中小・零細企業への幅広い支援：売上1億円以下
 - ・経営改善・販路拡大、創業
 - ・相談対応型
 - ・よろず支援拠点、創業サポートセンターによる支援



産振構提供資料より

(4) 中長期の事業計画について

策定状況を産振構に確認したところ、以下の回答を得た。

- ① 県事業のうちビジネスプランに対応していない事業は中期目標を設定している（例：国際ビジネス支援事業のKPI：輸出に取り組む企業（食品製造・加工業）の令和5年と令和8年の海外売上高、産業会館管理運営事業のKPI：指定管理期間中の面積稼働率）
- ② 県のビジネスプランに基づき実施している事業については、県が目標を定めているため産振構独自の中長期目標は設定していない。
- ③ 国の事業についてはいずれも中期目標を定めていない。理由は、例えば、よろず支援拠点事業は単年度の受託事業である、成長型中小企業等研究開発支援事業は支援対象や件数が国の採択により決定（左右）されるものであることによる。

5 企業統治（コーポレートガバナンス）、財産管理、内部統制

(1) 評議員会・理事会（令和5年度、令和6年度開催状況）

ア 評議員会

評議員会は、評議員の選任及び解任、理事・監事及び会計監査人の選任解任、常任理事の報酬の額の決定、定款の変更等の権限を有する（定款19条）。理事長は、毎事業年度¹¹⁰終了後、①事業報告書及びその附属明細書、②計算書類及びその附属明細書、③財産目録及び④キャッシュフロー計算書を作成し、監事の監査、会計監査人の監査（②～④のみ）、理事会の決議を経て、定時評議員会に報告することとなっている（定款11条1項）。

評議員は10人以上15人以上を置く（定款14条1項）とされ、11名が選任されている（令和6年8月1日時点）。

評議員の選任及び解任は評議員会の決議により行われる（定款15条1項）。評議員の人選を産振構に確認したところ、産振構の定款の目的（産学官協同体制により、中小企業等の新たな事業活動への取組、経営基盤の強化及び国際化への対応等を総合的に支援）に関連する知見を有する民間企業、学識経験者、地方公共団体、商工団体及び県議会の要職経験者が選任されているとのことである。

評議員会は、定時評議員会を毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時評議員会を必要がある場合に開催する（定款20条）。令和5年度、令和6年度共に各4回（うち書面開催各3回）が開催された。

令和6年6月28日定時評議員会が、急遽書面開催に変更されている。産振構に経緯を確認したところ、当初の評議員会の出席予定者6名で開催予定であったが、評議員会当日に急遽出席できなくなった評議員が1名おり、開催要件¹¹¹を満たさなくなったためとのことである。書面決議の手続について、定款24条及び25条¹¹²に基づき、令和6年6月28日付で書面による議案の提案及び事業報告書等の通知が評議員に送付され、同日付同意書を評議員から受領する形で書面決議を成立させている。

イ 理事及び理事会

¹¹⁰ 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるとされている（定款9条）。

¹¹¹ 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うとされている（定款23条1項）。

¹¹² 定款24条（決議の省略）

理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったこととみなす。

定款25条（報告の省略）

理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

理事長は法人を代表し業務を執行する、副理事長は理事長を補佐する（常勤の副理事長は理事長が欠けたとき等に理事長の職務を代行する）、理事は理事会を構成し法令で定めるところにより法人の業務の執行の決定に参画するとされている（定款29条）。書面等による方法も認められている（定款42条、43条¹¹³）

理事会は、令和5年度、令和6年度共に各5回（うち書面開催各2回）が開催された。

(2) 財産管理

内部規程（財産管理規程）の中で財産管理に関し必要な基本的事項を定めている。

資金（現預金及び有価証券）の管理にあたっては、安全性及び流動性を確保した上で、効率性を追求するため、適正なリスク管理のもとで運用益の拡大や調達コストの削減を行うことを原則とするとしている（財産管理規程3、4条）。

資金運用及び資金調達は、代表理事副理事長の統括のもと、事務局長が管理するとしている（同規程8条1項）。

効率的な資金管理のあり方等を協議するための機関として、資金管理会議（代表理事副理事長及び常務理事を構成員とするほか、外部の金融専門家を参画）を設置している（同規程9条1項）。令和6年度の資金管理会議は2回開催されている。

(3) 内部統制システム

ア 関係規程

内規として、倫理規程、職員からの公益通報に関する規程、倫理要綱、ハラスメント防止要綱、内部統制システム構築の基本方針等が定められている。

イ 公益通報保護制度

前記公益通報に関する規程により、一般社団及び一般財団法人に関する法律76条で規定する「業務の適正を確保するために必要な体制の整備」の一環として、公益通報保護制度が整備されている。

¹¹³ 定款42条（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったこととみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

定款43条（報告の省略）

理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(2) 略)

職員の公益通報窓口として、内部窓口（事務局長）と外部窓口（公益通報について、公平で中立な立場で適正に職務を遂行できる者のうちから代表理事理事長又は代表理事副理事長が指名したもの）を置くこととされている（同規程3条）。

外部窓口（平成30年度～）には、県商工労働局商工労働総務課の参事を指定しているとのことである。同人を窓口指定した理由を確認したところ、「商工労働総務課は県庁において財団（産振構）を所管する担当課であり、機構（産振構）の業務執行の適正性について把握する立場にあること。また機構の業務内容や執行体制について理解があること。以上のことから外部窓口として適切である。」との回答であった。

6 広島県との関係

(1) 出資、認定

産振構は、県出資法人（県出資額66,000千円（出資割合52.3%））であることその他、県より公益財団法人としての認定を受けている（平成22年4月1日広島県知事公益認定）。

(2) 事業の委託金・補助金・負担金の額（令和6年度）

以下のとおり合計697,508,534円（うち共通管理費53,745,000円）である。

広島県からの委託料・補助金・負担金（R6年度）の総額及び内訳

（金額単位：円）

事業名	実績確定額	うち、共通管理費	県予算書上項目名
委託料	280,020,425	18,715,000	
1 広島県創業環境整備促進業務	73,742,402	8,871,000	共通管理費
2 自動車関連産業集積支援（人材育成）業務	7,947,245	933,000	一般管理費
3 ひろしまデジタルイノベーション推進事業	93,051,739	8,911,000	管理費
4 指定管理施設の管理費用額（広島県立広島産業会館）	9,252,000		-
5 指定管理施設の管理費用額（広島県立産業技術交流センター）	96,027,039		-
補助金	398,574,109	35,030,000	
1 地域共同研究プロジェクト推進事業補助金	27,696,000	2,967,000	事業管理費
2 ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金	15,915,482	1,672,000	管理費
3 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金	84,108,031	10,530,000	共通管理費、共通管理経費
4 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金	58,511,000	0	-
5 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金	27,120,678	0	-
6 広島県中小企業知財支援センター事業費補助金	7,331,459	800,000	一般管理費
7 広島県下請企業振興事業費補助金	41,310,394	4,191,000	共通管理費
8 自動車関連産業集積支援事業費補助金	40,504,740	4,435,000	一般管理費
9 新技術トライアル・ラボ運営事業費補助金	89,640,325	10,435,000	一般管理費
10 新たな価値づくり研究開発支援補助金	6,436,000		-
負担金	18,914,000	0	
1 国際経済交流推進事業負担金	18,914,000		-
合計	697,508,534	53,745,000	

産振構提供資料を基に監査人作成

(3) その他財政負担（債務保証、損失補償）

ア 債務保証（令和6年度）

該当なし（令和6年度末残高なし）

イ 損失補償（令和6年度残高）

損失補償金は、産振構が回収できなかった設備資金貸付金及び設備貸与代金について、県がその2分の1相当額を補償するもので、債務者等から貸付金等を回収した場合にその2分の1相当額を県に返還することとなっている。残高（県から交付を受けた損失補償金の合計額から、県に返還した累計金額を差し引いた残額）は、令和6年度末時点で48,911,738円である。内訳は以下の表のとおりである。

広島県の損失補償の総額及び内訳

（金額単位：円）

損失補償の名称	損失補償の内容	令和6年度末 損失補償残高
広島県設備資金貸付事業損失補償	平成15年度貸付金に係る損失補償	4,908,200
	平成16年度貸付金に係る損失補償	2,432,609
	小計	7,340,809
広島県設備貸与事業損失補償	平成14年度貸与の貸与料に係る損失補償	14,567,164
	平成18年度貸与の貸与料に係る損失補償	10,854,846
	平成19年度貸与の貸与料に係る損失補償	2,870,653
	平成20年度貸与の貸与料に係る損失補償	6,367,750
	平成21年度貸与の貸与料に係る損失補償	4,310,863
	平成23年度貸与の貸与料に係る損失補償	2,599,653
	小計	41,570,929
	合計	48,911,738

産振構提供資料

7 その他（災害時対応）

BCP（事業継続計画）などの災害時対応の定めにつき確認したところ、BCPは策定していないが、①「災害時の連絡体制の確保」のための「緊急連絡網と公用携帯の整備」、②「災害時に事業継続できる体制の確保」のための「個人パソコンでテレワークができる環境の整備」「文書管理システムの導入や企業支援における生成AIの活用など、財団内DXを推進」を行っているとの回答を得た。

災害時の対応マニュアル（施設からの避難マニュアル、発災後対応（職員安否確認等）、その他産振構の事業継続のためのマニュアル等）の整備状況を確認したところ、産振構としては作成していないが、産振構本部の入居建物（広島県立産業技術交流センター（指定管理者は産振構））で「緊急時対応マニュアル」が作成されているとの回答であった。

8 課題・問題点（令和6年度定時評議員会の開催手続及び開催時期について）

開催要件（定足数である過半数の出席）を満たさないため、令和6年6月28日付定時評議員会が、急遽書面決議等に変更された。令和6年6月28日付同意書を評議員が提出する形で書面決議への評議員全員の了解は得られているが、同意書を産振構が受領した時期は、同年7月19～22日頃と考えられるとの回答であった。

上記経緯から、定款24条及び25条に基づく書面決議・報告をすることに係る評議員の同意の意思表示が産振構に到達した時期は、同年7月に入ってからであることは明らかである。

「決議の省略（みなし決議）」の法的効力発生時期は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）194条1項の解釈上、評議員の同意書面が揃った日¹¹⁴である。そうすると、令和6年6月28日に定時評議員会を開催したとは評価できない。

定款20条により、定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内（令和5年度（事業年度）の場合、令和6年6月30日まで）に開催しなければならないが、同期間までに開催できなかったものと評価せざるを得ない。

その原因としては、①開催準備段階で、かろうじて定足数を満たす数の出席予定評議員しか確保できていなかったこと、②定時評議員会開催日が定款上の開催期間間に設定されたことにあると考えられる。

9 課題・問題点（評議員会及び理事会の書面決議の同意日付について）

前述の令和6年度定時評議員会以外にも、評議員会の書面決議を取る際に同意日が同意書返送期限よりも前の日（産振構から評議員会宛の書面決議通知日と同一の日）に設定されているものがある（令和5年度第1回評議員会、令和6年度第1回評議員会）。理事会の書面決議についても、同様に、同意日が同意書返送期限よりも前の日に設定されているものがある（令和5年度4月1日理事会、令和6年度4月1日理事会）。

みなし決議の法的効力発生時期は、最後の評議員ないし理事の同意が法人に到達した日（同意書面等が揃った日）¹¹⁵であり、それより前に決議の成立日を遡及させて記録することは、事実に基づかない不適切な処理であると言わざるを得ない。

評議員会議事録は、一般法人法193条に基づき作成が義務付けられた法定書類であり、同条及び法務省令で定めるところにより、議事の経過の要領及びその結果を正確に記録しなけれ

¹¹⁴ 熊谷則一『【第2版】逐条解説 一般社団・財団法人法』（全国公益法人協会、2024年）602頁

¹¹⁵ 熊谷則一『【第2版】逐条解説 一般社団・財団法人法』（全国公益法人協会、2024年）602頁（評議員会につき）、298頁（理事会につき）

ばならない（一般法人法施行規則60条3項2号）。理事会議事録も同様である（同法95条3項）。同意書に記載した日をもって同意した旨取り扱うことも含めた同意を評議員ないし理事から得たとしても、同意書の返送により現実に同意の意思表示が産振構に到達したのは同意書記載日より後の日であったことは明らかである。それにもかかわらず、受領した日より前に同意があったものとして、同意書記載日に決議等が成立したと取り扱っている点は実態と齟齬しており問題である。

なお、この問題について、（時期から推測するに）年度初めであること等による事情があったとしても、それを理由に問題がないとは言えないし、直前（前年度である3月）に評議員会を開催していることから、そこで併せて手続を取る、あるいは書面決議の成立日を4月1日より後の日に設定し対応できたものと思料する。

10 課題・問題点（公益通報制度の外部窓口について）

公益通報制度の外部通報窓口には県商工労働局職員が指定されている。同職員は産振構の外部の者（県職員）であるものの、産振構は県による出資が過半数を占め、役職員に県出身者が多数在籍しているほか事業委託、補助等を通じた関係がある。県は産振構の監督官庁である一方、両者の事業等を通じた密接な関連性から、事案によっては県も利害関係人になる場合がありうる。

公益通報制度の趣旨は、通報者の保護と法令遵守の確保にある（公益通報者保護法1条）。外部窓口を前記県職員にすること自体が不合理とまではいえないが、公益通報制度の趣旨及び産振構が内部窓口と別に外部窓口を設置した趣旨からすると、より独立性の高い第三者を外部窓口とする（外部窓口を変更、あるいは前記県職員の外部窓口に追加する形で別途独立した第三者の外部窓口を設置する）ことを検討してもよいのではないか。

11 課題・問題点（災害時対応）

産振構における災害時対応の整備状況を確認したところ、緊急連絡網の整備やテレワーク環境の構築といった個別的な対策は講じられているものの、発災時の事業復旧の優先順位等を定めたBCP（事業継続計画）は策定されていない。また、避難手順や職員の安否確認方法を体系化した災害時対応マニュアルについても未整備の状態にある。

国においては「災害対策基本法」等に基づき、公共的機関のみならず民間企業（事業者）のBCP策定を推進している。広島県においても、広島県防災対策基本条例5条において、事業者は来所者・従業員等の安全確保とともに「事業を継続することができる体制を整備するよう努めるもの」とされている。産振構は県内産業支援の中核を担う組織であり、大規模災害時こそ企

業への迅速な支援が期待される立場にあることから、包括的な防災計画の欠如は組織のリスク管理上の課題といえる。すなわち、災害時に産振構が担う経営支援等に関連する事業が停止した場合、支援を受けている多くの県内企業の事業活動に直接的な支障を及ぼす恐れがある。また、産振構が被災企業向けの支援事業の重要な担い手となることが期待される。そのため、重要な業務を中断させない体制構築が求められる。

また、産振構の拠点は県内各地に分散しており、本部（広島市）や福山支所のほか、周辺地域が土砂災害警戒区域等に含まれる可能性のある「ひろしまデジタルイノベーションセンター」（東広島市）¹¹⁶や、沿岸部にあり津波のリスクが想定される「新技術トライアル・ラボ」（呉市）¹¹⁷など、拠点ごとに異なる災害リスクを抱えている。

このように、産振構には公的機関としての役割を安定的に果たす責任があること、及び多様な災害に直面しうる拠点が県内に点在している現状に鑑みれば、これら各拠点の特性に応じた避難・復旧手順を明確化し、役職員の安全確保と事業継続を確実なものとするBCP及び対応マニュアル（又はBCPに準じた計画）を策定することが望まれる。

12 指摘及び意見

(1) 【指摘】 令和6年度定時評議員会の開催手続及び開催時期

令和6年6月28日付定時評議員会が急遽同日付書面決議に変更されているが、同意書を産振構が受領した時期は、同年7月に入ってからである。「決議の省略（みなし決議）」の法的効力発生時期は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律194条1項の解釈上、最後の評議員の同意が法人に到達した時であるから、実際には、令和6年6月28日に定時評議員会を開催したとは評価できず、定款20条の定め（定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催しなければならない）に違反したものと評価せざるを得ない。

今後、定款20条の期間内に定時評議員会が開催されるよう留意すべきである。

(2) 【指摘】 評議員会及び理事会の書面決議の日付

評議員会の書面決議を取る際に同意日が同意書返送期限よりも前の日（産振構から評議員会宛書面決議通知日と同一の日）に設定されているものがある（令和5年度第1回評議員会、令和6年度第1回評議員会及び令和6年度定時評議員会）。理事会の書面決議についても、同様に、同意日が同意書返送期限よりも前の日に設定されているものがある（令和5年度4月1日

¹¹⁶ 「ひろしまデジタルイノベーションセンター」が所在する東広島市鏡山周辺は、県の「土砂災害ポータルひろしま」において、土砂災害のリスクが客観的に示されている区域内又はその周辺に位置している。

¹¹⁷ 「新技術トライアル・ラボ」が所在する呉市阿賀南周辺は、呉市が公表している津波ハザードマップ等において、津波による浸水リスクが客観的に示されている区域内又はその周辺に位置している。

理事会、令和6年度4月1日理事会)。同意書の返送により現実に同意の意思表示が産振構に到達したのは同意書記載日より後の日であったことは明らかであるにもかかわらず、受領した日より前に同意があったものとして、同意書記載日に決議等が成立したと取り扱っている点は実態と齟齬しており問題であるから、今後は決議日を同意書の送付等により同意の意思表示が産振構に到達した後にすることを徹底すべきである。

(3) 【意見】 公益通報制度の外部窓口について

産振構の公益通報制度の外部通報窓口には県商工労働局職員が指定されている。同職員は産振構の外部の者であるが、通報事案によっては県が利害関係人となる場合もありうる。

外部窓口を前記県職員にすること自体が不合理とまではいえないが、公益通報制度の趣旨（通報者の保護と法令遵守の確保）及び産振構が内部窓口と別に外部窓口を設置した趣旨から、より独立性の高い第三者を外部窓口とする（外部窓口を変更、あるいは前記県職員の外部窓口に追加する形で別途独立した第三者の外部窓口を設置する）ことを検討することが望まれる。

(4) 【意見】 BCP（又はそれに準じた計画）の策定

産振構における災害時対応の整備状況について、発災時の事業復旧の優先順位等を定めたBCP（事業継続計画）は策定されていない。産振構には県内産業支援の中核を担う公的機関としての役割を安定的に果たす責任があること、拠点が県内に点在し、多様な災害に直面するリスクがある現状に鑑みれば、これら各拠点の特性に応じた避難・復旧手順を明確化し、役職員の安全確保と事業継続を確実なものとするBCP及び対応マニュアル（又はBCPに準じた計画）を策定することが望まれる。

第2 事業の概要（産振構）

1 事業の概要

令和6年度の事業の体系は以下に掲載の「令和6年度事業の体系」のとおりである（令和6年度事業報告書4頁より）。「経営・創業等の支援」「ものづくりの革新」「デジタルイノベーションの推進」「カーテクノロジーの革新」「国際ビジネスの支援」「施設利用等の提供」の6分野で構成されている。

各分野の事業には、主要事業（特に注力する事業として産振構の事業体系ごとに選定したもの／事業の体系：◎印）と一般事業（主要事業以外のもの／同：○印）がある。

事業の財源は、①国の補助金・委託料等、②県の補助金・委託料等、③市町・経済団体等の負担金等、④自主財源等に分類される（令和6年度事業報告より）。

2 事業の検討方法

以下の方法で検討した。内容は第3～第6で報告する。

(1) 事業全体に対する調査

産振構の事業は多岐にわたることから、本監査では、県（商工労働局）で検討した産業イノベーションのワーク49～52、54、55との関連性が比較的強いものとして、「経営・創業等の支援」「ものづくりの革新」「デジタルイノベーションの推進」「カーテクノロジーの革新」の4分野に着目した。これら4分野に係る産振構主要事業（15事業、概要は下記の15事業の表を参照）につき、県との関連がある事業（商工労働局で検討した事業（ワーク）に関連する事業など）を中心に監査することとした。

(2) 抽出調査

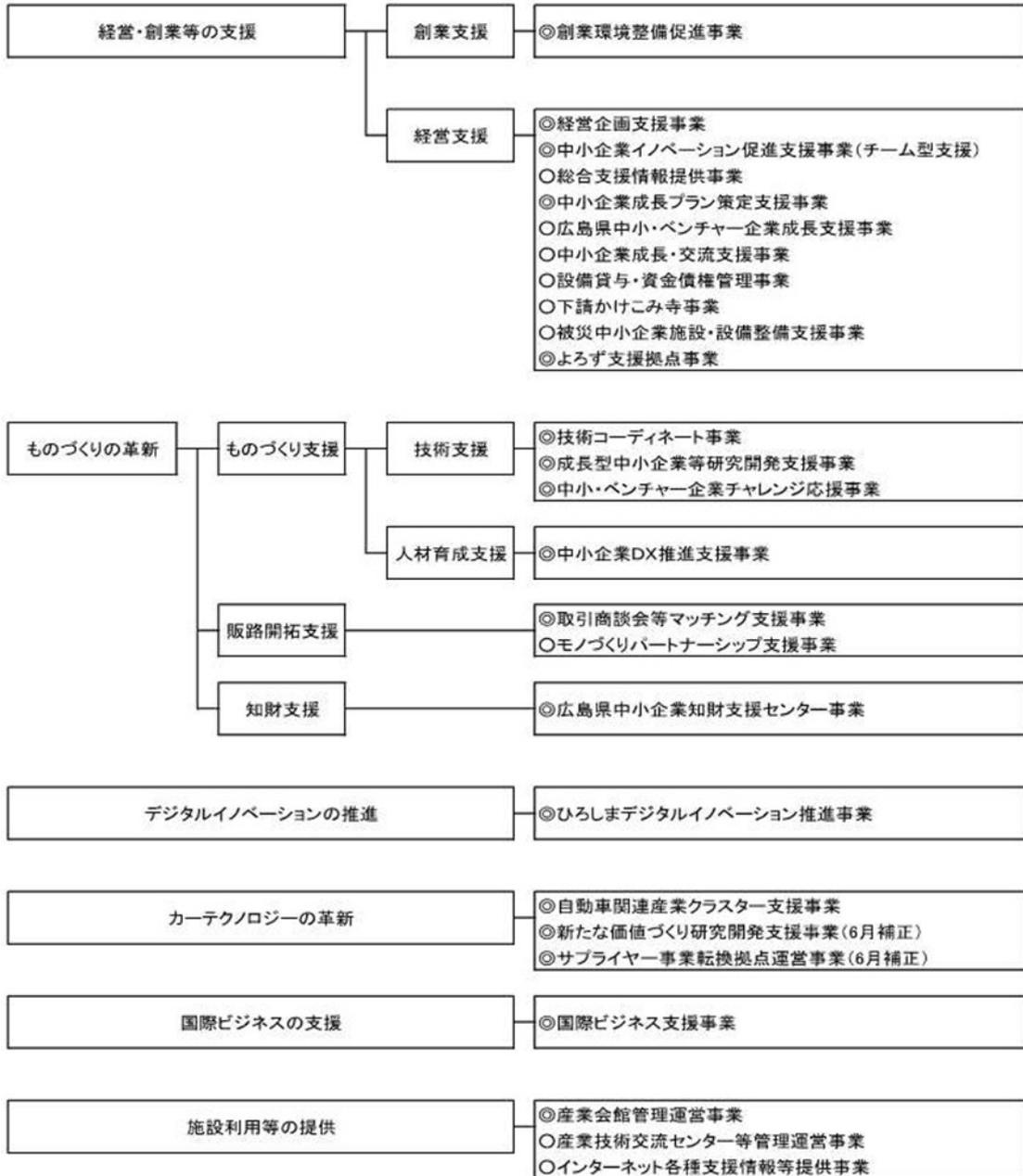
県からの受託事業、補助事業のうち以下の5件を抽出し、帳票類を確認し検討した。

- ① 自動車関連産業集積支援事業費補助金（補助、ワーク49関連）
- ② ひろしまデジタルイノベーション推進事業（委託、ワーク51関連）
- ③ ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金（補助、ワーク51関連）
- ④ 創業環境整備促進事業（委託、ワーク54関連）
- ⑤ 中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金（補助、ワーク54関連）

なお、抽出案件以外を含む県ワーク関連事業については、商工労働局のワーク49、51及び54の報告部分（第2章第4、第2章第6及び第2章第8）も参照されたい。

令和6年度事業の体系

公益財団法人ひろしま産業振興機構



- ◎ 主要事業
- 一般事業

事業名	①事業概要	細事業
1 創業環境整備促進事業	創業マネージャー等による窓口相談とともに、専門家(創業サポーター)を派遣したアドバイスや指導等きめ細かなサポートを実施する。 また、地域の支援機関と連携して、創業サポーター派遣など支援ツールの活用やセミナー開催等による支援を行う。	
2 経営企画支援事業	財団の成長企業基準を基に発掘/選定した企業に対し、企業経営の戦略立案、およびそこから経営課題を抽出/設定し、ほかの課題解決事業につなげる。課題解決の実行により、支援先企業の付加価値生産能力の飛躍的向上を目指す。	ネクストリーダー創出支援 データベース活用支援 企業データベースの運用
3 中小企業イノベーション促進支援事業（チーム型支援）	新たな成長を目指している企業を対象に、複合的で高度な経営課題を解決するため、専門家（マーケティング・セールス・ブランディング・生産管理等）で構成された支援チームを企業に派遣し、伴走型による集中支援を行う。	
4 中小企業成長プラン策定支援事業	中小企業が持つ技術力やノウハウ、経営力について強みや課題を可視化し、現状認識の深掘りを促すとともに、課題の設定や解決提案、成長へ向けたプラン策定を行い、企業の成長を後押しする。	
5 よろず支援拠点事業	中小企業・小規模事業者の売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆる相談に対応するため、コーディネーターや登録専門家を中心とする専門スタッフが傾聴と対話により適切な解決方法を提案する。	
6 技術コーディネート事業	年間を通じて企業訪問によるコーディネート活動を中心に行っていく他、大学研究室のシーズを公開し企業との共同研究のきっかけづくりを実施。 その他、マッチングのきっかけとなる座談会等を開催し、産業界のニーズ情報や学シーズ情報を提供していく。	
7 成長型中小企業等研究開発支援事業	中小企業、小規模事業者が大学、公設試等の研究機関と連携して行う、市場価値の優れたビジネスにつながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓につながる活動に対し経済産業省の助成制度の活用を支援する。	
8 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業	中小企業等の製品開発において、事前検証を終えた『試作開発から試験評価』のステージに対する資金助成を行う。 その中で、事業計画の相談という入口から、事業化という出口までを一気通貫にした「伴走型支援」を目指し、助成事業者に対し、専門的アドバイス、連携コーディネート等により事業を支援する。	
9 中小企業DX推進支援事業	ものづくり現場IoT推進リーダー育成塾（以下、「IoTリーダー塾」という。）で、将来的なDX推進のコアとなる「IoT推進リーダーの育成」と、「経営層コミットによるIoT活用戦略の作成」を並行して行い、その後、IoT推進リーダーがIoT活用戦略に基づいて自社の課題に即した「IoT導入プラン」を作成する。 ものづくり中小企業のIoT導入を後押しするため、取組に係る経費の一部を助成金で支援する。また、その取組成果を地域企業や県内大学等へ展開し、一連の事業のPDCAを回す。	
10 取引商談会等マッチング支援事業	①下請取引あっせん 県内製造業の受注ニーズに対応した個別あっせんを実施 ②受発注情報の収集・提供等 販路開拓プロジェクトリーダー・コーディネーター、企業総合支援マネージャーを配置し、新規発注情報や受注企業の基盤力などの収集・提供 ③広域取引商談会等の開催 ・広域取引商談会…複数の受発注企業が一堂に会するビジネスマッチング（県単独・中国ブロック・その他） ・個別商談会…発注企業1社に対して複数の受注企業とのマッチング	
11 広島県中小企業知財支援センター事業	・知財人材育成支援は、受講者の知財活動レベルに応じてレベルアップを図るため複数のコースを設定する。 ・知財総合相談では、アイデア段階～販売まで幅広い事業段階の知財相談に対応し、中小企業の経営課題達成を知財面から支援する。 ・外国出願支援では、事業戦略としての外国への特許出願等を促進するため、国の補助事業を活用して県内中小企業の外国特許出願等に要する経費の一部を助成する。申請企業には、適宜知財総合相談を行い、外国出願に関する知財戦略についてもサポートする。	
12 ひろしまデジタルイノベーション推進事業	・デジタル活用ステージをより高度な状態へのステップアップを促す技術課題解決支援 ・デジタル技術を活用し、モノづくりプロセスの変革を実行できる人材を育成するための、容易に受講できる研修プログラムの企画と実施 ・デジタルものづくりに必要な高性能計算機及びソフトウェアの安価な利用環境の提供	
13 自動車関連産業クラスター支援事業	自動車産業の100年に一度の変革期「CASE（特にEV）」に向けて、地域の自動車部品サプライヤー企業が2025年までに「戦略領域でBigPlayerに勝る提案ができる」「デジタル人材の地産地活による社会実装が実現できる」という目標に至るために、対象企業に対して「1. 経営戦略」「2. 基盤強化」「3. 企業力強化」「4. 価値創造」の4つのステージに応じた適切な支援を行う。 特に「EV対応人材の育成と技術力強化」を加速するために、R4年度9月から3年計画でスタートした地域企業共同の「EV研究プロジェクト」の活動を活性化させ、自動車OEMや公設試とも連携して、地域のEV対応を加速する。	人材育成事業 新技術トライアル・ラボ事業
14 新たな価値づくり研究開発支援事業	県内ものづくり企業が、単独又は開発グループを構成して実施する、広島県の助成制度を活用した応用・実用化開発を支援。 当機構が企業からの指名を受け、事業管理機関として応用・実用化開発の進行管理等の支援を実施。	
15 サプライヤー事業転換拠点運営事業	経済産業省の「(通称)ミカタプロジェクト」の地域支援拠点として、自動車部品サプライヤー企業の「攻めの業態転換・事業再構築」を支援していくために、ミカタプロジェクトのスキームに則った ①相談窓口の運営、②実地研修、セミナーの運営、③専門家派遣、の事業を行う。	

産振構提供資料を基に監査人作成

3 事業の達成度評価について

令和6年度事業計画及び収支予算は、令和6年3月定時理事会で承認された後、同月開催の令和5年度第4回評議員会で報告されている。

産振構に目標の決定プロセスを確認したところ、県の目標や支援実績等に基づき、関係役員間で協議の上で案を作成し、年度末（3月）の理事会で審議決議、その後同月の評議員会に報告するとの回答であった。

令和6年度事業報告は、令和7年6月理事会で承認された後、令和7年度定時評議員会で報告されている。令和6年度の事業の達成度について、令和6年度事業報告の各事業の説明に「令和6年度目標と実績」の項を設けて説明している。目標と実績値を記載し、達成度を「目標を達成／概ね目標を達成／未達」の3段階で評価している。

達成度の判断基準を確認したところ、客観的な判断基準はないが、関係役員が事業毎に、達成度合や事業環境、プロセス等を総合的に勘案し判断しているとの回答であった。達成度判断に至るまでの記録は特にないとのことである。

4 産振構事業と県事業との関係

第1（組織概要）で述べたように、産振構は、県の産業イノベーションに係る事業の受託事業者、補助事業者等の関係にある。

本監査で着目した産振構の主要事業（前記15事業）につき、県（ワークや関係事業）との関係を確認した。その内容は以下の表のとおりである。表に記載した以外にも、負担金を通じた関係もある（例えば、県が負担金を交付する「ひろ自連」の常任団体・事務局を産振構（カーテクノロジー革新センター）が務めている（ワーク49、第2章第4参照））。

令和6年度主要事業・県担当課・関係ビジネスプラン等一覧表

関係B P (ワーク番号)		関係事業		産振構		担当センター	広島県 担当課
R6産振構補助・委託事業		R6産振構補助・委託事業		15年度第一種補助 の番号	事業		
基幹産業である ものづくり産業の 更なる進化 (49)	次世代ものづくり基盤形成事業	自動車関連産業集積支援事業費補助金	自動車関連産業集積支援事業費補助金	13	自動車関連産業クラスター支援事業	カーテックノロジー革新C	自動車・新産業課
		新技術トライアル・ラボ事業費補助金	新技術トライアル・ラボ事業費補助金				
		自動車関連産業集積支援人材育成業務 (委託)	自動車関連産業集積支援人材育成業務 (委託)				
イノベーション環境 の整備 (51)	新たな価値づくり研究開発支援事業	新たな価値づくり研究開発支援補助金	新たな価値づくり研究開発支援補助金	14	新たな価値づくり研究開発支援事業		イノベーション推進チーム (イノベーション環境整備 担当)
		ひろしまデジタルイノベーション推進事業 (委託)	ひろしまデジタルイノベーション推進事業 (委託)	12	ひろしまデジタルイノベーション推進事業	デジタルイノベーションC	
県経済を牽引する 企業の育成・集積 (54)	創業環境整備促進事業	ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金	ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金	9	中小企業DX推進支援事業	ものづくり人材育成C	中小企業支援課
		創業環境整備促進事業 (委託)	創業環境整備促進事業 (委託)	1	創業環境整備促進事業	創業サポートC	
		中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金	中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金	3	中小企業イノベーション促進支援事業 (チーム型)	企業支援統括G	
		中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金	中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金	4	中小企業成長プラン策定支援事業	経営支援担当	
		中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金	中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金	8	中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業	開発支援担当	
ワーク外事業	ネクストリーダー創出支援事業	ネクストリーダー創出支援事業 (中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金)	ネクストリーダー創出支援事業 (中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金)	2	経営企画支援事業	企業支援統括G	自動車・新産業課
		知財活用ビジネス総合支援事業	知財活用ビジネス総合支援事業	11	広島県中小企業知財支援センター事業	知財支援担当	
		販路開拓支援事業費補助金	販路開拓支援事業費補助金	10	取引商談会等マッチング支援事業	販路開拓支援担当	
		地域共同研究プロジェクト推進事業	地域共同研究プロジェクト推進事業	6	技術コーディネート事業	開発支援担当	
		国事業					
				7	成長型中小企業等研究開発支援事業	開発支援担当	
				15	サブライヤー事業転換拠点運営事業	カーテックノロジー革新C	

産振構・県提供資料を基に監査人作成

5 県の共通管理費負担

(1) 経緯及び概要

産振構は、その管理費（総務人件費、施設諸経費等）に充てるため、県から共通管理費を受領している。平成28年度までは産振構の独自財源（基金運用益）で賄われていたが、財源不足のため、平成29年度以降、県が管理費を負担することとなった（参考：平成30年度包括外部監査結果報告書139頁）。

令和6年度分の共通管理費（53,745,000円）の県事業への振り分けの明細は以下のとおりである（第1掲載の表を再掲）。

広島県からの委託料・補助金・負担金（R6年度）の総額及び内訳

（金額単位：円）

事業名	実績確定額	うち、共通管理費	県予算書上項目名
委託料	280,020,425	18,715,000	
1 広島県創業環境整備促進業務	73,742,402	8,871,000	共通管理費
2 自動車関連産業集積支援（人材育成）業務	7,947,245	933,000	一般管理費
3 ひろしまデジタルイノベーション推進事業	93,051,739	8,911,000	管理費
4 指定管理施設の管理費用額（広島県立広島産業会館）	9,252,000		-
5 指定管理施設の管理費用額（広島県立産業技術交流センター）	96,027,039		-
補助金	398,574,109	35,030,000	
1 地域共同研究プロジェクト推進事業補助金	27,696,000	2,967,000	事業管理費
2 ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金	15,915,482	1,672,000	管理費
3 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金	84,108,031	10,530,000	共通管理費、共通管理経費
4 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金	58,511,000	0	-
5 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金	27,120,678	0	-
6 広島県中小企業知財支援センター事業費補助金	7,331,459	800,000	一般管理費
7 広島県下請企業振興事業費補助金	41,310,394	4,191,000	共通管理費
8 自動車関連産業集積支援事業費補助金	40,504,740	4,435,000	一般管理費
9 新技術トライアル・ラボ運営事業費補助金	89,640,325	10,435,000	一般管理費
10 新たな価値づくり研究開発支援補助金	6,436,000		-
負担金	18,914,000	0	
1 国際経済交流推進事業負担金	18,914,000		-
合計	697,508,534	53,745,000	

(2) 共通管理費の算定

県に確認したところ、概ね以下の流れとのことである。

- ① 前年度に産振構から共通管理事業費、管理費の内訳表の提供を受ける。
- ② 商工労働総務課で、前記内訳表の「共通管理費事業費（県負担分）」欄の金額（令和6年度の場合52,903千円）を負担する方針を確認する。内訳をみて過年度との変更があれば産振構に照会するが、基本的には上記金額を尊重している。
- ③ 共通管理費事業費（県負担分）を、産振構に関連する補助・委託事業に、事業の金額に応じて割り付けることとし、割付案を局内の各担当課に提示する。

- ④ 担当課の意見を聞いて必要があれば修正し、商工労働総務課が事業ごとの割付額を確定させる。
- ⑤ 上記割付額を産振構に伝え、委託契約や補助事業の契約や申請の際に各事業分の管理費を請求等してもらおう。

(3) 決算段階での確認

県に確認したところ、県事業分の共通管理費総額の決算額については、出資法人経営状況説明書の作成を通して産振構から報告を受けており、過去実績や予算額と比較して妥当な規模感であることを確認している。「経常費用」側の各項目（費用）は県事業以外の支出額も含めた全体額であり、県事業分のみでの支出内訳までは把握できないが、過去実績や予算額と大きく変動している場合は事情を確認するとのことである。

(4) 共通管理費の総額の公表

県が産振構に支出している令和6年度の共通管理費の「総額」の公表状況について県に確認したところ、予算額については公表資料にはなく、決算額（53,745千円）については、県が公表している「出資法人経営状況説明書」¹¹⁸により確認できる（ただし、合計する必要があるので一目で把握できるものではない）との回答であった。

6 平成30年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況（共通管理費）

(1) 外部監査での指摘・意見及びそれに対する措置状況の公表内容

平成30年度包括外部監査（監査対象機関は商工労働局のみ）において、共通管理費の支払につき、指摘1件と意見2件が出されている。それに対する当時の措置状況（令和2年5月25日公表）は、以下のとおりである。

- ① 県が産振構の共通管理費を負担する以上、県は、産振構の管理費自体が適切であるのか否か、その具体的内容をチェックすべきである。（指摘）

（措置状況）県で産振構への全体の管理費が適切かどうかの確認を行う。

- ② 当該管理費が適切であるとしても、そのうちどの程度を県が負担すべきであるのか、産振構自身が負担すべきものが含まれていないか、県以外からの補助金や委託料において支払いを受けられるものがないのか否かについての確認も行った上で、県の負担額を決定すべきである。（意見）

¹¹⁸ 出資法人経営状況説明書の「(1 1) 正味財産増減計算書（公益事業・共通：事業管理費）」の県受託事業収益18,715千円及び県受取補助金33,240千円並びに「(1 4) 正味財産増減計算書（法人会計：一般管理費）」の県受取補助金1,790千円の合計額

(措置状況) 産振構が管理費に計上しているものの中身について、県で確認を行う。

- ③ 産振構のように、県から複数の補助金や委託を受けている団体に対する共通管理費の負担のあり方としては、それが共通管理費であることが明確になるような方法（例えば、費用の性質や内容をふまえて管理費を配分する基準を策定し、これに基づいて配分したり、共通管理費として直接補助する）を検討されたい。（意見）

(措置状況) 共通管理費であることが明確になるような方法について検討する。

(2) 具体的な措置状況の確認

上記につき、監査人より措置当時の対応状況及び現在の対応状況について県商工労働局に改めて確認したところ、以下の回答を得た。

ア ①の指摘及び②の意見について

指摘及び意見を踏まえて対応方法を検討し、令和3年度当初予算以降については、予算の節別の所要額及び県費以外の自主財源からの充当額を確認のうえ、県の負担額を決定している（節別額を確認することでどのような経費に必要なかチェックしている。また自主財源充当額を確認することで県費負担額が適正かチェックしている。）。

もっとも、産振構が予算段階で作成提出した共通管理事業費、管理費の内訳表に記載された個別の費目（例：各人の人件費の額、旅費、需用費等）の内容のチェックについて確認したところ、人件費の額については別資料で確認しているが、その他の費目については、増減などがない場合は毎年の詳細確認までは県側はしていないとのことであった。

イ ③の意見について

配分基準の策定等についても検討を行ったが、毎年の各事業の状況等により共通管理費にも変動が生じることが想定されるため、一律の基準は策定せず、毎年の協議で決定している。

ウ 措置状況公表当時の措置内容に係る資料について

共通管理費に係る平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況（当時どのように検討、対応したか）を整理した資料は商工労働局に残っていないとのことである。

7 課題・問題点（事業の達成度評価の基準について）

令和6年度各事業の目標の達成度につき、産振構は、令和6年度事業報告において「達成」「概ね達成」「未達」の3段階で評価しているが、達成したか否かの基準（例えば、数値基準を満たしたか否かによるのか、定性面や実質面も考慮するのか）が事業全般につき明確にされていない

ない。さらに、「概ね達成」につき、どの程度をもって「概ね」達成したか基準が明らかではない。

各事業が県や国などの事業の一翼を担い、公益性が高いことを踏まえると、事業の達成度を客観的に評価することが重要であり、産振構としての統一的な評価基準を定めるべきである。

一例として、県の「R6主要施策の成果に関する説明書」では、ひろしまビジョンに係る成果目標（KPI）の達成度判断につき、「達成」「未達」「実績未確定」に分類した上で、「達成指標数には概ね達成（令和5年度実績と令和6年度目標の増減値に対して9割以上到達）したものを含む」との基準を設定しているが（第2章第3）、産振構においても一定の基準を設定すべきである。

8 課題・問題点（事業の達成度評価の手続について）

令和6年度各事業の目標の達成度の評価手続につき、関係役員が事業毎に、達成度合や事業環境、プロセス等を総合的に勘案し判断しているとのことであるが、達成度判断に至るまでの記録はない。

事業の公益性の高さ（前述）を踏まえ、評価の客観性を高めるため、産振構としての統一的な達成度評価手続を定めるべきである。また、評価当時の判断プロセスを将来確認できるようにする観点から、達成度判断に至るまでの記録を残すべきである。

9 課題・問題点（平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況の公表内容）

措置状況に係る当時の公表内容を見ると、「県で産振構への全体の管理費が適切かどうかの確認を行う。」「産振構が管理費に計上しているものの中身について、県で確認を行う。」「共通管理費であることが明確になるような方法について検討する。」との記載はいずれも抽象的であり、具体的にどのような措置を取ったのかが明確ではない。

監査の結果を当時の県がどのように受け止め、具体的にどのような措置内容を取ったのかが公表されなければ、監査により県の対応が改善したのか否かを判別できないから、自治法252条の38第6項の趣旨を踏まえ、県は措置状況をより具体的に説明すべきであった。

10 課題・問題点（平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況の対応内容の保存について）

県に確認したところ、共通管理費に係る平成30年度包括外部監査の措置状況（当時どのように検討、対応したか）を整理した資料は商工労働局に残っていないとの回答であった。監査の結果を県がどのように検討し対応したかの記録が保管されていなければ、措置状況の適否を後日検証することができない。措置当時の検討内容等を記録化し保管をしておくべきであった。

11 課題・問題点（共通管理費算定時の県側での内容審査について）

令和6年度の共通管理費算定時の県側での内容審査について、令和3年度当初予算以降、予算の節別の所要額及び県費以外の自主財源からの充当額を確認のうえ、県の負担額を決定しているとしつつ、産振構が予算段階で作成提出した共通管理事業費、管理費の内訳表に記載された個別の費目について、人件費以外の費目については、増減などがない場合は毎年の詳細確認までは県側はしていない。また、決算時においても、出資法人経営状況説明書の作成を通じた産振構からの報告時に過去実績や予算額と大きく変動している場合は事情を確認するが、経常費用側の各項目（費用）のうち県事業分のみでの支出内訳までは把握していない。

かかる対応は、産振構側の費用計上が基本的に妥当であることを前提にした審査となっている。毎年度多額の共通管理費を支出（令和6年度決算額：53,745千円）している現状を踏まえれば、県側で個別の費目の明細を確認するなど、より詳細な確認をすることが望まれる。

12 指摘及び意見

(1) 【指摘】 事業の達成度評価の基準について

令和6年度各事業の目標の達成度を「達成」「概ね達成」「未達」の3段階で評価しているが、達成したか否かの基準が事業全般につき明確にされていない。特に「概ね達成」につき、どの程度をもって「概ね」達成したかの基準が明らかではない。各事業が県や国などの事業の一翼を担い、公益性が高いことを踏まえると、事業の達成度を客観的に評価することが重要であるから、産振構としての統一的な評価基準を定めるべきである。

(2) 【指摘】 事業の達成度評価の手法について

令和6年度各事業の目標の達成度の評価手法につき、関係役員が事業毎に、達成度合や事業環境、プロセス等を総合的に勘案し判断しているが、達成度判断に至るまでの記録は特になく、産振構事業の公益性の高さを踏まえ、評価の客観性を高めるため、産振構としての統一的な達成度評価手法を定めるべきである。また、評価当時の判断プロセスを将来確認できるようにする観点から、達成度判断に至るまでの記録を残すべきである。

(3) 【指摘】 平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況の公表内容（県商工労働局へ）

措置状況当時の公表内容の記載内容は抽象的であり、具体的にどのような措置を取ったのかが明確ではない。監査の結果を当時の県がどのように受け止め、具体的にどのような措置を取ったのかが通知・公表されなければ、監査により県の対応が改善したのかが否かを判別することができないから、県は、措置状況をより具体的に説明すべきであった。

(4) 【指摘】 平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況の保存について（県商工労働局へ）

共通管理費に係る平成30年度包括外部監査の措置状況(当時どのように検討、対応したか)を整理した資料は商工労働局に残っていないとの回答であった。措置状況の適否を後日検証できるようにするため、措置当時の検討内容等を記録化し保管をしておくべきであった。

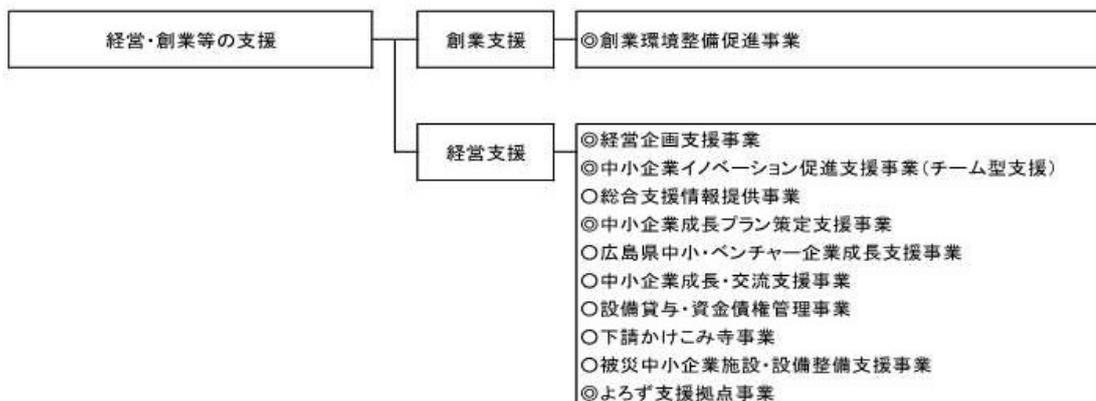
(5) 【意見】 共通管理費算定時の県側での内容審査について (県商工労働局へ)

令和6年度の共通管理費算定時の県側での内容審査について、予算・決算ともに一部の費目(人件費)を除き、各項目(費用)内訳までは確認しておらず、産振構側の費用計上が基本的に妥当であることを前提にした審査となっている。毎年多額の共通管理費を支出(令和6年度決算額:53,745千円)している現状を踏まえれば、県側で個別の費目の明細を確認するなど、より詳細に確認することが望まれる。

第3 「経営・創業等の支援」関連事業(産振構)

1 概要

「経営・創業等の支援」分野の事業は、以下の主要事業・一般事業により構成されている。主要事業(◎)につき以下説明する。なお、一般事業「設備貸与・資金債権管理事業」「被災中小企業施設・設備整備支援事業(無利子貸付)」については、第8 債権管理(産振構)で説明する。



2 創業環境整備促進事業

(1) 事業概要 (令和6年度事業報告2頁)

「オール広島創業支援ネットワーク」¹¹⁹の中核機関として、県内の創業支援機関と連携し、創業前から創業後にわたって総合的な支援を行うことで多様な創業の創出を図る。

¹¹⁹ 参考: ひろしまスターターズウェブサイト (<https://hiroshima-starters.com/concept.html>)

創業マネージャー等による窓口相談とともに、専門家(創業サポーター)を派遣したアドバイスや指導等きめ細かなサポートを実施する。また、地域の支援機関と連携して、創業サポーター派遣など支援ツールの活用やセミナー開催等による支援を行う。

事業実施に際しては、積極的にオンラインを活用し、利用者の利便性向上を図る。

	概要
創業マネージャー等の設置	○創業に関する悩みや疑問等に対して助言を行うとともに専門知識が必要な場合は創業サポーターの派遣等を提案。
創業サポーターの派遣	○幅広い分野の専門家を創業サポーターとして登録し、支援対象者の相談ニーズに応じて派遣して、専門的なアドバイスを実施。
創業セミナーの開催	○創業知識のノウハウの習得、気運醸成、及び業種別の独立開業を後押しするための(オンラインを活用した)セミナーを企画・開催。

(2) 目標と実績 (令和6年度事業報告2頁)

概ね目標を達成¹²⁰

指 標	令和6年度目標	実 績
○年間創業件数	300 件	312 件
○創業マネージャー等による相談件数	1,000 件	1,176 件
○創業サポーターの派遣回数	年間延べ 650 回程度	508 回
○創業セミナーの開催回数	20 回以上	36 回

創業サポーターの派遣回数実績が目標より下回った件について産振構に確認したところ、「ネット等での情報が充実するなか、相談内容がある程度絞られてきていること、センターや創業サポーターのノウハウ蓄積が進み、サポートが効率的になったこと、特定創業支援等事業については、オンラインセミナーの受講を促していることなど」を原因と考えており、「今後は事業計画のブラッシュアップなどについて創業サポーターの一層の活躍を図るよう対応していく」との回答を得た。

創業セミナー開催による効果の測定方法について、アンケートによりセミナーの満足度を測定したり、特定創業支援等事業の証明申請等により創業実績を把握している。

3 課題・問題点 (県提出の事業計画書の件数と令和6年度事業報告上の指標の関係)

創業環境整備促進事業(県委託事業)について、令和6年度事業報告上の指標にはないが、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられている数値(創業セミナー開催事業の参加者数、創業サポーター支援事業の登録者数、支援事業者数、延べ時間数など)があり、逆に、

¹²⁰ 各指標の測定方法は以下のとおり。

年間創業件数：相談者、セミナー受講者、地域中小企業支援センターの創業件数の合計により測定。

創業マネージャー等による相談件数：創業マネージャー・サブマネージャーの業務記録より測定。

創業サポーターの派遣回数：サポートの実施回数により測定。

セミナー開催回数：セミナーの開催回数(オンラインセミナーは科目ごとに計上)により測定。

令和6年度事業報告書の指標にはあるが、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられていない数値（創業マネージャー等による相談件数）がある。

産振構独自の指標を設けることを否定する趣旨ではないが、本事業が県からの委託事業であることから、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられている数値について、少なくとも令和6年度事業報告上の指標との関係を事業報告書上に記載することが望ましい。

4 経営企画支援事業

(1) 事業概要¹²¹（令和6年度事業報告4頁）

	概要
①市場分析/競合分析支援 （データベース活用支援）	○各センターの企業支援等、既存情報や外部からの入手データ活用を念頭に、財団内企業選定や選定企業のモニタリングに活用する。
②企業戦略設定支援 （ネクストリーダー創出支援）	○財団の成長企業基準を基に発掘/選定した企業に対し、企業経営の戦略立案、およびそこから経営課題を抽出/設定し、ほかの課題解決事業につなげる。課題解決の実行により、支援先企業の付加価値生産能力の飛躍的向上を目指す。
③企業データベースの運用	○各センターの企業支援等、既存情報の活用を念頭に、財団内の企業情報データベースを運用し、センター間で情報共有することにより、財団内シナジーを創出する。

(2) 目標と実績（令和6年度事業報告5頁）

概ね目標を達成¹²²

¹²¹ 「付加価値生産能力」の定義（県と同基準）

①付加価値：年商×20%で算出、②生産能力向上：①で算出した付加価値額の前年対比増加利率で算出

¹²² 支援候補企業 51社（産振構で保有する企業データベースのうち以下の抽出基準を満たす）

①地域未来牽引企業に認定されていない、県内に本社がある中小企業、②関連会社を有していること、③みなし大企業でないこと

指標	目標	実績
①市場分析/競合分析支援 (データベース活用支援) ②企業戦略設定支援 (ネクストリーダー創出支援)	<p>○県内の主要な産業分野(自動車/半導体/食品製造/造船/繊維)を対象に成長期待のある企業を選定 (3~5社/年、支援期間は1社あたり3~6か月)</p> <p>○成果指標は以下指標とし、主に成長性を評価する 1)高い付加価値創出(利益/雇用貢献) 2)成長性(利益面/雇用面) 3)地域経済牽引力度(コネクタ一度/ハブ度)</p>	<p><概ね目標を達成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業スキーム、支援候補先の選定基準及び考え方等について、県と協議しコミットした。 ・外部データおよび当財団企業データベースをもとに、売上規模、成長性、グループ企業を持つ企業を抽出。 ・これをもとに、地域コンサル(株広島銀行を選定)と連携して、候補企業の経営者や役員を訪問し、意向をヒアリング(電話案内51社、18社訪問)。 ・県内の主要産業分野を対象に成長期待のある企業を選定。 (目標3-5社/年⇒実績3社)
③企業データベースの運用	<p>○共通データベースの運用による企業情報の蓄積、各センター間における情報共有の徹底・定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団内での新DBの共有化により、より質の高い企業支援を目指す。 	<p><概ね目標を達成></p> <p>○財団内ワーキンググループを通じて、改良・機能アップ・定着・シナジー創出の基盤強化を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業DB内に、東京商工リサーチのデータ取り込みや外部機関のDBとリンクさせ、情報量拡充。 ・企業DB内に、各センター要望をもとに、新たにアプリを開発。 ・コーディネーター会議を通じて、情報共有の基盤に企業DBを利用している。

5 中小企業イノベーション促進支援事業(チーム型支援事業)

(1) 事業概要(令和6年度事業報告6頁)

概要							
チーム型 支援	○新たな成長を目指している企業を対象に、複合的で高度な経営課題を解決するため、専門家(マーケティング・セールス・ブランディング・生産管理等)で構成された支援チームを企業に派遣し、伴走型による集中支援を行う。						
	<table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>代表者のほか、開発、営業等担当者も事業に参画できる体制が構築できる県内中小企業</td> </tr> <tr> <td>事業の特徴</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・経営課題の設定や経営戦略の策定を始め、製品・技術・サービスの企画段階からマーケティング・セールスまで、一気通貫型による支援を実施 ・様々な分野の専門家による柔軟な支援体制 ～幅広い支援領域に対応していくため、他の産業支援機関等とも連携し、専門家人材を発掘 ・支援開始前にあたり、プロジェクトマネージャーによる企業課題のヒアリングを実施 ・最長1年間の支援(複数年度にわたることも可能) ～支援終了後(2年間)も、企業からの要望をもとに、専門家によるフォローアップ支援を実施 ・随時受付け、申込から約1か月で調査・採否決定 ・各種支援内容に応じて、パッケージ型による支援を実施 </td> </tr> <tr> <td>費用負担</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・最大 24 回まで専門家謝金の 9 割を産振構が負担(企業負担 1 割) ・フォローアップ支援については、最大 3 回まで専門家謝金の 5 割を産振構が負担(企業負担 5 割) </td> </tr> </table>	対象	代表者のほか、開発、営業等担当者も事業に参画できる体制が構築できる県内中小企業	事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・経営課題の設定や経営戦略の策定を始め、製品・技術・サービスの企画段階からマーケティング・セールスまで、一気通貫型による支援を実施 ・様々な分野の専門家による柔軟な支援体制 ～幅広い支援領域に対応していくため、他の産業支援機関等とも連携し、専門家人材を発掘 ・支援開始前にあたり、プロジェクトマネージャーによる企業課題のヒアリングを実施 ・最長1年間の支援(複数年度にわたることも可能) ～支援終了後(2年間)も、企業からの要望をもとに、専門家によるフォローアップ支援を実施 ・随時受付け、申込から約1か月で調査・採否決定 ・各種支援内容に応じて、パッケージ型による支援を実施 	費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・最大 24 回まで専門家謝金の 9 割を産振構が負担(企業負担 1 割) ・フォローアップ支援については、最大 3 回まで専門家謝金の 5 割を産振構が負担(企業負担 5 割)
	対象	代表者のほか、開発、営業等担当者も事業に参画できる体制が構築できる県内中小企業					
	事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・経営課題の設定や経営戦略の策定を始め、製品・技術・サービスの企画段階からマーケティング・セールスまで、一気通貫型による支援を実施 ・様々な分野の専門家による柔軟な支援体制 ～幅広い支援領域に対応していくため、他の産業支援機関等とも連携し、専門家人材を発掘 ・支援開始前にあたり、プロジェクトマネージャーによる企業課題のヒアリングを実施 ・最長1年間の支援(複数年度にわたることも可能) ～支援終了後(2年間)も、企業からの要望をもとに、専門家によるフォローアップ支援を実施 ・随時受付け、申込から約1か月で調査・採否決定 ・各種支援内容に応じて、パッケージ型による支援を実施 					
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・最大 24 回まで専門家謝金の 9 割を産振構が負担(企業負担 1 割) ・フォローアップ支援については、最大 3 回まで専門家謝金の 5 割を産振構が負担(企業負担 5 割) 						
○企業の経営改善や販路開拓、生産性改善等の分野に係る専門家によるセミナーの開催 対象:県内に事業所を有する製造業を中心とした中小企業 セミナー:チーム型支援専門家等による販路開拓支援、生産性向上セミナー等(仮称)							

(2) 目標と実績 (令和6年度事業報告7頁)

目標を達成¹²³

¹²³ 採択企業の選定基準: 6つの審査項目(現状分析、実現性、計画性、意欲・熱意、健全性、持続性・発展性)で評価し、評価点(満点120点)合計点数が満点の6割以上を採択

指標	目標	実績
チーム型支援	<p>① 支援企業における売上等が前年度から向上した企業の割合 80% ※順調に推移している割合 参考: R5 調査 75.0%(12社/16社) 【前年調査 60.0%】</p> <p>② 採択企業数: 10社以上</p> <p>③ 専門家人材(生産管理、DX、EC分野、カーボンニュートラル等)の確保</p> <p>④ 企業の経営改善や販路開拓、生産性改善等の分野に係る専門家等によるセミナーの開催、成果事例集の発行や事例発表会などの場づくり</p>	<p>① R6実績: 58.8%(10社/17社) <概ね達成> ・価格転嫁が原材料や燃料費等の高騰に追いつかず企業活動に大きく影響するなど、昨年度(R5実績: 75.0%(12社/16社))以上に厳しい調査結果となった。</p> <p>② 採択企業数: 10社 <達成> ・食品2社、機械系ものづくり5社、その他3社</p> <p>③ 新たな専門家人材: 5名確保 <概ね達成> (DX推進2名、Webマーケティング1名、生産管理2名)</p> <p>④ セミナー開催3回 <達成> ○現場効率化セミナー 広島・福山の2会場で開催 ・広島会場: 9/13開催、参加者数: 42者/28社 ・福山会場: 9/20開催、参加者数: 31者/18社 ・セミナー満足度: 満足86.2%(うち、高満足31%) ・参加者のフォローアップとして、14社訪問 ○販路拡大セミナー ・広島市3/10開催、参加者数: 136者/102社 ・セミナー満足度: 満足98.12%(うち、高満足53.4%) ・アバンセ(株)ユアーズ 個別商談会: 52社がエントリー(個別商談会開催: 4/25) ○年商100億円を目指す企業のための成長戦略セミナー ・広島市3/17開催、参加者数: 97者/59社 ・セミナー満足度: 満足95.9%(うち、高満足49.0%) ・成長意欲ある企業に対して、今後、企業訪問等のフォローアップ予定</p> <p>⑤ チーム型支援のパンフレットに支援事例4社を追加</p>

6 課題・問題点（県提出の事業計画書の件数と令和6年度事業報告上の指標の関係）

中小企業イノベーション促進支援事業（チーム型支援事業）（県の補助事業）について、令和6年度事業報告上の指標にはないが、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられている数値（事業説明会・セミナーの開催件数・参加企業数、訪問企業数）がある。

その理由について、産振構は、『事業説明会・セミナー』の目的は、開催件数や参加社数ではなく、セミナー等を通じて、チーム型支援等の制度の普及、利用促進及びターゲットとなる案件発掘に主眼をおいているため、開催件数や参加社数の数を目標にしているわけではない。また、県に提出した事業計画書は、『事業説明会・セミナー』の計画件数と予算をリンクするよう、計画件数等を記載している。令和6年度からネクストリーダー創出支援事業を新事業として開始することから、財団（産振構）の職員・予算リソースを考慮して、県と協議の上「訪

問企業60社」としたものである。なお、この60社にはネクストリーダー創出支援事業の候補企業発掘に係る訪問件数は含まれていない。」旨回答した。

産振構独自の指標を設けることを否定する趣旨ではないが、本事業が県の補助事業であることから、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられている数値については、少なくとも令和6年度事業報告上の指標との関係を事業報告書上に記載することが望ましい。

7 中小企業成長プラン策定支援事業

(1) 事業概要（令和6年度事業報告9頁）

中小企業が持つ技術力やノウハウ、経営力について強みや課題を可視化し、現状認識の深掘りを促すとともに、課題の設定や解決提案、成長へ向けたプラン策定を行い、企業の成長を後押しするものである。

	概要
○評価書発行、成長プラン策定	○従来の評価制度において発行していた評価書により、財務諸表だけでは分からない技術力やノウハウ等を含め現状の可視化を行う。改善や成長までの道筋を描く成長プランを策定し、課題解決へ向けた提案や成長支援を行う。
○制度の周知・活用セミナー	○金融機関等との共催により、知的資産や本制度の周知・活用を目的としたセミナーを行う。 また、中国財務局との共催により、金融機関向けに本業支援や伴走支援について等のセミナーを行う。

(2) 目標と実績（令和6年度事業報告9頁）

目標を概ね達成

指標	令和6年度目標	実績
○評価書発行、成長プラン策定	○評価書・成長プラン作成件数20件 (参考：R5年度の評価書申込実績：26件)	○評価書、成長プランの発行：8件 ＜概ね達成＞ 上記以外の申込件数6件(R7年度で対応)
○制度の周知・活用セミナー	○セミナー開催回数：2回／年 (R5年度実績：1回／年)	○事業性評価研究会の実施(中国財務局との共催)＜概ね達成＞ ・広島市1/9開催、参加者数：61者/22機関 (金融機関及び商工会議所等の支援機関が参加)

令和6年度の評価書発行・成長プラン策定件数は8件であり、令和5年度（26件）より減少している。その理由について、「中小企業技術・経営力評価活用促進事業から成長を後押しするための事業とし、令和6年度に中小企業成長プラン策定支援事業に制度を変更した。大半が金融機関経由の申し込みであるが、事業対象を業況が堅調で成長支援意欲旺盛な企業に変え、従来の資金繰り支援目的の企業は対象外とした結果、信用組合・信用金庫からの紹介案件中心に極端に減少したため、発行件数は前年度比大幅に少なくなった。」としている。

8 課題・問題点（目標の達成度評価について）

目標を達成と評価した理由を確認したところ、「目標を20件として取り組んだが、年度末までに発行できたのは8件で、6件は止む無く翌年度発行へ繰り越しとなった。また、相談は受けたもののほかの資金繰り支援機関等を紹介した企業が9件あり、総相談件数は23件であったため、概ね達成と評価した。」とのことである。

全体としてみれば、目標を達成したと評価する余地がないとはいえないが、第2 事業の概要（産振構）で述べたように、目標を達成したか否かの産振構としての判断基準が不明確である点が問題である。この点に関する意見は、第2を参照されたい。

9 よろず支援拠点事業

(1) 事業概要（令和6年度事業報告10頁）

中小企業・小規模事業者の売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆる相談に対応するため、コーディネーターや登録専門家を中心とする専門スタッフが傾聴と対話により適切な解決方法を提案する。

	概要
よろず支援拠点	○専門性の高い経営支援（経営相談の専門医） 売上拡大や経営改善などの経営課題の解決に向け、専門性の高い高度な提案を行う。 ○地域の総合的な経営支援（経営相談の総合医） 自らが専門医として高度な経営課題に関する相談対応を行うだけでなく、地域の支援機関との連携により、高水準の経営支援を行う。 ○きめ細かなフォローアップ 相談対応後のフォローアップに取り組むとともに、相談者との信頼関係を構築する。
中小企業 119	○地域プラットフォームの連携促進 地域の中小企業支援機関等が連携した地域プラットフォーム「ひろしま中小企業支援ネット」の代表機関として、連携促進会議の開催等により、構成機関の情報共有や連携を推進する。 R2 年度から「広島県産業支援機関等連携推進会議」と共同実施。

(2) 目標と実績（令和6年度事業報告10頁）

目標を達成

指標	目標	実績
よろず 支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○名寄せ後の全相談者数 1,200 者 ○成果確認件数 270 件 ○経営全般にわたって中長期的な視点で課題解決に努める伴走型支援により経営基盤の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○名寄せ後の全相談者数 1,573 者<達成> ○成果確認件数 313 件<達成> ○地域産業・経済の活性化を担う成長志向中小企業の伴走支援 4 社 経営改善に特化したチーム支援 3 社<達成>
中小企業 119	<ul style="list-style-type: none"> ○「広島県産業支援機関等連携推進会議」と合同での連携促進会議: 1 回 (支援情報・支援施策の共有・利用促進、構成機関の支援機能の把握等) 連携機関数 50 機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域プラットフォームの連携会議開催 「広島県産業支援機関等連携推進会議」と合同での開催: 1 回<達成> (支援情報・支援施策の共有・利用促進及びよろず支援事業事例紹介)

10 課題・問題点（委託契約について）

「経営・創業等の支援」関連事業に係る委託契約（ネクストリーダー創出支援事業コンサルティング業務、技術・経営力評価報告書及び成長プラン作成等業務委託）の課題・問題点については、第9 委託契約（産振構）を参照されたい。

11 意見

(1) 【意見】 県提出の事業計画書の計画件数と令和6年度事業報告上の指標の関係

創業環境整備促進事業につき、産振構独自の指標を設けることを否定する趣旨ではないが、本事業が県の委託事業であることから、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられている数値については、少なくとも令和6年度事業報告上の指標との関係を事業報告書上に記載することが望まれる。

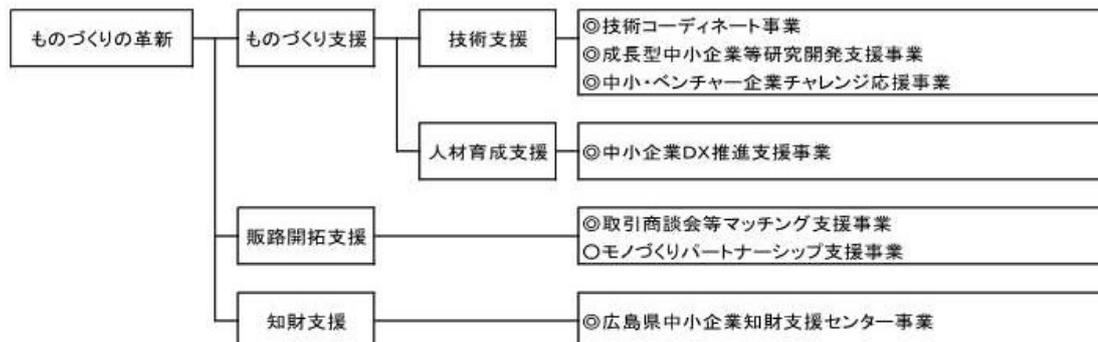
(2) 【意見】 県提出の事業計画書の計画件数と令和6年度事業報告上の指標の関係

中小企業イノベーション促進支援事業（チーム型支援）につき、産振構独自の指標を設けることを否定する趣旨ではないが、本事業が県の補助事業であることから、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられている数値については、少なくとも令和6年度事業報告上の指標との関係を事業報告書上に記載することが望まれる。

第4 「ものづくりの革新」関連事業（産振構）

1 概要

「ものづくりの革新」分野の事業は、以下の主要事業・一般事業により構成されている。主要事業（◎）につき以下説明する。



2 技術コーディネート事業

(1) 事業概要（令和6年度事業報告12頁）

年間を通じて企業訪問によるコーディネート活動を中心に行っていく他、大学研究室のシーズを公開し企業との共同研究のきっかけづくりを実施。

その他、マッチングのきっかけとなる座談会等を開催し、産業界のニーズ情報や学のシーズ情報を提供していく。

	概要
技術 コーディネート 活動	<ul style="list-style-type: none"> ○企業、大学等への訪問及びWEB等で情報収集を行い、共同研究、技術指導に結びつける。 ○開発資金補助事業獲得を支援し、企業の技術競争力を強化することに繋げる。 ○財団DBによる開発型企業の抽出及びアプローチ等、能動型発掘を引き続き実施。
マッチングフォー ラムの開催	<ul style="list-style-type: none"> ○【座談会形式】：チャレンジ応援事業やその他補助事業で財団が収集可能なニーズ情報を起点とし、少人数形式でマッチング先や課題解決方法の情報交換を行う。 【大学等シーズ発表形式】：企業ニーズに結び付く可能性のあるテーマを選択し、シーズ発表や意見交換を行う。 【既存技術の用途展開模索】：Go-Tech等補助金で確率された技術について、新たな用途展開を検討する場を設定。

(2) 目標と実績（令和6年度事業報告12頁）

目標達成

指標	令和6年度目標	実績
① 技術コーディネータ活動	<p>① 技術コーディネータ活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学、企業、公設試等による共同研究、企業に対して大学からの技術指導、企業からの大学、公設試に対する委託研究に繋げる橋渡し件数年間10件 ○企業に対してニーズに見合った専門家の紹介、課題に応じた適切な機関の紹介や国等補助事業の獲得支援20件 	<p>① 技術コーディネータ活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産学官による共同研究、大学からの技術指導、企業から委託研究に繋げる橋渡し件数 目標10件／実績10件 ⇒ 達成 ○企業ニーズや課題に合った専門家／機関の紹介、国等補助事業の獲得支援 目標20件／実績24件 ⇒ 達成
② マッチングフォーラム	<p>② マッチングフォーラムの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開催回数年間5回開催とし、その後のフォロー活動によるマッチング(橋渡し)※実績を5件に設定 マッチング件数内訳(共同研究1件、その他技術指導、専門家(専門機関)紹介) 	<p>② マッチングフォーラムの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門家／機関へ橋渡し 目標5件／実績6件 ⇒ 達成 ○開催回数 目標5回／実績6回 ⇒ 達成

3 成長型中小企業等研究開発支援事業

(1) 事業概要 (令和6年度事業報告13頁～14頁)

川下企業が求める技術や加工法を研究課題として取り組む中小企業を核とし、それに共同して協力する公設試等を共同体メンバーと課題解決力や競争力強化を行うものである。

	概要
採択テーマ共同研究推進業務	<ul style="list-style-type: none"> ○主な研究体メンバーが行うのは、研究開始時点で上げたいいくつかの技術的な課題をクリアーにしていくことである。その動きと並行する形で、本財団は研究の進捗管理を行い、研究期間の節目で推進委員会の開催を主催する。 ○また、この研究開発助成金は国庫事業ということもあり、会計検査の対象にもなっていることから、検査に耐えられる程の経理証拠書類の整理や物品の取扱いが求められており、それに関する共同研究体に対しての指導なども行っている。
Go-Tech 補助事業採択に向けた活動	○Go-Tech 事業等補助金制度採択に向けた発掘活動及び提案書ブラッシュアップ制度周知活動の実施(補助金獲得セミナー開催及び相談窓口の常設、周知、運営)
開発期間終了事業の現状把握	○終了事業のフォローアップ調査により事業化の現状把握を実施(フォローアップ調査)

(2) 目標と実績 (令和6年度事業報告14頁)

目標達成

指標	令和6年度目標	実績
①ゴーテック/サポイン補助事業採択に向けた活動	①事業提案3件提案のうち1件採択	①3件提案1件採択 ⇒ 達成
②中間評価ヒアリングの評価値	②中間評価Bランク(ある程度評価できる、継続可能)以上の評価取得を目指すため、進捗管理を確実に実施	②継続案件2件中、2件ともB評価以上の評価取得 ⇒ 達成

4 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業

(1) 事業概要 (令和6年度事業報告14頁～15頁)

中小企業等の製品開発において、事前検証を終えた『試作開発から試験評価』のステージに対する資金助成を行う。その中で、事業計画の相談という入口から、事業化という出口までを一気通貫にした“伴走型支援”を目指し、助成事業者に対し、専門的アドバイス、連携コーディネート等により事業を支援する。不採択事業者に対しても採択に向けての支援を行う。

○助成額：上限 500 万円 ○助成率：2/3 以内

○評価・アドバイス：外部専門家や金融機関等によるアドバイス・評価等

	概要
1次公募	○前年度3月上旬から公募(締切4月下旬)を開始する。6月上旬から2月末を目途に、概ね9か月を助成事業期間とする。 ○採択者へ助成期間内に専門家を2回程度投入し、事業の加速を図る。
2次公募(債務負担)	○債務負担による予算の公募を8月中旬(締切10月中旬)より開始する。12月上旬から翌年度9月末を目途に、概ね10か月を助成期間とする。 ○助成期間内に専門家を2回程度投入し、事業の加速を図る。

(2) 目標と実績 (令和6年度事業報告15頁)

目標達成

指標	令和6年度目標	実績
①採択件数	① 年間採択数5件程度	① 年間採択数 7件 ⇒ 達成
②採択案件の事業化・実用化	② 事業化のための国・県等の競争的資金獲得支援や当機構での連携コーディネート、支援策等の協調支援への展開による事業化・実用化を2件以上目指す。	② 事業化達成 2件 ⇒ 達成

5 中小企業DX推進支援事業

(1) 事業概要（令和6年度事業報告16頁）

- ◇ものづくり現場IoT推進リーダー育成塾（以下、「IoTリーダー塾」という。）で、将来的なDX推進のコアとなる「IoT推進リーダーの育成」と、「経営層コミットによるIoT活用戦略の作成」を並行して行い、その後、IoT推進リーダーがIoT活用戦略に基づいて自社の課題に即した「IoT導入プラン」を作成する。
- ◇ものづくり中小企業のIoT導入を後押しするため、取組に係る経費の一部を助成金で支援する。また、その取組成果を地域企業や県内大学等へ展開し、一連の事業のPDCAを回す。

概要	
IoTリーダー塾	<ul style="list-style-type: none"> ○IoT推進リーダー育成…現場改善にフォーカスし、座学・実習・IoT導入プラン作成（約4か月、定員10名・社/年程度、ハイブリッド開催）、オープンセミナーで中小企業に適したIoT展示会等実施 ○経営層コミットによるIoT活用戦略作成…座学・戦略作成及び戦略のIoT推進リーダーへ共有（IoT推進リーダーの育成と同時並行、IoT推進リーダーの所属企業の経営層10名/年程度、ハイブリッド開催）
応用コース	<ul style="list-style-type: none"> ○ものづくり中小企業が地元ベンダー・Slerと連携してデジタル技術導入の実証に取り組む場合、費用の一部を助成。（助成限度額約150万円/件、補助率1/2以内、助成件数3件/年程度） ○県内大学（情報・工学系学部等）での成果発表会（12月予定）、ものづくり中小企業を対象とした成果発表会（3月予定）

「一連の事業のPDCAを回す」との点について、具体的な展開等について確認したところ、以下のように実施しているとの回答を得た。

- ア 広島工業大学で事例発表会の実施（令和6年10月23日）
- イ 成果発表会の実施（令和7年3月7日）
- ウ 成果発表会の様子をYouTubeへ掲載

(2) 令和6年度目標とその達成状況

以下の表のとおり「目標達成」としている（令和6年度事業報告より）。

【令和6年度事業目標と実績】

「目標達成」

指標	令和6年度目標	実績
育成・支援企業数 （アウトプット）	延べ13社 （IoT推進リーダーの育成…10名・社、 応用コース…3社）	下記を合計して13社 → 達成
IoT活用戦略及び IoT導入プランの 作成支援企業数 （アウトプット）	10社（IoT推進リーダーの育成と同数）	カイゼン・DX講座での参加企業数 10社 → 達成
ものづくり中小企業の IoT実装件数	R6年度を取組を通じて、3件の実装を 目指す。（応用コース…3社）	3件の助成事業を採択・完了 [1]田口鑄造所 2)船越鉄工 3)モルテン] → 達成

(3) KPIの設定値及び達成状況について

以下の表の活動実績等に記載のKPIの設定につき、産振構に確認したところ、以下の回答を得た（令和6年度事業報告より）。

【活動実績等】

① 事業全体

- アンケートの調査結果を分析して県内ものづくり中小企業のDXに対する現状レベルを把握するとともに、その結果とカイゼン・DX講座受講企業の受講前、受講後のレベルを比較検討することにより、カイゼン・DX講座で目指すレベルの上昇値(KPI)を設定した。
- オープンセミナーをこれまでの2回から5回に拡大して実施した。(新たにAI、ロボット、DX(IoT)事例紹介セミナーを実施) また、より企業ニーズに基づいたオープンセミナーとするため、参加者アンケート等の分析を行った。

② カイゼン・DX講座(旧:IoTリーダー塾)

- 受託事業者、ITサポーターを含めた関係者による定例会議を開催し、各講義の振り返りと次回講義に向けた打ち合わせを重ねた結果、講座を円滑に運営することができた。
- 各受講企業の工場視察を実施し、経営層と推進リーダー同席による経営課題分析・個別アドバイザーを行うなど、きめ細かな支援を実施した結果、全受講企業(10社)がDX活用戦略とDX導入プランを完成させ、成果報告会で発表を行った。(2024/12)
また、受講後の取組継続の後押しと来期の導入実証助成金申請企業発掘に向け、課題共有会を開催。(3月中旬)
- 次年度事業のレベルアップに向けた振り返りと対応策を検討する会議を、県とともに開催(2月以降週1回程度開催)

③ 導入実証助成金(旧:応用コース)

- 助成事業の成果拡大のため、地元ベンダー・Sierをアドバイザーとして選定し、事業計画作成段階から継続したアドバイスを実施することにより、3件の助成事業を採択・完了することができた。[1)田口鋳造所 2)船越鉄工 3)モルテン]得られた成果については、活動成果報告会で発表。
- 過年度助成企業等による「ものづくり中小企業のIoT導入事例紹介」を、広島工業大学情報学部情報コミュニケーション学科の3年生の講義「専門ゼミナールB」において発表した。(10月23日)。広島県と同学の包括的連携協定による事業の一環として実施)講義後にアンケートを実施し、学生のIoT等に対する関心を調査した。

ア 設定値について

受講企業10社に対し、受講前後でそれぞれデジタル化の取組状況(未着手→準備→学習→見える化→効果確認→拡大展開→高度化)をヒアリングし、各企業が少なくとも1段階以上ステップを進めることを目標としている。

イ 令和6年度の達成状況について

令和6年度の達成状況は、10社中3社が目標を達成している。

達成状況について確認したところ、「このKPIは、カイゼン・DX人材育成講座の受講前後の達成状況を示している。受講期間は4ヶ月と短いため、この間だけでデジタル化の取組レベルを大きく向上させるのは難しいと考えられる。しかし、将来の計画(半年~1年以内)については、10社中7社が「取組レベルを上げる予定」と回答しており、一定の成果があったと評価できる。」との回答を得た。

6 取引商談会等マッチング支援事業

- (1) 事業概要(令和6年度事業報告18頁)

①下請取引あっせん

県内製造業の受注ニーズに対応した個別あっせんを実施

②受発注情報の収集・提供等

販路開拓プロジェクトリーダー・コーディネーター、企業総合支援マネージャーを配置し、新規発注情報や受注企業の基盤力などの収集・提供

③広域取引商談会等の開催

- ・広域取引商談会…複数の受発注企業が一堂に会するビジネスマッチング
(県単独・中国ブロック・その他)
- ・個別商談会…発注企業1社に対して複数の受注企業とのマッチング
(一般開示不可・急を要する場合等に対応)

	概要
下請け取引 あっせん	○本県基幹産業である機械系製造業等の県内中小企業に対して、ニーズに沿った取引あっせんを実施(随時)
受発注情報の 収集・提供	○広域的にタイムリーかつ効果的な受発注情報の収集・提供を行うとともに、県内企業のニーズにマッチする案件を提案するなど、その他課題を含めた相談対応及びサポートを実施(通年)
広域取引商 談会等の 開催	○広域取引商談会 対面形式:年2回程度を予定(県内・他県との合同商談会など) オンライン形式:対面との併催もしくは、対面開催の間に年1~2回程度を予定 ○中国ブロック5県合同開催(年1回:R6 広島幹事開催) ○個別商談会(発注企業ニーズに基づき随時開催)

(2) 目標と実績 (令和6年度事業報告18頁~19頁)

概ね目標を達成

指標	令和6年度目標	実績
◎マッチング数	800件	810件
◎成立件数/当初成立金額	110件/240,000千円	128件/407,138千円
◎企業訪問・相談対応件数	400件	364件
◎新規発注案件の獲得(個別 あっせん分)	100件	103件
◎広域取引商談会等の開催	○中国・九州地区5県合同広域取引商談会 (広島・山口・福岡・熊本・鹿児島)9/20in 山口維新ホール 発注企業61社、受注企業60社、マッチング件数119件 ○中国ブロック合同広域取引商談会 10/29in ホテルグランヴィア広島 発注企業78社、受注企業87社、マッチング件数267件	

◎BtoC 製品等支援	○JR 西日本公式オンラインショップ DISCOVER WEST モール説明会 7/18inJR 西日本広島支社 食品・雑貨関係 33 社が JR 西日本と口座開設、EC サイト販売開始 ○ショップチャンネル連携企画 TV 生放送『日本を見つけよう～広島～』 10/10in 広島市内 参加者：選考による食品関係企業9社、販売額合計：75,600 千円
-------------	---

7 広島県中小企業知財支援センター事業

(1) 事業概要（令和6年度事業報告20頁）

本事業では3つの知財支援策として、知財人材育成支援（講座開催等）、知財総合相談、外国出願支援（補助金）を継続して実施する。

知財人材育成支援は、受講者の知財活動レベルに応じてレベルアップを図るため複数のコースを設定する。

知財総合相談では、アイデア段階～販売まで幅広い事業段階の知財相談に対応し、中小企業の経営課題達成を知財面から支援する。

外国出願支援では、事業戦略としての外国への特許出願等を促進するため、国の補助事業を活用して県内中小企業の外国特許出願等に要する経費の一部を助成する。申請企業には、適宜知財総合相談を行い、外国出願に関する知財戦略についてもサポートする。

	概要
知財人材育成	○知財経営の必要性や基本的活動を知り、企業で知財活動を行う人を支援対象とする。 ひろしま知財経営講座として、下記講座を開催する。 基礎理解コース：知財マインド醸成を目的とし、オンデマンド配信で常時開催とする。 基礎実践コース：知財行動促進を目的とし、ワークショップ形式の講座を開催する。 出張講座：受講企業のニーズに合わせてカスタマイズした講座を出張して開催する。
知財総合相談	○知財部のない中小企業に対して、知財マインド醸成や社内に知財活動が定着するための助言や提案を行う。 ○知財部がある企業に対しては、知財経営（経営課題を達成する知財活動）の定着のための助言や提案を行う。 ○財団の他部署と連携し、潜在的な知財支援ニーズの発掘に努める。 ○専門家（弁理士等）の利用や知財実務（出願手続き等）の教示が必要な場合は INPIT とシームレスに連携する。
外国出願支援	○海外事業展開を推進していくために外国出願を行う企業を、支援対象とする。 ○外国出願に要する経費の 1/2 を助成（出願料、代理人費用、翻訳費用等）する。 ○年 2 回公募予定。（第 1 回公募により予算を消化した場合には第 2 回公募は実施しない）

(2) 目標と実績（令和6年度事業報告20頁）

目標を達成（外国出願支援ではやや目標数値に届かなかったが、下記理由（*）によりほぼ達成と考える。また、知財人材育成、知財総合相談では大きく目標値を上回った。）としている。

指標	令和6年度目標	実績
知財人材育成	<基礎理解コース> 教育コンテンツ改定(コンパクト化) 受講者 50 名、 <基礎実践コース> 受講対象者別(例:経営者向け、技術者向け、販売担当者向け)として実施。 各講座を1回開催、満足度 7.0 以上(10段階評価) <出張講座> 2回開催	<基礎理解コース> 達成 教育コンテンツ改定(30分に短縮) 受講者 148名 <基礎実践コース> 達成 技術者向けを実施 満足度 9.1(10段階評価) <出張講座> 達成 5回開催
知財総合相談	相談件数 200件 他部署との連携 80件(4割) 知財戦略提案 20件	相談件数 279件 達成 他部署との連携 121件(4.3割) 達成 知財戦略提案 31件 達成
外国出願支援	補助金交付決定額 予算の 85%	補助金交付決定額 予算の 71%ほぼ達成 * 申請予定の 2社が昨年度の業績が好調であり応募基準から外れた。この2社が予定通り申請で出来ていれば、ほぼ予算 100%の交付決定となっていた。

上記評価の内容につき産振構に確認したところ、以下の回答を得た。

- ア 知財人材育成<基礎実践コース>の受講者数は9名、「外国出願支援」の補助金交付決定件数は23件である。
- イ 前年度目標(R5事業報告記載)と比較すると、①<基礎理解コース>受講者数目標を令和5年(100名)から令和6年(50名)に減少させた理由は、出張講座開催へ一部をシフトさせたことと、教育コンテンツの改定を上期に行い、受講期間が通年でなかったためである。②<基礎実践コース>に令和5年度に設定された受講者数目標(24名)を令和6年度は設定していない理由は、前記の出張講座への一部シフトの他、運営方法の変更(主な変更点はWEB開催から対面開催への変更、4講座/1回から1講座/1回の変更、技術者向けに開催)があり、目標設定時には受講対象者が決定しておらず、人数目標の設定が困難であったためである。
- ウ 外国出願支援の申請予定2社は、要領の「間接補助金申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等」に該当するため、交付の対象から外れた。

8 課題・問題点(目標の達成度評価について)

広島県中小企業知財支援センター事業につき目標を達成と評価した理由を確認したところ、「外国出願支援は目標数値(%)を下回ったが*欄の記載(2社が外れた)を踏まえ「ほぼ達

成」と評価したこと、知財人材育成及び知財総合相談では大きく目標値を上回ったことを総合的に判断したとのことである。

全体としてみれば、目標を達成したと評価する余地がないとはいえないが、第2 事業の概要（産振構）で述べたように、目標を達成したか否かの産振構としての判断基準が不明確である点が問題である。この点に関する意見は、第2を参照されたい。

9 課題・問題点（委託契約について）

「ものづくりの革新」関連事業に係る委託契約（カイゼン・DX人材育成講座実施業務（IoT等活用戦略及びIoT等デジタル技術導入プランの作成））の課題・問題点については、第9 委託契約（産振構）を参照されたい。

第5 「デジタルイノベーションの推進」関連事業（産振構）

1 概要

「デジタルイノベーションの推進」分野の事業は、以下の主要事業（◎）により構成されている。ひろしまデジタルイノベーションセンター（HDIC）を運営している。



2 ひろしまデジタルイノベーション推進事業

ひろしまデジタルイノベーションセンター¹²⁴が本事業を担っている。

(1) 事業概要（令和6年度事業報告22～23頁）

¹²⁴ ひろしまデジタルイノベーションセンターHP (<https://www.hiwave.or.jp/hdic/>)

◇地域企業の抱える課題、デジタル技術の活用ステージ、企業規模に応じて、以下の3つの事業を柔軟にカスタマイズしてステップアップを支援する。

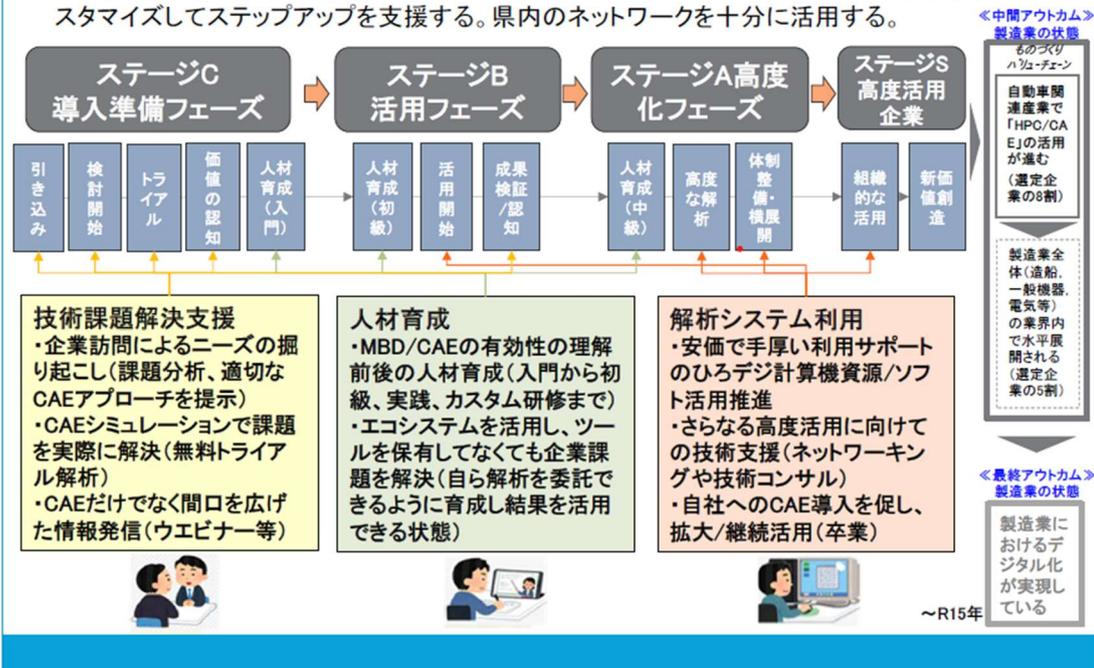
- (1) デジタル活用のステージをより高度な状態へのステップアップを促す技術課題解決支援
 - ・デジタル技術に係る拠点として地域のモノづくり企業の技術課題を広く拾い上げ、デジタル技術による解決を支援し、活用を促進する。
- (2) デジタル技術を活用し、モノづくりプロセスの変革を実行できる人材を育成するための、容易に受講できる研修プログラムの企画と実施
 - ・MBDの基本的な考え方を理解し、開発プロセスを俯瞰し改善につなげられるきっかけを与える研修
 - ・CAEの価値と限界を理解し、モデルによるエンジニアリングにより効率的なモノづくりプロセスに貢献できる人材を創出する研修
 - ・デジタル技術活用のきっかけと基礎体力をつけていただくための研修(啓発セミナー、マンスリーウェビナー、DXリテラシー教育等)
 - ・リモート利用、オンライン/オンデマンドなどを積極的に活用した研修
- (3) デジタルものづくりに必要な高性能計算機及びソフトウェアの安価な利用環境の提供

	概要
(1)技術課題解決支援(デジタルものづくり技術の活用レベルのステップアップ支援)	<p>○地域企業の課題に対して、デジタル技術を活用した解決を支援する。(通年で実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公設試、産業支援機関及び大学等と連携して支援を行う <p>○企業ごとの MBD/CAE 活用レベルに応じた支援メニューを提供し、活用レベルをステップアップさせる。</p>

(2)人材育成研修	○デジタル活用によるモノづくりの変革に必要な研修等を体系的に実施(広島県内企業、一部全国展開)
①MBD関連研修	①MBDプロセス研修、MBDアドバンスド研修、MBDエキスパート研修等(通年でそれぞれ1~3回実施)
②CAE研修	②解析技術毎のソフト操作の基礎・応用技術を習得する研修及び現象理解を深める理論研修(地域企業の個別のニーズに対応できる研修の実施等)(通年でそれぞれ1~2回実施)
③デジタルものづくり塾 CAE塾	③長期間の実践型グループ研修(解析技術を用い、基礎力の強化から実際の技術課題の解決も含む実践研修) <ul style="list-style-type: none"> ・生産領域から設計領域へ対象を拡大して人材を育成(第1四半期開講~第4四半期まで) ・技術領域も地域企業のニーズに応じて拡大
④デジタル技術利用促進	④啓発セミナー、マンスリーウェビナー、DXリテラシー教育等(通年で様々なテーマで随時開催)
(3)デジタル技術を活用する環境の提供(高性能計算機能・ソフトウェア)	<p>○広島県の企業・研究機関向けに安価で利用できる高性能計算機能の提供(スパコン及び高性能WSの利用サービス)</p> <p>○シミュレーションの目的に応じたソフトウェアを複数整備</p> <p>○利用システムや計算機解析の技術的なサポート(すべて通年で実施)</p>

ひろしまデジタルイノベーション推進事業 ～目標の達成の方法

企業の困り事内容、MBD/CAE活用ステージ、企業規模に応じて、3つの主要事業を柔軟にカスタマイズしてステップアップを支援する。県内のネットワークを十分に活用する。



産振構提供資料より

(2) ひろしまデジタルイノベーションセンター（HDIC/ひろデジ）について

ア 概要

- ① 所在地 東広島市鏡山3-10-32 広島産学共同研究拠点2F
- ② サービス（下記リーフレット図参照）
- ③ 収入の構成

県からの受託料等、利用者からの解析システム等の利用料及び研修等の受講料で構成されている。

④ 解析システム等の利用について

ライセンスサーバーに保管されているライセンスが分配されているPCが設置されている部屋が7室あり、そこから解析システム等や（公財）計算科学振興財団（神戸市）内にあるスーパーコンピュータにアクセスし、1日単位で利用することが可能である。また、遠隔で利用することも可能となっている。

ひろしまデジタルイノベーションセンターでは
地域企業・教育研究機関へのMBD／CAEの定着を推進し
デジタルものづくりへのステップアップをサポートするため
3つのサービスを提供します。



MBD (Model Based Development)

製品や工程の設計開発活動において、コンピュータ上で再現した「モデル」の活用で、部品試作やテストにかかる時間と手間を削減し、効率的に進める開発手法

CAE (Computer Aided Engineering)

製品にまつわる様々な物理現象をコンピュータ上でシミュレーションし、工業製品の設計、製造や工程設計を効率的に行う工学的な手法

ひろしまデジタルイノベーションセンター リーフレットより

イ 上記に関連し産振構に確認したところ、以下の回答を得た。

① 部屋の使用状況について確認したところ、遠隔で利用することが可能であるため、現在は大部分の利用者が現地に来ず、遠隔で利用しており未使用の部屋があるとの回答を得た。

未使用の部屋について、別の利用を検討しているかにつき産振構に確認したところ、「一定程度、来所での利用ニーズがあるため、オンライン、来所、いずれの申請にも対応できる体制を整えておく必要があると考えている。今後も来所利用の増を目指すのではなく、リモート又は来所のそれぞれの利用希望に対応していく予定である。」との回答を得た。

② 現状、解析ソフトウェア等の提供について、将来的には当該企業が自社でソフト等を購入するまでの繋ぎとの位置付けか、あるいは、必要があればセンター利用を継続しても差支えないとの位置付けなのかを産振構に確認したところ、「当センターでの利用を経て、自社でソフトを導入してもらうのが理想形だが、主に中小企業では自社調達が困難な事情もあるため、ベンダーの理解を得ながら継続的な利用も受け付けている。」との回答を得た。

(3) 令和6年度目標とその達成状況

以下の表のとおり「概ね目標を達成」としている（令和6年度事業報告23頁）。

【令和6年度目標と実績】

令和6年度の事業の総合評価：概ね目標を達成

指標	令和6年度目標	実績
○技術課題解決支援(件数) ○デジタル技術活用ステージ(ステップアップ企業数)	○技術課題解決支援 30件以上 うちセンター利用開始案件 6件以上 ○各ステージからのステップアップ目標数 未導入→活用 自:3社、非自:9社 活用→高度化 自:3社、非自:3社 高度化→高度活用企業 自:0社、非自:1社 ※自:自動車関連企業、非自:それ以外	○技術課題支援は34件で目標達成。そのうちセンター利用につながったものは6件と課題解説と利用につながった。 ○ステップアップした会社数 未導入→活用 自:3社、非自:5社 活用→高度化 自:2社、非自:1社 高度化→高度活用企業 自:0社、非自:0社 活用以上へのステップアップ数は目標未達
○人材育成(実施研修テーマ数、参加者数) デジタル技術利用促進のためのセミナー数、参加者数含む	○実施テーマトータル 57テーマ以上 参加者数1,025名以上 ① MBD関連研修 ・実施テーマ17以上 ・参加者数 250名以上 ② CAE研修 ・実施テーマ18以上 ・参加者数 380名以上 ③ デジもの塾・CAE塾 ・実施テーマ12以上 ・参加者数 95名以上 ④ マンスリーウェビナー等 ・実施テーマ 10テーマ以上 ・参加者数 250名以上	○実施テーマトータル 目標達成 68テーマ 参加者数 1,332名 ① BD関連研修 ・実施テーマ 21 ・参加者数 187名 ② CAE研修 ・実施テーマ 21 ・参加者数 800名 ③ デジもの塾・CAE塾 ・実施テーマ12 ・参加者数 95名 ④ マンスリーウェビナー等 ・実施テーマ 14 ・参加者数 250名
○デジタル技術活用環境の提供(利用日数(稼働率)、技術解析テーマ数)	○利用日数 1000日以上(企業が各ワークション等を利用する日数) 【開所日利用上限の50%相当:1000日 ÷ 250日 × 8台 × 50%】 ○新規プロジェクト(技術テーマ) 15件以上	○利用日数 801日 目標未達(稼働率41%) ○新規プロジェクト(技術テーマ) 16件 目標達成

上記評価の内容につき産振構に確認したところ、以下の回答を得た。

ア デジタル技術活用ステージについて

活用以上へのステップアップ数は目標未達となった。途中でのドロップ、活用スタンバイ状態の企業が滞留等していることが目標未達の要因である考えられるとのこと。

なお、ステップアップの基準については、ツール保有状況、利用状況、推進体制などを基準として、センター内ステップアップ関連メンバーで適合するかを判断しているとのことである。

活用以上へのステップアップ数が目標未達だったことを受け、以下の取組を令和7年度にて実施するとのことである。

- ①候補企業に対する継続的なアプローチ、支援強化
- ②県担当課との県ビジネスプラン・目標設定等の協議
- ③企業へのヒアリング実施
- ④産振構内での企業支援情報の共有

イ デジタル技術活用環境の提供について

解析ソフト環境の提供サービスは、目標日数1,000日以上であったが利用日数801日と目標未達となった。令和6年度は一部の研修プログラムの学習利用のソフトウェア提供形態がひろデジからではなくベンダーからの直接ライセンス提供になったため利用日数に含めていない。令和7年度は学習利用のソフトウェア利用も利用日数としてカウントするとのことである。

3 課題・問題点（目標設定時の県との連携）

HDIC利用日数（目標1000日、実績801日）について、県は令和6年度主要事業「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業で「HDIC利用日数」の令和6年度目標値を600日と設定した上で、実績801日をもって目的達成と評価し、目標未達とした産振構と逆の評価をしている（第2章第6）。同じ事業の委託者と受託者との間で、目標の設定及び評価が異なることは好ましくない。産振構が県と別の目標を設定することを否定するものではないが、県と連携・調整の上で目標設定することが望まれる（第2章第6での県への意見も参照）。

4 課題・問題点（事業の達成度評価について）

令和6年度事業目標の達成度評価につき、一部未達の項目がある中で、総合評価として「概ね目標を達成」とした点について、基準が不明確である。第2 事業の概要（産振構）で述べたように、目標を達成したか否かの産振構としての判断基準が不明確である点が問題である。この点に関する意見は、第2を参照されたい。

5 課題・問題点（委託契約について）

「デジタルイノベーションの推進」関連事業に係る委託契約（ソフトウェア保守業務）の契約の課題・問題点については、第9 委託契約（産振構）を参照されたい。

6 意見

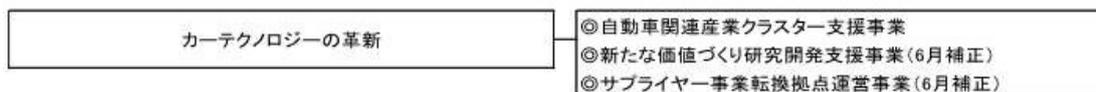
- (1)【意見】 目標設定時の県との連携

HDIC利用日数（目標1000日、実績801日）について、県は令和6年度主要事業「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業で「HDIC利用日数」の令和6年度目標値を600日と設定の上目的達成と評価し、目標未達とした産振構と逆の評価をしている。同じ事業の委託者と受託者との間で、目標の設定及び評価が異なることは好ましくなく、県と連携・調整の上で目標設定することが望まれる。

第6 「カーテクノロジーの革新」関連事業（産振構）

1 概要

「カーテクノロジーの革新」分野の事業は、以下の主要事業（◎）により構成されている。産振構内に「カーテクノロジー革新センター¹²⁵」を設立・運営している。



2 自動車関連産業クラスター支援事業

(1) 事業概要

自動車産業の100年に一度の変革期「CASE¹²⁶（特にEV）」に向けて、地域の自動車部品サプライヤー企業が2025年までに「戦略領域でBigPlayerに勝る提案ができる」「デジタル人材の地産地活による社会実装が実現できる」という目標に至るために、対象企業に対して「1. 経営戦略」「2. 基盤強化」「3. 企業力強化」「4. 価値創造」の4つのステージに応じた適切な支援を行う。特に「EV対応人材の育成と技術力強化」を加速するために、R4年度9月から3年計画でスタートした地域企業共同の「EV研究プロジェクト」の活動を活性化させ、自動車OEMや公設試とも連携して地域のEV対応を加速する。

本事業では、上記ステージ2の「基盤強化」を支援する「人材育成事業」、ステージ3&4の「企業力強化」と「価値創造」を支援する「新技術トライアル・ラボ事業」の2事業を中心に、「ひろしま自動車産学官連携推進会議」との連携や行政支援「ものづくり価値創出支援事業」「自動車産業ミカタプロジェクト」の活用を行って、全体でシナジーの最大化を狙いな

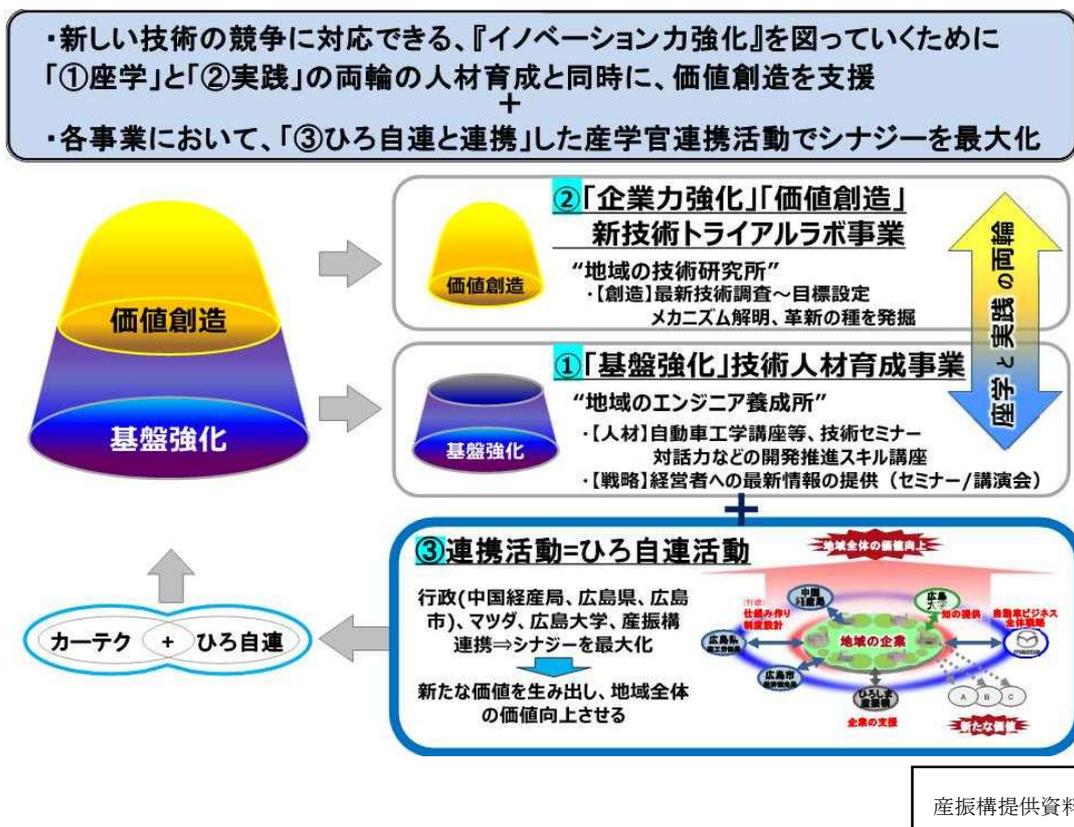
¹²⁵ <https://www.hiwave.or.jp/atic/index.php>

¹²⁶ Connected（コネクティッド、つながり）、Autonomous（自動運転）、Shared&Services（シェアリング（共用）とサービス）、Electric（電動化）の頭文字をつなげた造語

から「企業の研究開発力の強化」と「CASE（特にEV）への対応」を支援する（以上、令和6年度事業報告25頁）。

広島地域の特徴として、自動車会社はマツダ株式会社のみ、サプライヤーの企業規模は大手Tier-1でも資本金54億円規模にとどまり、技術人材育成、研究開発領域への投資が限られる反面、企業間の連携を取りやすい環境にあり、例えば、産学官連携、企業合同での集合教育、実車合同計測評価会の実施などを行っている。「研究開発拠点がある」「地域企業の連携が取れる」との強みを生かし、企業のイノベーション力を強化するとしている。

なお、前述した、地域の自動車部品サプライヤー企業が2025年までに「戦略領域でBigPlayerに勝る提案ができる」「デジタル人材の地産地活による社会実装が実現できる」との目標の内容につき産振構に確認したところ、①具体的な数値目標は無く、支援活動、研修の成果により、各支援メンバーの判断で目標を達成したかを判定し、センター長が判断する。②2025年（令和7年度）で達成有無の評価を予定しているとの回答を得た。



(2) 個別事業

以下の事業により構成されている（各事業説明：令和6年度事業報告より）。県との関係では、ワーク49に係る負担金、補助事業、委託事業がこれに対応する。

ア 人材育成事業

前記のステージ2「基盤強化」に対応する。県からの「自動車関連産業集積支援事業費補助金」及び「自動車関連産業集積支援人材育成業務（委託）」を利用し運営している。

① 地域の自動車産業サプライヤーの研究開発をリードする人材の育成支援

CASEに対応できる「総合技術エンジニア」を育てる研修として、「自動車専門技術」「開発推進スキル」「ビジネススキル」の3つを柱とする研修を強化継続するとともに、CASE技術に対応するための新たな研修メニューを追加する。新技術トライアル・ラボの研究活動と同期させ、座学と実践により、スキルを早期に、効率的に習得できる支援を進める。

② デジタル人材／制御ソフトウェア人材／AI・IoT人材の地産地活を支援

デジタル人材を育てる研修として、「DX教育カリキュラム」を定常的に運営するとともに、内容の強化を図り、対象企業を広げて展開する。

イ 新技術トライアル・ラボ事業

前記のステージ3「企業力強化」及び同4「価値創造」に対応する。県からの「新技術トライアル・ラボ事業費補助金」を利用し運営している。

地域企業合同の「EV研究プロジェクト」（令和4年度～）の3年目活動として、地域サプライヤーのファンダメンタル領域の研究開発力の強化を、次の段階へと支援していく。地域サプライヤーと共に、R5年度活動で見出した「EV方式へ対応していくための技術課題」（従来車とEVで異なる機能／性能への対応）の解決策の具体化に注力する。

具体的には、技術的に先行しているEVについて「構造と性能の因果関係」を更に詳しく調査／分析する事で、より効果的な解決策を見出す。活動においては、初年度の「EV車両全体の調査／分析」だけでなく、「構成ユニットやシステム単位での機能の調査／分析」も平行して進め、EV技術の研究（Research）と開発（Development）が推進できる人材の育成を目指す。

ウ ひろ自連活動等

広島県内の産学官6団体で組織するひろしま自動車産学官連携推進会議（ひろ自連）の、「地域企業活性化①専門部会」を担当し、当センターの事業と連携して、戦略技術領域の共創活動を実施する。地域の自動車部品サプライヤー企業の「カーボンニュートラル対応」「EV化への対応」「技術人材の育成／デジタル人材の地産地活」等の技術領域がこの活動内容となる。

県との関係では、県や産振構が上記6団体の構成員となっており、県も負担金を支出している（詳細はワーク49の報告（第2章第4）参照）。

(3) 令和6年度目標とその達成状況

以下の表のとおり「目標を達成」としている（令和6年度事業報告26～28頁）。

【令和6年度目標と実績】

「目標を達成」

指標	令和6年度目標	実績
①人材育成事業	<p>(a)技術人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画に基づき、R6年度人材育成事業を完遂する。 ・人材育成5か年計画をベースに、R6年度事業成果と課題の明確化とR7年度の事業構想化を策定する。 <p>(b)デジタル人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5か年計画に基づいて基礎研修(L0.5-2)下期計画分を実施する。年間目標企業数20社(受講者100名)。 ・デジタル技術実践道場第2期全コースの完了。年間目標企業数10社(修了者20名)。 	<p>【目標を達成】</p> <p>(a)技術人材の育成</p> <p>期初の計画通り推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンダメンタル分野/CASE分野/開発スキル分野に分け、計画通り研修を推進した。 ⇒Eラーニング研修23講座実施 「デザインシンキング基礎講座」、「環境経営・カーボンニュートラル学習プログラム導入編」の2講座を新規開設。 ⇒「論理的文章を書くためのメソッド」研修(1/22)を実施した。 ⇒「自動車関連企業における知財マネジメント」(12/11)を新設、実施した。 ⇒「実践型ビジョンマネジメント」(1/29,30)を新設、実施した。 ・「自動車工学基礎講座2024」(11/4～12/6)をマツダとの共催で実施した。 ・環境対応車(EV等)、CASE分野の講座として、「自動車の熱マネジメント」の更新を来期初めの公開予定で準備中。 ・年間受講実績(51.9人/年/講座) 年間受講目標(50人/年/講座) ・自動車専門技術セミナーの継続開催を準備中。 ⇒3/6にEV関連の技術セミナー「EV化に向けてサプライヤーが把握しておくべき戦略と技術2025」実施。 <p>(b)デジタル人材育成</p> <p>デジタル人材育成の新規講座として以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MBDリアルタイムテスト研修 ・USDMによる要求仕様設計研修

		<p>(a)「制御領域参入の導入セミナー」 … 2回/17社</p> <p>(b)「制御初級人材のIoT/AI系基礎研修」 …2回/12社</p> <p>(c)「実務を模した実践道場各コース(開発プロセス、MBD、AI、DX)」 … 18回/9社</p>
②新技術 トライア ルラボ事 業	<p>(1)「EV 研究プロジェクト」 各テーマの実用性を明確にする。 ・R6-24(車内 NVH)→本解析法(BBA)による、実車検証法を地域企業へ提案。 ・R6-25(バッテリー筐体)→ 検証実験で、軽量化効果の高い新しい構造を導出。 ・R6-27(車内音質)→”音質”の改善方向を絞り込む。 ・R6-29(ゴムブッシュ)→EV 車と CE 車の入力寄与の違いから、EV 車用ゴムブッシュ仕様を絞り込む。 ・R6-30(断熱)→アンダーカバーの断熱効果を高める仕様を絞り込む。</p> <p>(2) 企業の研究開発力の向上 各テーマの実用性を検証し、参加企業での活用を進める。 ・R6- 4(多重壁パネル)→特許取得を完了し、地域企業へ応用を提案する。 ・R6-32(流動/脈動)→パイプ脈動の基本モデルを完成させ、関連企業へ提案する。 ・R6-33(市場分析)→市場情報分析結果から最適仕様を絞り込む。</p>	<p>【目標を達成】</p> <p>(1)「EV 研究プロジェクト」 各テーマごとに、関連企業とともに見出した知見の具体化が進んだ。 とくに R6-24(EV 車 NVH…)、R6-30(EV 車断熱…)では、講習会、共同実験等に、のべ10社の参加があった。 ・R6-24(EV 車 NVH…)→振動講習会を開催し、実車検証法(BBA 法)を地域企業へ提案できた。 ・R6-25(バッテリー筐体…)→これまでの知見から軽量多機能化のテストパネル製作、一部検証。 ・R6-27(車内音質…)→”音質”改善に有用な「NVH シミュレーター」の動作確認を完了した。 ・R6-29(ゴムブッシュ…)→EV車ゴムブッシュの開発法(入力寄与解析法)をカーメーカーへ提案。 ・R6-30(EV 車断熱…)→実走中の風の影響が解明でき、多くの企業で断熱開発が必要と分かった。</p> <p>(2) 企業の研究開発力の向上 各テーマともに、関連企業の部品に適用しながら、技術獲得が進んだ。 ・R6- 4(多重壁パネル…)→技術データの追加で、地域企業に有用な特許申請が可能と分かった。 ・R6-32(流動/脈動…)→パイプ脈動の基本モデルを完成し、関連企業へ提案した。 ・R6-33(市場分析…)→カップホルダーを対象に市場情報分析法の有効性を関連企業と共有した。</p>
③ひろ自 連活動等	<p>上記①、②の目標に対し、産学官連携の仕組みを活用した下記の活動を行う。</p> <p>・地域企業へのニーズに沿った人材育成機会の提供 目標:ひろ自連での討議、企業訪問等の中でニーズをとらえ、地域企業への提供項目を設定する。</p> <p>・EV化への対応 目標:上記EV研究プロジェクトと同じ。</p> <p>・デジタル人材の地産地活 目標:上記デジタル人材地産地活と同じ。</p> <p>○その他: ・ひろ自連地域企業活性化①専門部会として、各部会共通の取り組むべき課題として設定された。</p> <p>「地域企業の人材確保」活動に同期した活動に引き続き参画する。 ・ひろ自連事務局長をカーテクノロジー革新センターメンバーが受け持ち、事務局メンバーと協力して引き続き運営にあたる。</p>	<p>【目標を達成】</p> <p>○上記人材育成、新技術トライアルラボ事業に対し、産学官連携の仕組みを活用した下記活動を行った。</p> <p>・地域企業へのニーズに沿った人材育成機会の提供 ひろ自連活動、企業訪問により人材育成ニーズ把握し、地域企業が必要とする機会を提供した。</p> <p>・EV化への対応:上記EV研究プロジェクトと同じ。</p> <p>・デジタル人材の地産地活:上記デジタル人材地産地活と同じ。</p> <p>○その他: ・ひろ自連地域企業活性化①専門部会として、市立大への出張講義を実施した。 ・ひろ自連地域企業活性化①専門部会として、各部会共通の取り組むべき課題として設定された 「地域企業の人材確保」活動に同期した、大学訪問等の活動に参画した。 ・ひろ自連事務局長をカーテクノロジー革新センターメンバーが受け持ち、事務局メンバーと協力して運営を行った。</p>

上記評価の内容につき産振構に確認したところ、以下の回答を得た。

ア 人材育成事業（b）デジタル人材の育成の基礎研修・実践道場各々の年間目標企業数、受講者数の達成状況につき、基礎研修の達成状況は企業数21社（目標20社）、受講者数は277人（目標100人）／実践道場の達成状況は企業数15社（目標10社）、受講者数は21人（目標20人）であった。

イ 新技術トライアル・ラボ事業の目標の達成有無の判定につき、「EV研究プロジェクト」を推進し、最新EV（日産アリア）のNVH性能等の分析、調査を関連企業と共同で進め、多くの参加企業がEV対応の新たな開発課題を獲得できたこと、また本プロジェクト以外でも研究開発力が向上したみられる企業が多いことから、本事業の目標は達成と判断・判定した。

ウ ひろ自連活動の目標の達成有無の判定につき、カーテクノロジーセンター内で、令和6年は目標通りの活動が来ていることを確認し、その後、令和7年1月31日の地域活性化①専門部会委員長会議（以下「①部会」という）、同年2月25日の①部会全体会議で、令和6年の活動内容の共有と今後の活動の合意を得た。その後、同年5月28日のひろ自連代表者会議にて報告し、活動の目標達成が承認された。

3 課題・問題点（目標設定について）

自動車関連産業クラスター支援事業における、地域の自動車部品サプライヤー企業が2025年までに「戦略領域でBigPlayerに勝る提案ができる」「デジタル人材の地産地活による社会実装が実現できる」との目標につき、具体的な数値目標はない。支援活動、研修の成果により各支援メンバーの判断で目標を達成したかを判定しセンター長が判断するとしているが、目標達成の判断基準の明示や数値目標等の設定がなければ、設定目標の達成度の判断も客観性に欠け、目標設定の内容として不十分ではないかと考える。

4 新たな価値づくり研究開発支援事業

(1) 事業概要

県内ものづくり企業が単独又は開発グループを構成して実施する、広島県の助成制度を活用した応用・実用化開発を支援した。当機構が企業からの指名を受け、事業管理機関として応用・実用化開発の進行管理等の支援を実施した（以上、令和6年度事業報告より）。

県の「新たな価値づくり研究開発支援補助金」（ワーク49、第2章第4参照）における「事業管理機関」としての役割を果たすもので、①事業期間内における、代表事業者又は開発グループの開発目標達成に向けた、補助事業遂行の進捗管理、② ①の補助事業に係る経理処

理の指導及び証拠書類等の調整、収集、保管、③事業期間内及び終了後における、県への報告並びに県による検査への対応及び現地調査の際の協力をを行う。

(2) 事業管理機関としての支援内容及び効果

採択企業（県からの補助事業者）の具体的な支援方法を産振構に確認したところ、①につき「開発計画書に基づき、各ステップの成果物（アウトプット）を確認し、進捗状況を管理している。適時メールで進捗状況を確認すると共に、月1回は対面で詳細な進捗状況を確認し、技術的な課題の有無や開発の達成状況等を把握している。」、②につき「開発経験から得た知見/知識を活用し、開発結果に対する考察や開発状況の改善に向けた対策などを助言している。報告内容の構成（シナリオ）や、開発遅延時のリカバリー策等についても提案し、円滑に報告／開発ができるよう支援している。」、③につき「開発に伴い発生する経費処理が、補助事業の要綱・要領に準拠した対応になるようサポートしている。」との回答を得た。

さらに、産振構が事業管理機関を担うことによる採択企業のメリット等を確認したところ、「本事業の事業管理機関であるカーテクノロジー革新センターでは、技術者として開発経験豊富なプロジェクトマネージャーが企業への技術的支援を実施している。そのため、助成対象の県内企業の必要とする開発の状況に沿った対応が可能であり、開発及び改善対応等の助言から次のステップにつなげることで企業側のさらなる成長が期待できる。加えて、企業側が苦手とする補助事業に係る経費管理や県への報告、検査対応等においても、産学官連携による支援を実施する当センターで随時進捗状況を管理できるため、企業が開発を効率よく進めることができる。」との回答であった。

(3) 令和6年度目標とその達成状況

以下の表のとおり「目標を達成」としている（令和6年度事業報告30頁）。

【令和6年度目標と実績】

「目標を達成」

指標	令和6年度目標	実績
①テーマ毎の企業支援と進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度採択案件(3件採択済)について、事業期間中の進捗管理等の企業支援と、中間検査(10月)／確定検査／清算／最終報告(3月)の支援を行って完遂する。 ※制度上2025年2月末でプロジェクトマネージャーは雇用が切れるため、3月の最終報告に向けて企業及び広島県に対し迷惑をかけないスムーズな引継ぎと完遂が必要となる。 	<p>【目標を達成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画通り、R5年度採択案件(3件)について、事業期間中の進捗管理等の企業支援を行い、全件計画通りの研究開発を完了。 ・確実な事業進捗管理の他、10月の中間検査や2～3月の完了検査に向けた支援を実施。
②事業管理機関としての業務整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ひろしま産業振興機構が事業管理機関を担う場合の、「役割責任」「提供価値」「機能」「業務手順」「必要スキル」について『手順書』を完成させる。 	<p>【目標を達成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業開始後すぐに2名の支援担当者を雇用して体制作りを行い、企業における研究開発立ち上げ支援を速やかに実施。 ・支援担当者であるプロジェクトマネージャーを中心にカーテック職員の実務メンバーに対し、定例検討会等を適宜実施し、企業支援へカーテック職員一丸となり取り組んだ。

5 サプライヤー事業転換拠点運営事業

(1) 事業概要

経済産業省の「カーボンニュートラルに向けた自動車部品サプライヤー事業転換支援事業（通称：ミカタプロジェクト）」¹²⁷の地域支援拠点として、自動車部品サプライヤー企業の「攻めの業態転換・事業再構築」を支援していくために、ミカタプロジェクトのスキームに則った①相談窓口の運営、②実地研修、セミナーの運営、③専門家派遣、の事業を行う。

自動車産業においては、カーボンニュートラルの実現手段として「CASE」が加速し、その技術は日々進化しているが、広島地域はCASE系の企業が少なくプレス／成形／加工といった素形材企業が多いため、CASEに対応できず生き残りが難しい可能性がある。広島地域のファンダメンタル企業が、CASE（特にEV）に向けた業態転換・事業再構築に取り組んで行く必要がある（以上、令和6年度事業報告30頁）。

国関連事業であり、県との財政的關係（補助金や事業委託等）はない。

(2) 事業の内容

①相談窓口の運営、②実地研修、セミナーの運営、③専門家派遣である。

③で派遣される専門家につき確認したところ、「企業の課題に応じて、登録専門家（EV化、研究開発、経営戦略等、幅広い分野の専門家）の中から最適な人材を選定し、派遣を行っている。令和6年度に広島拠点で実施したケースでは、ハイブリッド用モーターの構造から組立に関するスキルをもった専門家を派遣している。また、専門家は全国の拠点から登録され

¹²⁷ ミカタプロジェクトポータルサイト (<https://auto-supplier-mikata.go.jp/>)

ており、広島拠点からは自動車の軽量化、熱マネジメント等の専門領域の知見を持った8名が登録されている。」との回答であった。

(3) 令和6年度目標とその達成状況

以下の表のとおり「目標を達成」としている（令和6年度事業報告31頁）。

【令和6年度目標と実績】

「目標を達成」

指標	令和6年度目標	実績
(1) 相談窓口の運営	<p>(1) 相談窓口の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 当センターの稼働日の8:30～17:15に相談窓口を設置して、相談を受け付ける。 相談件数、相談内容(問合せ・回答日、問合せ者、問合せ内容、回答内容など)を全て記録する。 <p>【目標(年間)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 問い合わせ: 10件/10社 個別相談: 30件/30社 	<p>【目標を達成】</p> <p>(1) 相談窓口の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談対応者を1名配置し、サプライヤーからの相談・質問・問い合わせに対応した。 1月末時点での累計件数、問合せ: 7件、個別相談: 11件について対応済。またすべて記録済み。
(2) 実地研修、セミナーの実施	<p>(2) 実地研修、セミナーの実施</p> <p>① 実地研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 新技術トライアルラボ事業の「EV研究プロジェクト」活動と連動して、「NVHの解決策探索活動」の共同実験を実施する。 参加企業は、素形材系の開発及び生産サプライヤー10社以上を目標とする。 <p>② セミナー</p> <p>デジタル人材育成の新規講座として以下のセミナーを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術実践道場(上期からの継続) 状態遷移モデル設計 部品モデル設計 <p>【目標(年間)】</p> <p>(a) 「制御領域参入の導入セミナー」 … 4回/20社</p> <p>(b) 「制御初級人材のIoT/AI系基礎研修」 … 2回/10社</p> <p>(c) 「実務を模した実践道場」 … 10回/5社</p>	<p>【目標を達成】</p> <p>(2) 実地研修、セミナーの実施</p> <p>① 実地研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 「振動モード計測技術講習会 ～BBA Trialに向けて～」(9/25) 主催: トライアルラボ 「簡易テストフレームの剛性計測方の講習会」(1/20) 主催: トライアルラボ <p>② デジタル人材育成の新規講座(セミナー)</p> <p>支援企業のニーズを適宜把握しながら、各セミナーの内容、回数等を更新し、以下の通り実施した。</p> <p>(a) 「制御領域参入の導入セミナー」… (当初目標)4回/20社…(実)1回/7社(1月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 9/25「MBDセミナー」7社 ※今年度は1回のみ実施とした。 <p>(b) 「制御初級人材のIoT/AI系基礎研修」…(当初目標)2回/10社…(実)2回/12社</p> <ul style="list-style-type: none"> Python入門研修(2/21～2/27)10社 AI実装プログラミング研修(2/28～3/3)11社 <p>(c) 「実務を模した実践道場」 …(当初目標)10回/5社 …(実)7回/9社(年間、1月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術実践道場/D推進者養成コース (9/2、9/17、10/1、10/15、10/28、11/12、11/26、12/10、1/7、1/28、2/25、3/25) 12回/3社 デジタル技術実践道場/開発プロセス体験コース (9/2、9/17、10/1、10/16、10/31、11/14、11/28、12/11、12/26、1/9、1/23、2/5、2/18、2/25、3/4、3/12、3/19、3/25) 18回/5社 デジタル技術実践道場/MBD体験コース (9/9、9/24、10/8、10/23、11/7、11/21、12/5、12/26、1/31、2/20、3/18) 11回/5社 デジタル技術実践道場/AI体験コース (9/9、9/24、10/8、10/21、11/5、11/19、12/3、12/24、1/14、2/20、3/12) 11回/4社 <p>・1月末時点でセミナー・実地研修のトータル実施回数は77回、受講企業数はのべ202社 加えて、実施内容、回数は各支援企業のニーズをとらえたものになっており、総合評価としては「達成」と判断する。</p>

(3) 専門 家派遣	<p>(3) 専門家派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣した実績(日数、日程、サプライヤーの課題、支援内容等)を記録する。 <p>【目標(年間)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門家派遣: 8件/4社 	<p>【目標を達成】</p> <p>(3) 専門家派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別相談に移行したS社について、1回の専門家派遣を実施。(11/1) 個別相談に移行したH社について、5回の専門家派遣を実施。(10/31、11/26、1/21、2/21、3/4) 上記派遣実績の記録を行い、事務局へ提出済。 <p>※1月末時点で専門家派遣のトータル実施回数は6件/2社</p>
---------------	---	---

上記評価の内容につき産振構に確認したところ、以下の回答を得た。

- ア (2) (実地研修、セミナーの運営) の①実地研修 (2回) の参加企業数を確認したところ、9/25が11社、1/20が6社との回答を得た。
- イ (1) 相談窓口の運営と(3) 専門家派遣につき実績が目標を下回っているように見受けられるが「目標を達成」と評価された理由を確認したところ、以下の理由から達成と評価したとの回答であった。
- ① 問い合わせ・相談件数については、1社から複数の内容が含まれているケースもあり、単純な件数以上に実質的な支援が行われている。
 - ② 相談窓口で対応した相談は、件数は少ないものの内容が深く、支援の質が高かった。
 - ③ 専門家派遣についても、件数は目標に届いていないが、派遣先の事業者に対して的確な支援が行われた。
 - ④ 専門家派遣の結果、課題解決や事業の改善に寄与する成果が確認されている。

6 課題・問題点 (目標の達成度評価について)

サプライヤー事業転換拠点運営事業の目標達成度評価について、形式的に数値を比較すると、以下のように目標を下回っている。

「(1) 相談窓口の運営」(目標) 問い合わせ: 10件/10社、個別相談: 30件/30社に対し (実績) 1月末時点の累計件数で問い合わせ7件、個別相談11件

「(3) 専門家派遣」(目標) 8件/4社に対し (実績) 1月末時点で6件/2社

前記説明から、実質を踏まえて総合的に判断したとのことであるが、第2で触れたように、そもそも達成か否かの判断基準が、形式的な件数によるのか、内容を踏まえた総合判断になるのか (後者の場合はどのような考慮要素から判断するのか) が目標設定時に明確ではない (少なくとも事業計画の中で明確に示されていない) ため、客観性に欠けると言わざるを得ない。

第2 事業の概要 (産振構) で述べたように、目標を達成したか否かの産振構としての判断基準が不明確である点が問題である。この点に関する意見は、第2を参照されたい。

7 課題・問題点（委託契約について）

「カーテクノロジーの革新」関連事業に係る委託契約（共同開発契約）の課題・問題点については、第9 委託契約（産振構）を参照されたい。

8 意見

(1) 【意見】自動車関連産業クラスター支援事業に係る目標設定

自動車関連産業クラスター支援事業における、地域の自動車部品サプライヤー企業が2025年までに「戦略領域でBigPlayerに勝る提案ができる」「デジタル人材の地産地活による社会実装が実現できる」との目標につき、具体的な数値目標はない。目標達成の判断基準の明示や数値目標等の設定がなければ、設定目標の達成度判断も客観性に欠け、目標設定として不十分ではないか。今後の目標設定に際し、数値目標等を設定するなどの対応が望まれる。

第7 財産・税務会計（産振構）

1 監査の概要

貸借対照表、正味財産増減計算書については、第1 組織概要（産振構）記載のとおりである。

本監査では、上記資料、財産目録、固定資産台帳、各種財産規定、仕訳帳等の帳簿を確認したほか、税務関係の経理処理（消費税の経理処理等）について検討し、必要に応じて産振構に照会した。また、監査の参考に、過年度包括外部監査の結果も確認した。

主な検討事項及び抽出した課題・問題点は、以下のとおりである。

2 主な検討事項

本監査での財産・税務会計に関する主な検討事項は以下のとおりである（後述の課題・問題点に記載する事項を除く）。

(1) 固定資産の経理処理

令和7年3月期の帳簿を確認したところ、以下の資産について取得価格が20万円以上であるが固定資産として処理されていなかったため、確認を行った。

- ① 令和6年6月14日 AI行動解析アプリ 1,496,000円（税込）
- ② 令和6年6月28日 西館デジタルサイネージ 682,000円（税込）

産振構に確認したところ、①については「自動車関連産業クラスター支援事業において、研究用として購入されたものであるため資産として計上していない（地方税法348条2項12号¹²⁸に該当する）」との回答を得た。

②については「産業会館管理運営事業は施設指定管理者としての管理運営事業であり、購入した備品は県有財産となることから財団では資産計上していない。」との回答を得た。

②のデジタルサイネージについて、県と産振構の間での精算が行われているかについて産振構に確認したところ、「産業会館管理運営事業において実績報告段階で「収入>支出」となった場合、その差額（剰余金）については県へ納付し収支同額としている。そのため、購入代金の精算を行ったとしても、県へ再度納付するか納付金額が増えることになるため、精算は行っていない。」との回答を得た。

上記回答に関連し、当該資産について県有財産として計上しているかについて県に確認したところ、「指定管理者から購入した旨報告を受けた後、県有財産として計上している。」との回答を得た。

(2) 割賦設備未収金について

「割賦設備未収金」の内容について産振構に確認したところ、「平成21年度に1者と契約した「設備貸与制度による機械設備の割賦販売」の購入価格相当額の未収金であり、債権者である金融機関等によるバンクミーティングにおいて債務者と合意の上、毎月の償還額を決めているものである。」との回答を得た。回収状況について確認したところ、「直近3期については、毎月計画どおりの入金がある」との回答を得た。令和7年3月期現在の残高は5,470,455円となっている（財産目録より）。

(3) 割賦損料未収金について

「割賦損料未収金」の内容及び直近3期の残高に変動がないことについて産振構に確認したところ、「平成21年度に1者と契約した「設備貸与制度による機械設備の割賦販売」の割賦損料（利息相当）の未収金である。平成26年7月以降、債務者からの償還金は全て割賦設備未収金（割賦代金の償還）に充てており、割賦設備未収金の回収完了後は、償還金を割賦損

¹²⁸ 地方税法348条2項 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

同項12号 公益社団法人又は公益財団法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるもの

料未収金に充てていく予定であるため、毎期の残高に変動がない。」との回答を得た。なお令和7年3月期現在の残高は274,940円となっている（財産目録より）。

利息相当額についての計算根拠（利息発生期間、利率等）について確認したところ、「年利率1.80%で契約において設定した弁済期日に応じて算定している。」との回答を得た。

併せて、違約金及び遅延損害金について確認したところ、「契約書により、支払期日の遅延については年利率10.75%の違約金を支払うこととなっているが、償還金（元本）の徴収を優先しており現状では違約金は計上していない。遅延損害金については、契約解除後の損害賠償金の支払いを怠った場合に生じるもので、現状では遅延損害金は発生していない。（契約書より）」との回答を得た。

(4) 貸倒引当金について

「貸倒引当金」の計算根拠について産振構に確認したところ、「設備貸与事業に係る貸倒引当金繰入基準により、割賦販売未収金5,745,395円（割賦設備未収金5,470,455円+割賦損料未収金274,940円）－割賦設備預り保証金990,000円＝4,755,395円の70/100の3,328,776円から県損失補償金残高（回収額の1/2を返還）1,755,978円を控除した1,572,798円を引き当てている。」との回答を得た。

3 課題・問題点（固定資産台帳における償却年数の記載誤りについて）

固定資産台帳を確認したところ、以下の記載誤りを確認した。

- (1) ひろしまデジタルイノベーションセンターで使用されている「プレス成型シミュレーション教育用ライセンス 3,168,000円 令和3年3月15日取得」及び「数値解析ソフトウェア研修用追加ライセンス 4,998,400円 令和3年3月16日取得」について、「定額法・5年」と記載があるが、令和4年3月期において取得価額全額が減価償却されていた。内容について産振構に確認したところ、「1年間のライセンス使用料であるため、台帳内の「定額法・5年」が記載誤りである。」との回答を得た。

記載誤りという軽微な誤りではあるが、事情を理解していない担当者が記載のまま減価償却を行った場合、実績等に少なからず影響を及ぼすため、固定資産台帳に登録される際には償却方法・償却年数に誤りがないように記載し、再度の確認をすることが望まれる。

- (2) 産業会館管理運営事業特別会計で使用されている「LED照明設備 17,496,000円 平成28年3月1日取得」について、「定額法・15年」と記載があるが、償却予定（台帳に記載）が定額法・10年となっていた。内容について産振構に確認したところ、「リース料返済期間10年に合わせて計上しており、台帳内の「定額法・15年」が記載誤りである。」との回答を得た。

償却予定は定額法・10年で計算されているため、減価償却費の計上金額を間違えることはないが、償却年数の記載と償却予定の年数に相違があると混乱を招いてしまう可能性が考えられるため、固定資産台帳に登録される際には償却方法・償却年数に誤りがないように記載し、再度の確認をすることが望まれる。

4 課題・問題点（固定資産の管理について）

固定資産の管理について産振構に確認したところ、「固定資産全体の棚卸は実施していないが、産振構本部など職員が常駐しているところでは、使用する際に目視で確認を行っている。常駐していない場所等については定期点検等で訪問した際に確認している。」との回答を得た。

また、棚卸の頻度についても確認したところ「令和6年度決算において一部資産を廃棄し除却処理を行っている。それ以前に棚卸（一部除却）を行ったのは令和2年度である。」との回答を得た。

産振構では、自らの備品に加え、指定管理等で県有備品も管理していることから、固定資産管理をする上でのルールを作成することが望まれる。毎年すべての場所の確認を行うのは現実的に困難であるのであれば、一定の周期を決めて定期的に確認することをルール化すること等が考えられる。

5 課題・問題点（消費税について（助成金の経理処理））

令和7年3月期の帳簿を確認したところ、「カイゼン・DX導入実証事業助成金」を支出した際の消費税の経理処理が、課税仕入として処理されていた。

支出の件数は3件であり、支出金額は824,000円、1,500,000円、198,000円の合計2,522,000円となっている。

経理処理の内容について産振構に確認したところ、「当該助成金については対価性が無いため、課税仕入ではなく、不課税仕入が正しい処理であり、課税区分を誤って処理している。」との回答を得た。なお令和5年3月期及び令和6年3月期については不課税仕入として処理しているとのことである。

国内において事業者が事業として対価を得て行う¹²⁹資産の譲渡や貸付け、役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）は、消費税の課税の対象となるが、当該助成金是对価性がないため、消費税の課税の対象とはならず、不課税仕入に該当する。

¹²⁹ 「対価を得て行う」とは、物品の販売などをして反対給付を受けることをいう。すなわち反対給付として対価を受け取る取引をいう。（参考：国税庁タックスアンサーNo. 6157 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6157.htm>）

課税区分の誤りは消費税等の納税金額に影響を与える（今回のケースでは納税金額が過少となっている）ため、課税の対象の要件を確認し適切に処理を行うべきである。

なお、消費税については、平成18年度包括外部監査においても、「平成17年度の消費税の確定申告において、課税・非課税の区分等の計算誤りがあり、416万円の消費税等が納めすぎとなっている」（平成18年度包括外部監査結果報告書96頁）等の指摘を受けている。課税区分の誤りは消費税等の計算に大きな影響を及ぼすため、誤りのないよう経理処理をすべきである。

6 課題・問題点（グループ補助金無利子貸付事業貸付金に対する貸倒引当金）

グループ補助金無利子貸付事業貸付金に対する引当金について産振構に確認したところ、「会計監査人から、グループ補助金無利子貸付事業貸付金に係る債務者に対する貸倒引当金の計上を検討するよう意見をもらっている」との回答を得た。

会計監査人からの意見を受け、令和7年度から当該貸付金の貸倒引当に係る規定の整備や計上を行えるよう会計監査人に相談しながら準備を進めているとのことである。

令和7年3月期末現在で、568,226,000円の残高となっている。返済期限が10年を超えるものもあり、昨今の激しい社会経済情勢の変化を鑑みると、今後返済が滞る債務者が発生する可能性が十分に考えられるため、貸倒引当金を計上することが望まれる。

7 指摘及び意見

(1) 【意見】 固定資産台帳における償却年数の記載誤りについて

固定資産台帳の償却年数について3件の記載誤りがあった。

固定資産台帳に登録される際には償却方法・償却年数に誤りがないように記載し、再度の確認をすることが望まれる。

(2) 【意見】 固定資産の管理について

固定資産（県有備品を含む）の管理のルールを作成すること、確認頻度について一定の周期を決めて定期的に確認するようにし、その周期をルール化することが望まれる。

(3) 【指摘】 消費税について（助成金の経理処理）

課税区分の誤りは消費税等の納税金額に影響を与える（今回のケースでは納税金額が過少となっている）ため、課税の対象の要件を確認し適切に処理を行うべきである。

(4) 【意見】 グループ補助金無利子貸付事業貸付金に対する貸倒引当金について

令和6年度現在同引当金が計上されていない。昨今の激しい社会経済情勢の変化を鑑みると、今後返済が滞る債務者が発生する可能性が十分に考えられるため、貸倒引当金を計上することが望まれる。

第8 債権管理（産振構）

1 貸付事業概要

「経営・創業等の支援」分野の一般事業として以下の2事業がある（令和6年度事業報告39頁）。

(1) 設備貸与・資金債権管理事業

設備貸与・資金債権管理事業 (自 15,201 千円)

◇設備貸与事業・設備資金貸付に係る債権回収、設備資産管理、設備貸与会計処理業務

○未収債権の回収(設備貸与) 未収債権残高 5,471 千円 R7.3 月末現在

○未収債権の回収(設備資金) 未収債権残高 4,909 千円 R7.3 月末現在（貸倒償却済）

【活動実績等】

○債務者に督促を行うなど債権回収に努めた。

(2) 被災中小企業施設・設備整備支援事業（無利子貸付）

被災中小企業施設・設備整備支援事業(無利子貸付) (自 28,508 千円)

◇平成 30 年 7 月豪雨により被災した中小企業等に対して、グループ補助金制度が適用された。これに伴い、グループ補助金決定者に対して、自己負担分の軽減を目的とした被災中小企業施設・設備整備支援事業(グループ補助金無利子貸付)制度が適用され、産振構が無利子融資の実施機関として貸付を実施した。この貸付金の償還指導と償還管理を行う。

グループ補助金無利子貸付

○広島県のグループ補助金交付決定事業者に対し、審査のうえ無利子貸付を実施。

貸付業務は R3 年度末をもって終了。

○貸付実行後は、最大 20 年にわたり貸付金の償還を管理。

○貸付実績累計

貸付申込:18 件(929 百万円)

貸付決定:15 件(853 百万円)

貸付実行:14 件(834 百万円)

○償還済額

12 件:266 百万円 (R7.3 月末現在) 2 件は償還終了

【活動実績等】

○貸付企業へのフォローアップ(延滞・未納発生の未然防止)

-定期償還は11件において正常に償還、1件においてR6年12月から償還猶予(償還月額を半減)

(3) 債権回収等に関する内部規程

内部規程として、債権管理事務処理要領（平成14年4月1日制定）、債権管理要領（令和2年4月1日施行）が定められ、これらに基づき債権の回収、時効の管理等が行われているとのことである。

2 未収金、貸倒引当金の状況等

未収金及び貸倒引当金の状況並びに貸倒引当金についての課題・問題点は、第7 財産・税務会計（産振構）に記載のとおりである。

3 現在の管理・回収状況

(1) 設備貸与・資金債権管理事業

令和7年3月31日現在の未収債権額は約575万円（1件）、これと別に償却済債権が8件とのことである。令和4～6年度に貸倒処理、償却したものはないとのことである。

債権回収について、令和6年度事業報告において「債務者に督促を行うなど債権回収に努めた。」と報告されている。具体的には、毎月の償還を確認し、入金がないものについて電話による督促を行うとともに、債務者（連帯保証人）の現状確認などを行ったとのことである。

(2) 被災中小企業施設・設備整備支援事業（無利子貸付）

現在の貸付残高・償還状況を確認したところ、貸付残高は12件合計約568百万円（償還額累計約266百万円）とのことであった。令和4～6年度に貸倒処理、償却したものはないとのことである。

債権回収について、令和6年度事業報告において「貸付企業へのフォローアップ（延滞・未納発生の未然防止）」と報告されている。具体的には、全ての貸付先企業について、決算書類を徴収して経営内容を確認の上、現地を訪問し、経営状況のヒアリングなどを行っている。また、償還猶予の申請があった1者につき、資金繰りなどを審査し、県に協議した上で償還猶予を行っている、とのことである。

(3) 時効の管理

時効の管理について確認したところ、償還が滞っている者については、定期的に債務確認書を提出させ、時効の更新（中断）を行っているとのことである。

4 課題・問題点（未収債権の回収について（設備貸与・資金債権管理事業））

未収債権1件につき、期限経過後回収が継続している状態にある。

債務者の経済的状況等を踏まえると、現在の回収対応に問題があるとは言えないが、目下、9債権中8債権が償却済債権とされていることもあり、今後、債務者の状況変化などにより回収が困難になった場合等は、解除¹³⁰、一括請求、法的手続による回収等の他の取りうる手段も検討することが望まれる。

5 意見

(1) 【意見】未収債権の回収について

未収債権1件につき、期限経過後回収が継続している状態にある。現在の回収対応に問題があるとは言えないが、今後、債務者の状況変化などにより回収が困難になった場合等は、解除、一括請求、法的手続による回収等の他の取りうる手段も検討することが望まれる。

¹³⁰ 債権管理事務処理要領第4において、「(前略) 何らの進展もみられないときは、契約書の定めに基づき契約解除の措置をとる」と定められている。

第9 委託契約（産振構）

1 契約に関する内部規程

(1) 内部規程

契約・調達に関する内部規程として、以下が定められている。

- ① 財務規程
- ② 契約規則
- ③ 指名競争入札事務処理要領
- ④ 一般競争入札事務処理要領
- ⑤ 長期継続契約事務処理要領
- ⑥ 随意契約事務処理要領
- ⑦ 指名型プロポーザル事務処理要領
- ⑧ 公募型プロポーザル事務処理要領

(2) 契約の方法

ア 一般競争入札の原則

契約の方法は一般競争入札を原則とし（契約規則8条）、条件を満たす場合に例外的に指名競争入札（同9条）、随意契約（同10条）、その他の契約締結方法（同11条、プロポーザルや総合評価競争入札）が例外的に認められる形式となっている。自治法による地方公共団体の契約の定めと概ね同様である。

イ 随意契約

随意契約理由として、以下の9つの場合が定められている（契約規則10条1～9号、丸数字と号数が対応）。

- ① 予定価格が次の表（省略）における契約の種類ごとに定める額以下であるとき
- ② 契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められるとき
- ③ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- ④ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- ⑤ 競争入札に付して入札者がいないとき又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- ⑥ 落札者が契約を締結しないとき
- ⑦ 競争入札に付することが不利と認められるとき
- ⑧ 設備支援事業における割賦設備及び機械、リース設備を買入れるとき

⑨ 「広島県新商品による新事業分野開拓事業者の認定に関する要綱」に基づき認定を受けた新事業分野開拓事業者が生産する新商品の買入れ及び借入れの契約又は提供する新役務を受ける契約をしようとするとき

また、随意契約の際の見積書はなるべく2者以上から徴取し選定理由を明確にすること、1社のみ見積書を徴取する場合は合理的な理由を明らかにすることとしている（随意契約事務処理要領4条2項）。

ウ プロポーザル契約

「契約の内容が専門的な知識や技術が要求されるため、業務の実施方法などを提案させそれを基に仕様書を作成する必要がある業務や、業務の実施方法などを提案させそれを基に仕様書を作成した方が優れた効果が期待できる業務については、プロポーザルを採用することができる。」とされている（契約規則11条1項）。

(3) 規則改正（令和7年4月1日施行）

契約規則、随意契約事務処理要領は令和7年4月に改正されている。主な改正として、随意契約理由（契約規則10条1号）につき、随意契約とできる金額の上限が以下のとおり変更された。

本監査の対象とした令和6年度契約は引き上げ前（改正前）の額が適用となる。

【改正前】

契約の種類	予定価格
工事又は製造の請負	2,500,000円
財産の買入れ	1,600,000円
物件の借入れ	800,000円
財産の売払い	500,000円
物件の貸付け	300,000円
業務の委託	1,000,000円
上記以外のもの	1,000,000円

【改正後】

契約の種類	予定価格
ア 工事又は製造の請負	4,000,000 円
イ 財産の買入れ	3,000,000 円
ウ 物件の借入れ	1,500,000 円
エ 財産の売払い	1,000,000 円
オ 物件の貸付け	500,000 円
カ 前各項に掲げる以外のもの	2,000,000 円

2 調査の方法

委託契約につき、以下2つの方法により調査を実施した。

(1) 委託契約全体に対する調査

契約額が100万円以上の委託契約について、①事務事業名、②委託目的及び内容、③委託期間、④委託先、⑤設計金額及び予定価格、⑥契約額、⑦落札率（⑥／⑤）、⑧契約方法（契約種別（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等）、入札・見積人数、入札・見積回数）を確認した（令和6年度の契約件数：計50件）。

加えて、契約種別が随意契約の場合は⑨随意契約理由を確認した。また、⑩契約の変更の有無も確認した。

(2) 抽出調査

前記令和6年度契約（50件）の中から以下の表に記載された7件の契約（番号1～7）を抽出し、帳票類（予定価格調書、契約書、随意契約理由書（随意契約の場合）、契約書、変更契約書、再委託関係資料、完了報告書、検査調書等）を確認した。

番号	事業名	委託目的 内容及び内容	年度	委託 期間	設計 金額	予定 価格 A	契約額B(変更契 約額C)	落札率(B/A ×100)	契約方法			変更回数	変更割 合 (C/B)	任意契約理由	完了 年月日	支払方法 (前払等)	県受託	備考
									契約種 別	入札・ 見積入 数	入札・ 見積回 数							
1	レイアウト変更に伴う 件書、書類等の移動及 び廃棄対象機密文書の 箱詰め運搬業務	レイアウト変 更に伴う件 書、書類等の 移動及び廃 棄対象機密 文書の箱詰 め運搬	6	R7.2.18 ～ R7.3.31	1,507,000	1,507,000		100	随	1	1			R7.3.31	完了払			
2	ネクストリーダー創出 支援事業コンサルティ ング業務	飛躍的な成長 を目指す県内 中小企業に対 する経営計画 策定や経営議 議の抽出・設 定等に係るコ ンサルティン グ業務の実施	6	R6.6.1 ～ R7.3.31	24,970,000	24,970,000	24,860,000	100	随	-	1			R7.2.28	精算払	○		
3	技術・経営力評価報告 書及び成長プラン作成 等業務委託	中小企業成長 プラン策定支 援事業の的確 な運用のため、 評価業務及 び業務解決 機密に精通し た専門家の派 遣（企業ヒア リング及びフ ィードバック） 及び評価報 告書及び成長 プラン(案)の作 成を委託	6	R6.7.29 ～ R7.3.31	評価書作成 125,000円/件 ※旅費交通費は別 途実費支給 検討会出席 30,000円/件 ※旅費交通費は別 途実費支給	評価書作成 125,000円/件 ※旅費交通費は別 途実費支給 検討会出席 30,000円/件 ※旅費交通費は別 途実費支給	評価書作成 125,000円/件 ※旅費交通費は別 途実費支給 検討会出席 30,000円/件 ※旅費交通費は別 途実費支給	100	随	1	1			R7.3.31	完了払			非財務も含めた評価 には高い専門性が求め られ、本事業の前身とな る事業を先行実施する 兵庫県において受託実 績を有し、評価業務に 精通した各分野の専門 家の派遣が可能である ため。
					成長プラン作成 50,000円/件※旅 費交通費は別途実 費支給 フィードバック 30,000円/件※旅 費交通費は別途実 費支給	成長プラン作成 50,000円/件※旅 費交通費は別途実 費支給 フィードバック 30,000円/件※旅 費交通費は別途実 費支給	成長プラン作成 50,000円/件※旅 費交通費は別途実 費支給 フィードバック 30,000円/件※旅 費交通費は別途実 費支給 (4件1,269,130円)											
4	設備貸与権管理業務 に係る管理ツールの開 発及びデータ移行委託 業務	オフコン内の 貸与権管理 データを移行 して管理する ため、業務を 委託	6	R6.11.20 ～ R7.2.28	2,462,350	2,462,350	2,420,000	98.2	随	1	1			R7.2.27	完了払			
5	カイゼン・DX人材育 成講座実施業務（IoT 等活用戦略及びIoT等 デジタル技術導入プラ ンの作成）	R5まで実施し ていた「もの づくり現場IoT 推進リーダー 育成塾」の名 称をR6から変 更。ものづく り中小企業が IoT等を活用し て現場改善等 に取り組める よう、経営層 がコミットす る中長期的IoT 等活用戦略の 作成とIoT等デ ジタル技術導 入プランの作 成を支援す る。	6	R6.6.21 ～ R7.1.31	5,343,800	5,340,940	5,340,940	100	随・ P	1	1			R7.1.31	精算払			
6	ソフトウェア保守業務	シミュレー ションソフト ウェアライセ ンスの保守	6	R6.4.1 ～ R7.3.31	12,520,200	12,520,200	12,520,200	100	随	1	1	-	-	R7.3.31	前払	○		
7	「R6-32パイプ内流動 振動を考慮した吸排気 音モデルの開発」に係 る共同研究の実施及び 業務委託	当該共同研究 は、パイプ構 造内のガス流 動(振動)と騒 音の関係を解 明することによ り、エンジ ンの吸排気音 を低減するた めのモデルを 開発する。こ れにより近年 の車外騒音規 制でさらなる 騒音低減が 求められる。 エンジン吸排 気系の部品の 開発に活用す るため。	6	R6.7.8 ～ R7.2.28	2,250,000	2,250,000	2,250,000	100	随	1	1			R7.2.28	①②前払金 ③完了後の 請求書払い			委託先は3 者

抽出に際しては、今回の監査で着目する「経営・創業等の支援」「ものづくりの革新」「デジタルイノベーションの推進」「カーテクノロジーの革新」に係る事業を所管する課の契約の中から、契約額の多寡、入札見積人数、落札率、契約種別といった、視点から抽出した（ただし、契約種別について、上記事業所管課において令和6年度の一般競争入札はなかったため抽出案件に含まれない）。

3 課題・問題点（1者入札への対応）

一般競争入札やプロポーザル契約において、入札見積人数が1者のみの契約が幾つかみられる。令和6年度契約では、以下3件があった（長期継続契約を除く）。

- ① 産業技術交流センター管理運営事業（総務企画G（産業技術交流センター））
一般競争入札 株式会社広島東報工事 契約額2,365,000円（落札率91.8%）
- ② カイゼン・DX人材育成講座実施業務（IoT等活用戦略及びIoT等デジタル技術導入プランの作成）（ものづくり革新統括センター）
プロポーザル 株式会社ウフル 契約額5,340,940円（落札率100%）
- ③ カイゼン・DX人材育成講座実施業務（現場実習及び体験学習）（ものづくり革新統括センター）
プロポーザル i Smart Technologies株式会社 契約額2,050,829円（落札率100%）

この点を産振構に確認したところ、①について、「令和6年度から仕様書を見直し、詳細に具体的な点検内容としたが、応札する者が当館内を熟知する1社しかいなかった。」、②③について、「新たに参入しようとする場合、一からカリキュラムを検討作成しなければならないため対応できる業者が限られるのに対し、公告から参加資格申請期限及び提案書提出期限までの期間が十分でなく、周知広報が進まなかったものと思われる。候補者となりうる業者（2社）に対して打診（仕様説明含む）を行ったが、リソース不足など業者都合で入札への参加にはつながらなかった。」との回答を得た。また、①について、「次年度からは、多くの入札参加者があるよう、一般競争入札の公示の際、複数社に募集が始まったことを周知し、問い合わせに対しては丁寧に説明することにより、参加者の増加を図る。」とのことであった。

複数の入札参加者が参加しないと、実質的に競争性を働かせることが困難となる。産振構が一般競争入札の原則を採用していることを踏まえ、契約における競争性を確保するため、例えば、周知方法の変更や、公告から申請期限・書類提出期限までの期間を長めに設定するなどの工夫により、参加者を増やす取組を実施することが望まれる。

4 課題・問題点（反社条項がない契約）

契約書において、契約相手方が反社会的勢力の場合に契約を解除等する旨の条項（いわゆる反社条項）がないものがみられた（抽出番号6、7番）。この点について、産振構によると「反社会的勢力の排除に関する誓約書」を、契約前の段階で相手方から徴求したとのことである。

しかし、契約締結前に契約相手方が反社会的勢力でないことの確認をしていたとしても、契約締結後に相手方が反社会的勢力に該当する事情が新たに生じた場合、契約書に反社条項がなければ契約解除等の対応が困難となる。広島県暴力団排除条例は、事業者が契約書に反社条項を入れることを努力義務としている（13条3項）¹³¹ところ、県出資法人であり、県の財政的援助を受け公共的な事業を担う産振構として、条例の要請を踏まえ、契約書の中に反社条項を入れることが望まれる。

5 課題・問題点（支援対象中小企業の秘密保持に係る条項）

契約書において、受託業務での支援対象中小企業の秘密保持が契約書の秘密保持条項の中で明記されていないと思われるものがあつた（抽出番号3番）。

この点、産振構によると、契約書（産振構を甲、受託者を乙とする）内の秘密保持条項（第7条）において、乙（受託者）に対し「本契約に基づく業務上知り得た相手方の秘密を、相手方の同意を得ることなく第三者に開示又は漏洩してはならない」旨定め、その「相手方」は対象中小企業（申請のあつた県内中小企業者）を指しているため、受託者に支援対象中小企業の秘密保持義務を課している、また、受託者が本契約に違反し又は業務の遂行に当たって第三者に損害を与えた場合の損害賠償義務も定めている（第11条）とのことである。

しかし、契約において乙（受託者）の「相手方」の通常の文言解釈としては契約相手方である産振構（甲）を指すと解するのが一般的である。本契約の中で「相手方」の定義の定めもない。そのため、秘密保持条項の「相手方」に支援対象中小企業を含めるのは解釈上無理がある。

契約書において、秘密保持条項の対象となる「相手方の秘密」に支援対象企業の秘密が含まれることを明記し、受託者に対して支援対象中小企業の秘密情報についても秘密保持義務を課することが明確になるようにすべきである。

¹³¹ 広島県暴力団排除条例13条（契約時における措置等）

(1,2項省略)

3 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結するときは、契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。

4 事業者は、前項に規定する事項を定めた契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めなければならない。

6 課題・問題点（再委託の承諾手続の不備）

契約に、受託者以外のプロジェクトメンバー3社が関与しているが、契約約款に基づくこれら3社との再委託の書面による承認手続が取られていないものがみられた（抽出番号5番）。

この点、産振構は、プロポーザルの提案資料の段階で、契約書添付の仕様書に実施体制についての記載がされており、審査会では、この内容を確認した上で採択を決定しているため、採択決定通知をもって、この体制（再委託）について書面で承認したものと考えている、とのことである。

契約書をみると、特約事項の(5)で、受注者は仕様書に基づいて業務を履行するとされ、当該仕様書には、前記3社がプロジェクトメンバーとして記載されている。しかし、仕様書では前記3社は「連携予定の企業」として紹介され、連携が確定したとの記載にはなっていない。また、契約約款12条は再委託の「書面による承諾」を求めており、再委託に関する明確な記載がない採択決定通知で足りるとするのは無理がある。

委託契約では原則として受託者が義務を履行し、委託者の書面承諾をもって再委託を容認する形となっている。本契約の現状では、再委託の承諾手続がとられているとは評価できない。再委託先が問題を起こした場合に責任の所在が不明確となり、法的責任の追及が困難になるおそれもある。

契約書の特記事項に再委託の事業者を明記するなどの方法で、契約書の中で再委託の存在を明確にする、あるいは契約約款に基づく再委託の書面承諾手続をとる形で、再委託の承諾手続を明確に行うべきである。

7 課題・問題点（契約更新時の決裁手続）

契約書上の契約更新の期限（令和6年1月31日）を経過後に契約継続の決裁（同年3月18日）を行っているものがあつた（抽出番号6番）。

この点、産振構によると、例年、産振構の予算編成時期に合わせて、1月にベンダーと次年度の契約に関する協議を実施しており、協議を踏まえて、センター内で契約継続・予算化の判断を行った場合は契約解除の手続は行わず、1月の時点で更新の方針が事実上固まっている状況であった。具体的な契約手続は、理事会で次年度の予算について承認が得られてから、契約決裁、注文書の送付等を実施している、とのことである。

令和6年度事業契約及び収支予算は、令和6年3月18日理事会で承認されている。上記対応によると、仮に3月理事会において予算内容に異議が出され、契約更新が不相当という判断が下されたとしても契約解除できない、という状況を招く危険がある。また、本契約は、県からの

委託契約（ひろしまデジタルイノベーション推進事業）の受託を受けることを前提とする内容であるところ（本章第5及び第2章第6参照）、令和6年度の県との委託契約締結日（同年4月1日）より前に本契約の契約更新期限が経過するとの時系列にもなっている。

理事会権限の尊重、不測の損害発生防止の観点からは、契約書の契約更新の期限を産振構の意思決定手続に合わせて設定すべきである。契約相手方との関係でそれが困難な場合は、更新時に、産振構の内部決裁手続での承認を条件とした留保付き承諾などの手続を行うべきである。

8 課題・問題点（特許権の持分比率に係る契約上の定め）

共同研究契約書において、共同研究実施により得られた特許権等を原則として契約当事者の共有とし、その持分比率は別途協議により定める、との条項がある（抽出番号7番）。

この持分比率について産振構に確認したところ、合意書等の締結はしていないが、一般的な貢献度合い、成果物ごとでの配分を想定している、とのことである。しかし、当該条項には、持分比率を定める際の考慮要素は何ら示されていない。

特許権の持分比率について、持分比率を決定することが困難だけでなく、その判断方法について紛争になる場合もある。貢献度等によって判断することを想定しているのであれば、持分比率を定める際の考慮要素が貢献度等であることを契約書の当該条項に明記することが望まれる¹³²。

9 課題・問題点（随意契約や1社のみ見積徴取を採る場合の根拠資料の保管）

随意契約を行う際、起案書類（伺い書）に記載された随意契約理由の中に「機密文書の箱詰め作業を一体的に実施できる事業者は聞取りの結果当該事業者のみである」と記載があったことから、聞取りの内容に係る証憑の存否を産振構に確認したところ、「実際に事業者へ電話聞取りを行ったが、聞取り内容を手書きした資料は廃棄され、保存されていなかった。」との回答があった（抽出番号1番）。

また、随意契約の際に1社のみから見積書を徴取した事案につき、その理由を確認したところ「事業の仕様書や予算積算についてはコンサルティング事業者へヒアリングを行ったが、複数社支援の条件に難色を示し、事業対応出来ないと回答があったため、最終的に1者のみから見積書徴取となったものである。」との回答がされたが、かかる理由が起案書類において明記

¹³² 特許庁「オープンイノベーションポータルサイト」(<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>)内の「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書（OIモデル契約書 ver2.2）」参照

されてないものがあった（抽出番号2番）。随意契約をする場合、随意契約において複数見積を徴取しない場合には合理的な理由が必要とされる（随意契約事務処理要領4条2項）、根拠資料が存在しない場合、後日その判断の妥当性を検証することができない。

随意契約や1社のみ見積徴取を採る場合、その理由の根拠資料（ヒアリング結果など）は書類で残し、決裁書類に理由を明記するよう留意することが望まれる。

10 指摘及び意見

(1) 【意見】 1者入札への対応

一般競争入札やプロポーザル契約において、入札見積人数が1者のみの契約が幾つかみられる。複数の入札参加者が参加しないと、実質的に競争性を働かせることが困難となる。産振構が一般競争入札の原則を採用していることを踏まえ、契約における競争性を確保するため、例えば、周知方法の変更や、公告から申請期限・書類提出期限までの期間を長めに設定するなどの工夫により、参加者を増やす取組を実施することが望まれる。

(2) 【意見】 反社条項がない契約

契約書において、契約相手方が反社会的勢力の場合に契約を解除等する旨の条項（反社条項）がないものがみられた。契約締結前に契約相手方が反社会的勢力でないことの確認をしていたとしても、契約締結後に相手方が反社会的勢力に該当する事情が新たに生じた場合、契約書に反社条項がなければ契約解除等の対応が困難となる。県出資法人であり、県の財政的援助を受け公共的な事業を担う産振構として、広島県暴力団排除条例の要請を踏まえ、契約書の中に反社条項を入れることが望まれる。

(3) 【指摘】 支援対象中小企業の秘密保持に係る条項

受託業務での支援対象中小企業の秘密保持が契約書の秘密保持条項の中で明記されておらず、契約書内の秘密保持条項の「相手方」に支援対象中小企業を含めるのは解釈上無理があるものがあった。契約書において、秘密保持条項の対象となる「相手方の秘密」に支援対象企業の秘密が含まれることを明記し、受託者に対して支援対象中小企業の秘密情報についても秘密保持義務を課すことが明確になるようにすべきである。

(4) 【指摘】 再委託の承諾手続の不備

契約に、受託者以外のプロジェクトメンバーが関与しているが、契約約款に基づく再委託の書面による承認手続が取られていないのがみられた。プロポーザルの採択決定や契約書に添付された仕様書の記載をもって再委託の承認があったと解するのは困難である。契約書の特記事項に再委託の事業者を明記するなどの方法で、契約書の中で再委託の存在を

明確にする、あるいは契約約款に基づく再委託の書面承諾手続をとる形で、再委託の承諾手続を明確に行うべきである。

(5) 【指摘】 契約更新時の決裁手続

契約書上の契約更新の期限経過後に契約継続の決裁を行っているものがあつた。理事会権限（予算承認）の尊重、不測の損害発生防止の観点からは、契約書の契約更新の期限を産振構の意思決定手続に合わせて設定すべきである。契約相手方との関係でそれが困難な場合は、更新時に、産振構の内部決裁手続での承認を条件とした留保付き承諾などの手続を行うべきである。

(6) 【意見】 特許権の持分比率に係る契約上の定め

共同研究契約書において、共同研究実施により得られた特許権等を原則として契約当事者の共有としその持分比率は別途協議により定めるとの条項について、当該条項には、持分比率を定める際の考慮要素は何ら示されていない。貢献度等によって判断することを想定しているのであれば、持分比率を定める際の考慮要素が貢献度等であることを契約書の当該条項に明記することが望まれる。

(7) 【意見】 随意契約や1社のみ見積徴取を採る場合の根拠資料の保管

随意契約を行う際、随意契約理由の中に記載された聞取りの内容に係る証憑が保存されていないものがあつた。また、随意契約の際に1社のみから見積書を徴取した事案につき、その理由が起案書類において明記されていないものがあつた。随意契約や1社のみ見積徴取を採る場合、その理由の根拠資料（ヒアリング結果など）は書類で残し、決裁書類に理由を明記するよう留意することが望まれる。

第4章 株式会社ひろしまイノベーション推進機構について

第1 組織概要（推進機構）

1 概要

株式会社ひろしまイノベーション推進機構（以下「推進機構」という。）は、2011年（平成23年）5月、ファンドによる資金供給とハンズオン社外役員を派遣するなどして投資先企業の経営に直接参加して企業の成長を支援する投資手法での経営支援を通じた地元企業の成長支援と地域経済活性化を目的として、県の100%出資（1億円／資本金5000万円及び資本準備金5000万円）で設立された。

推進機構の概要、沿革は以下のとおりである¹³³。

【概要】（令和7年8月時点）

名称	株式会社ひろしまイノベーション推進機構
所在地	広島市中区袋町3番17号 シシンヨービル10F
基本財産等の額	100,000千円（うち県出資額100,000千円／県出資比率100%）
代表者	熊谷賢一（代表取締役社長）
事業内容	投資事業有限責任組合の運営

【沿革】

2011年5月	株式会社ひろしまイノベーション推進機構設立
2011年6月	ひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合（1号ファンド）組成
2012年1月	ひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合（2号ファンド）組成
2020年1月	ふるさと連携応援ファンド投資事業有限責任組合（3号ファンド）組成

推進機構は、県の「イノベーション立県」実現のための施策の一環として設立された。当時の県計画の中でも、例えば、チャレンジビジョン（改定前）の中で「広島版「産業革新機構」（仮称）設立による資金・技術・人材・マーケティング等の面から企業活動の支援」が取組の方向の一つとして挙げられていた（チャレンジビジョン（改定前）33頁）。

広島版「産業革新機構」（監査人注：推進機構）設立の目的は、企業が成長性の高い新たな事業展開等を図ろうとする際に、資金、経営ノウハウ等必要な経営資源を提供することにより、

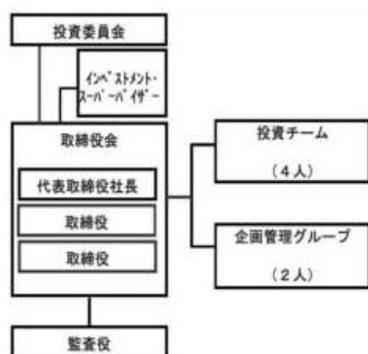
¹³³ 推進機構ウェブサイト（<https://www.hinet.co.jp/company/>）（令和7年8月閲覧）及び広島県「出資法人経営状況説明書（令和7年6月23日現在）」より

企業の成長を支援し、新たな雇用の創出や所得の拡大等を図ることとされた。企業が新しい事業を興し、成長をしようとしても、資金や、技術・営業・マーケティング等のソフト面の能力が不足する場合に、これをどう補っていくかが重要なポイントとなるが、広島版「産業革新機構」は、これまでにない仕組みとして、出資による投資資金を提供するとともに、ソフト面の能力についても、ハンズオン（経営参加型）方式で多面的に支援を行うことにより、新しい成長支援システムを構築するものであるとしていた（平成23年2月24日付商工労働局「広島版「産業革新機構」について」1頁）。

2 役員数、職員数、組織

組織の概要は以下のとおりである。

なお、令和7年7月時点の人員体制を確認したところ、取締役3名（うち代表取締役1名）、従業員は投資チーム4名及び企画管理グループ2名のほか、投資チームに業務委託2名が在籍しているとのことであった。



出資法人経営状況説明書（令和7年6月23日現在）より

3 主な事業

投資事業有限責任組合（以下「ファンド」という。）の運営である。

広島県の出資を中心とする1号ファンドと民間企業の出資を中心とする2号ファンドでは、7社に約50億円の投資を行った。3号ファンド（ふるさと連携応援ファンド）では、投資対象地域を「広島県」から「広島を中心とする経済圏¹³⁴」に拡大するとともに、広く地域経済を支える地場企業の事業承継やイノベーションを支援し、地域経済の発展に寄与することを目指して、投資活動を行っている¹³⁵。ファンドの状況は、1号組合が清算期間中、2号組合が清算完了、3号組合が存続期間中である。監査時点で、左記以外の組合は未組成である。

¹³⁴ 投資対象を「広島を中心とする経済圏において事業活動を行っている企業、今後行う企業及び当該経済圏の企業と提携するなど広島を中心とする地域経済の発展への寄与が期待できる企業」としている。

¹³⁵ 推進機構ウェブサイトの会社概要（<https://www.hinet.co.jp/company/>）（令和7年8月閲覧）より

詳細は第4で後述する。

1号組合は存続期間が満了し清算期間中。2号組合は令和6年12月25日に清算完了。
 「ふるさと連携応援ファンド」は投資期間中（ファンド規模は76億円）。
 また、令和7年4月1日には、「ふるさと連携応援ファンド2号」を組成するため、出資募集を開始。

【「ひろしまイノベーション推進機構」のスキーム】



4 経営計画、事業実績

過去3年間（令和4～6年度）の財務状況（損益計算書等／貸借対照表／キャッシュフロー計算書）は以下のとおりである（令和7年6月18日商工労働局「ひろしまイノベーション推進機構の概要及び投資先企業の状況について」より）。

その他の財務、中期計画等については、第2 財務会計（推進機構）で詳述する。

[損益計算書等]

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
売上高	240,454	225,047	163,802
売上原価	5,697	8,932	0
販売費・一般管理費	215,145	213,834	182,637
営業損益	19,612	2,280	▲18,834
営業外収益	249	58	201
営業外費用	4,126	27	77
経常損益	15,734	2,311	▲18,710
特別利益	0	0	0
特別損失	0	0	674
税金等調整前当期純損益	15,734	2,311	▲19,385
法人税等	3,450	456	▲10
法人税等調整額	1,079	269	▲220
当期純損益	11,205	1,585	▲19,155
役員員数(人)	12	13	10

※端数調整により合計が一致しない場合がある。

[貸借対照表]

(単位：千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産の部	流動資産	371,768	351,349	272,263
	固定資産	37,186	49,491	50,541
	繰延資産	0	0	0
	合計	408,955	400,841	322,804
負債及び純資産の部	流動負債	82,172	73,143	11,947
	固定負債	2,100	1,429	3,744
	資本金	50,000	50,000	50,000
	剰余金等	274,681	276,267	257,112
	評価・換算差額等	0	0	0
	合計	408,955	400,841	322,804

※端数調整により合計が一致しない場合がある。

[キャッシュフロー計算書]

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
営業活動によるキャッシュフロー	▲2,951	▲9,754	▲135,538
投資活動によるキャッシュフロー	▲422	35	▲150
財務活動によるキャッシュフロー	▲801	▲815	▲463
現金及び現金同等物の期末残高	363,306	352,771	216,619

5 企業統治（コーポレートガバナンス）、内部統制、人事労務

(1) 株主総会・取締役会（令和5年度、令和6年度開催状況）

株主総会は、定時株主総会が各年度1回ずつ開催された。

取締役会は、令和5年度が7回、令和6年度が8回開催された。

(2) 内部統制

コンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアルが定められている。

投資・取引関連では、本人確認及び疑わしい取引の届出等に関する規程、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク評価書、法人関係情報管理規程が定められている。

(3) 人事労務

就業規則、給与規程、賞与規程、退職金規定等が定められている。

年間の労働時間管理関係（36協定の提出等）、有給休暇の消化状況等も確認した。

6 広島県との関係

(1) 出資金（株式）

1億円（資本金5000万円及び資本準備金5000万円）を出資している（財源は後述）。

出資（設立）後、これまでに株式配当の実績はないとのことである。

(2) ファンドへの県出資

1号ファンドに対し、平成23年6月30日に一括して40億円を出資した。ファンド出資及び出資金（株式、1億円）の合計（41億円）の財源は、中小企業支援資金特別会計からの繰入金16億3千万円と大規模事業基金24億7千万円である。

監査時点での回収額は3,434,610,237円である（県一般会計の歳入へ¹³⁶）。出資金との差額の回収の有無及び金額は、1号ファンド清算完了後に確定する予定である（後述）。

2号、3号ファンドへの県の出資はない。

ファンドへの県出資については、第4 ファンド事業について（推進機構）で後述する。

(3) その他財政負担

上記以外に、令和6年度の広島県の財政負担（委託、補助金、負担金、債務保証、損失補償等）の有無を照会したが、該当はないとのことであった。

(4) 設立時に示されていた推進機構及びファンドへの県の監督・監視方法

前記の平成23年2月24日付商工労働局「広島版「産業革新機構」について」では、「県の監督・監視方法」につき以下の言及がある（同書10～11頁）。

① 投資事業有限責任組合の運営会社（監査人注：推進機構）については、地方自治法上、50%以上の県出資法人となることから、知事は、当該法人の収入、支出の実績あるいは見

¹³⁶ 歳入の受け入れ科目は、一般会計の（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）雑収とのこと。

込みについて報告を徴収するとともに、予算執行状態を調査し、その結果についての必要な措置を講ずることができることから、この権限を適切に実行する（自治法221条3項）。

- ② 投資事業有限責任組合（同：1号ファンド）については、県は、出資者として、個別投資の結果を継続的にモニタリングし、投資事業の成果に基づく評価指標や投資先企業の売上増加・雇用拡大といった投資効果に係る指標について、適時適切に、厳格に検証を行い、業績の実績評価について公表する。

7 ファンド事業の県事業との関連性、これまでの取組の評価

(1) 県事業との関連性

県事業との関連性（ひろしまビジョンの施策領域「産業イノベーション」上の位置付け等）を県（商工労働局）に確認したところ、ひろしまビジョンの施策領域上の位置付けはないとの回答であった。

(2) 推進機構設立後、これまでの取組の評価

推進機構による取組が、広島県のイノベーションの推進にどのように寄与したと評価しているのかを県に確認したところ、（県が）イノベーション立県を掲げ、推進機構の設立をしたことや、様々な施策（ひろしまサンドボックス、ユニコーン10プロジェクトなど）に取り組んできたことで、県内におけるイノベーションの機運を高めることに寄与したものと考えている旨の回答であった。

ファンド事業（特に1号ファンド）の県による検証、評価については、第4で後述する。

8 課題・問題点（推進機構及びファンド事業の県計画上の位置付けの明確化）

推進機構の投資活動（ファンド事業）について、ひろしまビジョンの施策領域「産業イノベーション」上の位置付けは設定されていない。

しかし、推進機構の活動は、前述のように、県の特別会計等を財源に平成23年に開始され、現に事業が継続中である。県は、推進機構による投資活動は、資金の運用のみでなく企業の成長支援や経済波及効果も事業の構成要素とする（第4で後述）ことから、「産業イノベーション」の指標（県の取組による付加価値創出額）にも寄与すると考えられる。例えば、投資活動の中でM&Aがなされる場合があることに着目すれば、取組の方向⑥（県経済を牽引する企業の育成・集積／ワーク54）との関連性もあると考えられる。

県が推進機構や1号ファンドに多額の出資をしてきたことを適時適切に評価する観点から、推進機構による投資活動をひろしまビジョンの施策領域「産業イノベーション」の中で明確に位置付けることが望まれる。

9 課題・問題点（県の資本金等出資について）

推進機構は平成23年5月の設立以降、14年以上が経過した。この間に県内企業等への投資ファンドの認知度が高まり、利用状況にも変化が見られる。県が出資した1号ファンドは清算手続に入り、1号ファンドと並行して運用された2号ファンドは清算が完了した。民間出資による3号ファンドや、次のファンド組成に向けた動きも進行している。推進機構の設立及び1号ファンドへの県の出資は、県内でのファンド利用を促進する効果をもたらしたと評価されている。

推進機構は、県の出資（株式）及び1号ファンド出資を除き、事業に関し、県からの財政的支援（補助金等）は受けていない。推進機構のファンド事業は、推進機構設立時とは異なる段階に移行したとも考えられる。

現時点での1号ファンドの検証（後述）と併せて、県が推進機構に資本金等を出資する意義（今後も引き続き県出資100%を維持する必要性、その場合の将来の配当可能性を含む）を改めて確認・再定義してもよいのではないか。

10 意見

(1) 【意見】 県計画における推進機構の位置付けの明確化（県商工労働局へ）

推進機構の投資活動（ファンド事業）は、資金の運用のみでなく企業の成長支援や経済波及効果も事業の構成要素とすることから「産業イノベーション」の指標（県の取組による付加価値創出額）に寄与し、取組の方向⑥「県経済を牽引する企業の育成・集積」（ワーク54）との関連性もあると考えられる。県が推進機構や1号ファンドに多額の出資をしてきたことを適時適切に評価する観点から、推進機構による投資活動をひろしまビジョンの施策領域「産業イノベーション」の中で明確に位置付けることが望まれる。

(2) 【意見】 県の推進機構に対する出資について（県商工労働局へ）

推進機構は平成23年の設立以降、14年以上が経過した。県が出資した1号ファンドは清算手続に入り、民間出資による3号ファンドや、次のファンド組成に向けた動きも進行するなど、推進機構のファンド事業は、推進機構設立時とは異なる段階に移行したとも考えられる。

これまでの推進機構の取組の評価、現時点での1号ファンドの検証（後述）と併せて、県が推進機構に資本金等を出資する意義を、県側で改めて確認・再定義することが望まれる。

(3) 【意見】 出資等を通じた県との関係について

平成23年の推進機構設立以降14年以上が経過し、推進機構のファンド事業も、民間出資によるファンドに移行している。この間に県内企業等への投資ファンドの認知度が高まり、利

用状況にも変化が見られる。このような変化を踏まえ、推進機構においても、県出資法人であることの意義を、県との間で協議の上改めて確認・再定義することが望まれる。

第2 財務会計（推進機構）

1 経理業務体制の概要

推進機構の管理部門（役員を除く）は2名で構成されており、ファンドを含めた経理業務その他の管理業務を行っている。また、法人税申告書等の作成は顧問税理士に委託している。

2 損益の状況

推進機構の直近3期の損益の状況は、以下のとおりである（「その他」欄は監査人が集約した科目である）。

(単位：千円)

	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	前期比較
受入手数料	240,423	225,046	163,752	-61,294
投資有価証券売上高	30	0	49	49
売上高	240,454	225,047	163,802	-61,245
投資有価証券売上原価	30	2,358	0	-2,358
投資償却損	5,666	6,574		-6,574
売上原価	5,697	8,932	0	-8,932
売上総利益	234,757	216,114	163,802	-52,312
交際費	1,085	1,543	862	-681
役員報酬	36,603	28,009	25,584	-2,425
給与手当	68,950	81,936	68,281	-13,655
賞与	9,640	12,841	8,574	-4,267
退職給付費用	136	159		-159
賞与引当金繰入額	4,072	2,918	3,104	186
法定福利費	12,110	15,912	12,011	-3,901
福利厚生費	1,120	996	1,037	41
旅費交通費	6,769	6,544	7,225	681
通信費	1,774	1,917	1,581	-336
保険料	2,990	2,754	1,936	-818
地代家賃	16,712	17,012	16,638	-374
支払手数料	2,853	2,468	2,499	31
諸会費	1,056	815	744	-71
寄付金		3,287	10	-3,277
減価償却費	1,020	903	728	-175
調査管理費	9,546	8,260	7,056	-1,204
委託手数料	31,370	19,005	19,162	157
支払リース料	1,754	1,750	1,327	-423
組合管理費	2,610	2,557	2,500	-57
その他	2,965	2,238	1,770	-468
販売費及び一般管理費	215,145	213,834	182,637	-31,197
営業利益	19,612	2,280	-18,834	-21,114
受取利息	5	4	169	165
雑収益	244	54	32	-22
営業外収益	249	58	201	143
支払利息	42	27	70	43
雑損失	4,084		6	6
営業外費用	4,126	27	77	50
経常利益	15,734	2,311	-18,710	-21,021
固定資産除却損			674	674
特別損失	0	0	674	674
税引前当期純利益	15,734	2,311	-19,385	-21,696
法人税、住民税及び事業税	3,450	456	182	-274
法人税等還付税額			-192	-192
法人税等調整額	1,079	269	-220	-489
当期純利益	11,205	1,585	-19,155	-20,740

第4に記載のとおり、令和5年度（令和6年3月期）において、1号、2号ファンドが解散し、令和6年度（令和7年3月期）では、1号ファンドについては引き続き清算手続を進めるとともに、2号ファンドについては、令和6年12月25日に清算手続を結了している。

令和6年度において、1、2号ファンドからの管理報酬がなくなったことに伴い受入手数料が前期比で61,294千円減少したことにより、売上高は163,802千円となった。一方、前期は3号ファンドでEXIT及び評価減があったことから売上原価は8,932千円を計上したが、当期は投資有価証券売上原価として1円を計上したのみであったため、売上総利益は52,312千円減少の163,802千円となった。

また、役員報酬が取締役の退任に伴い2,425千円減少、給与手当が職員の退職に伴い13,655千円減少したこと等により、販売費及び一般管理費は31,197千円減少の182,637千円となった。これにより、営業損益は21,114千円減少の18,834千円の損失、経常損益は18,710千円の損失、当期純損益は19,155千円の損失となった。

3 財産の状況

推進機構の財産の状況は以下のとおりである（「その他」欄は監査人が集約した科目である）。

（単位：千円）

	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	前期比較
現金及び預金	356,592	339,377	216,004	-123,372
売掛金	0	0	23,378	23,378
前払費用	1,714	2,971	3,278	306
未収入金	2,799	1,299	241	-1,057
未収消費税等	308	0	1,986	1,986
立替金	10,353	7,701	27,262	19,561
その他	0	0	112	112
流動資産	371,768	351,349	272,263	-79,086
建物	611	473	335	-137
器具及び備品	454	286	161	-124
リース資産	1,394	796	2,469	1,672
有形固定資産	2,459	1,556	2,966	1,410
投資有価証券	32,472	45,984	45,364	-620
繰延税金資産	1,699	1,430	1,650	220
その他	555	520	560	40
投資その他の資産	34,726	47,934	47,575	-359
固定資産	37,186	49,491	50,541	1,050
資産合計	408,955	400,841	322,804	-78,036

リース債務	815	830	635	-195
未払金	5,489	6,996	3,958	-3,038
未払費用	3,067	2,992	2,223	-769
未払法人税等	7	31	182	151
未払消費税等	0	4,127	0	-4,127
前受金	65,100	52,250	0	-52,250
預り金	3,619	2,996	1,843	-1,153
賞与引当金	4,072	2,918	3,104	185
流動負債	82,172	73,143	11,947	-61,196
リース債務	1,110	280	2,119	1,839
退職給付引当金	989	1,149	1,149	0
その他	0	0	476	476
固定負債	2,100	1,429	3,744	2,315
負債合計	84,273	74,573	15,692	-58,881
資本金	50,000	50,000	50,000	0
資本準備金	50,000	50,000	50,000	0
資本剰余金	50,000	50,000	50,000	0
繰越利益剰余金	224,681	226,267	207,112	-19,155
利益剰余金	224,681	226,267	207,112	-19,155
株主資本	324,681	326,267	307,112	-19,155
純資産合計	324,681	326,267	307,112	-19,155

令和6年度は、当期純損失19,155千円の計上等により現金及び預金が123,372千円減少したほか、3号ファンドに係る売掛金が23,378千円増加、3号ファンドの業務委託報酬に係る立替金が19,561千円増加したこと等により、流動資産が79,086千円の減少となった。また、リース資産の増加1,672千円等により、固定資産は1,050千円の増加となった。結果、資産合計は78,036千円の減少となった。

前受金の減少52,250千円、未払消費税等の減少4,127千円、未払金の減少3,038千円等により流動負債は61,196千円の減少となった。また、リース債務1,839千円の増加等により固定負債は2,315千円の増加となった。

純資産は、当期純損失の計上により19,155千円の減少となった。

4 キャッシュ・フローの状況

推進機構のキャッシュ・フロー¹³⁷の状況は、以下のとおりである（キャッシュ・フロー計算書の記載から漏れていた有形固定資産除却損674千円については網掛部分として反映済み）。

（単位：千円）

	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	前期比較
税引前当期純損益	15,734	2,311	-19,385	-21,697
減価償却費	1,020	903	728	-174
有形固定資産除却損	0	0	674	0
賞与引当金の増減額	778	-1,154	185	1,340
退職給付引当金の増減額	136	159	0	-159
受取利息及び受取配当金	-5	-4	-6	-1
支払利息	42	27	0	-27
前受金の増減額	-1,354	-12,850	-52,250	-39,399
売上債権の増減額	0	0	-23,378	-23,378
仕入債務の増減額	-266	1,433	-3,807	-5,240
前払費用の増減額	-38	-1,257	-306	950
未払又は未消費税等の増減額	-3,822	4,127	-4,127	-8,254
その他	3,585	-4,494	-35,068	-30,573
小計	15,810	-10,798	-136,740	-125,942
利息及び配当金の受取額	5	4	6	1
利息の支払額	-42	-27	0	27
法人税等の支払額又は還付額	-18,725	1,066	1,195	129
営業活動によるキャッシュ・フロー	-2,951	-9,754	-135,538	-125,783
有形固定資産の取得による支出	-244	0	0	0
その他による支出	-178	35	-150	-185
投資活動によるキャッシュ・フロー	-422	35	-150	-185
リース債務の返済による支出	-801	-815	-463	352
財務活動によるキャッシュ・フロー	-801	-815	-463	352
現金及び現金同等物の増減額	-4,174	-10,535	-136,151	-125,616
現金及び現金同等物の期首残高	367,481	363,306	352,771	-10,535
現金及び現金同等物の期末残高	363,306	352,771	216,619	-136,151

令和6年度のキャッシュ・フローの状況は、1号、2号ファンドからの管理報酬がなくなったこと等に伴う税引前当期純損失計上による19,385千円の減少、前受金の減少による52,250千円の減少、売掛金の増加による23,378千円の減少、その他に含まれる立替金の増加による19,561千円の減少等により、営業活動によるキャッシュ・フローは、135,538千円の減少となった。

¹³⁷ 推進機構のキャッシュ・フロー計算書は、完全認識方式を採用しているため、損益帰属方式で表示している貸借対照表と異なり、現金及び現金同等物には、現金及び預金（令和6年度 216,004千円）のほか、出資先ファンドの現預金のうち持分相当（同 615千円）が含まれている。

投資活動によるキャッシュ・フローは、貸付金の増加により150千円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済により463千円の減少となったため、現金及び現金同等物は136,151千円の減少となり、現金及び現金同等物の期末残高は216,619千円となった。

5 中期計画の概要

推進機構は通常の中期計画（4号ファンドが予定とおり組成できたケース）と最も悲観的な場合を想定した中期計画（4号ファンドは組成できず、かつ経費削減策等を実施しないケース）を策定していた。

このうち、「通常の中期計画」の概要を以下紹介する（ただし、監査期間中である進行期においては、4号ファンドの組成は延期されており、当該中期計画とおりには進んでいない部分がある。その他は監査人が集約した科目である。）。

(単位：千円)

	令和8年3月期	令和9年3月期	令和10年3月期	令和11年3月期	令和12年3月期
受入手数料（3号ファンド）	96,006	120,940	94,275	81,700	50,025
受入手数料（4号ファンド）	86,781	175,000	175,000	175,000	175,000
投資有価証券売上高	0	25,693	10,184	32,447	84,566
成功報酬	0	0	0	0	803,938
売上高	182,786	321,633	279,459	289,147	1,113,529
投資有価証券売上原価	0	16,940	5,316	10,526	35,105
投資償却損	0	0	0	0	0
売上原価	0	16,940	5,316	10,526	35,105
売上総利益	182,786	304,693	274,144	278,621	1,078,423
役員報酬	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600
給与手当	70,005	80,445	82,859	85,345	87,905
賞与（引当金含む）	13,301	15,285	15,743	16,215	418,671
法定福利費	14,028	15,643	16,016	16,401	69,053
福利厚生費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
地代家賃	16,541	16,541	16,541	16,541	16,541
委託手数料	19,002	16,634	14,420	14,420	14,480
支払リース料	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
旅費交通費	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
通信費	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
保険料	1,900	2,280	2,280	2,280	2,280
支払手数料	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650
調査管理費	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
組合管理費	2,503	4,091	3,740	3,575	3,158
その他	4,008	3,665	3,413	3,413	3,413
販売費及び一般管理費	188,137	201,434	201,862	205,040	662,351
営業利益	-5,351	103,258	72,281	73,581	416,073
受取利息	315	350	415	460	620
雑収益	0	0	0	0	0
営業外収益	315	350	415	460	620
支払利息	40	30	20	10	0
雑損失	0	0	0	0	0
営業外費用	40	30	20	10	0
経常利益	-5,076	103,578	72,676	74,031	416,693
税引前当期純利益	-5,076	103,578	72,676	74,031	416,693
法人税等	-1,726	27,254	24,710	25,171	141,676
当期純利益	-3,350	76,325	47,966	48,861	275,017

令和7年度以降、4号ファンドの管理報酬等が発生することにより、売上高は当期の163百万円から増加、令和7年度は182百万円、令和8年度以降は通年で4号ファンドの管理報酬が発生すること等により、3億円程度で推移する見込みである。令和11年度には成功報酬803百万円を見込んでいる。

人件費の増加等は見込まれているものの、販売費及び一般管理費は2億円程度で推移する見込みであり、令和8年度以降は、営業利益ベースから当期純利益ベースまで黒字となる見通しである。また、令和6年度に計上している当期純損失19,155千円については、令和8年度には回収できる見込みである。

6 課題・問題点（貴重品等の実査）

令和7年11月13日（木）に現場視察を行った際に、貴重品等の管理状況等の実査を行った。金庫内は整理されており、小口現金等は保有しておらず、印鑑等の貴重品や郵便切手等その他の現金同等物についても、下記タクシーチケットを除き、適切に管理・保管されていた。

担当者が現場に訪問する際にタクシーを利用することがあり、その際に利用できるよう、タクシーチケットを保有しており、担当者毎にタクシーチケットを冊子で渡している。当該タクシーチケットについて、会社は冊子ごとに渡した担当者名等を帳簿に記載、管理し、使用実績等も請求書等を基に確認していた。

しかしながら、下記のとおり、退職者等から回収したタクシーチケットの残（端数分）について、推進機構が保有しているメモと残数が一致しなかった（都市タクシーチケットのうちの東分（端数となっているチケット以外）及びタクシー協同チケットについては、差異は生じていなかった。）。

都市タクシーチケット（端数分）

No.	メモ残	実残	差異
1	—	1	1
4	1	1	※ 0
6	7	6	△1
13	8	8	0

※ 残No.が異なっていた。

また、過去に利用者が外出時にタクシーチケットを紛失していた事例もあった。

7 課題・問題点（消費税等の処理）

令和6年度の仕訳データをレビューし、交際費に含まれている取引について、抽出して検討した結果、下記のとおり不課税仕入とすべきものを課税仕入として処理していた。

- ① 11/29 広島経済同友会 創業支援・事業承継委員会会費 7,000円
- ② 2/28 PHP広島松下幸之助経営研 10,000円
- ③ 3/28 全国経済同友会広島大会会費 50,000円

消費税の『課税の対象』は、国内において事業者が行った資産の譲渡等及び特定仕入れ（国内取引）並びに保税地域から引き取られる外国貨物（輸入取引）である（消費税法4条1、2項）。したがって、国外で行われた取引や、国内における取引であっても事業者以外の者が行った取引などは課税の対象にならない（これらの取引をいわゆる「不課税取引」という。）（税務大学講本消費税法（令和7年度版））。

また、国税庁のウェブサイトでも以下の記載がある。

「同業者団体や組合などに支払う会費や組合費などが課税仕入れになるかどうかは、その団体から受ける役務の提供などと支払う会費などとの間に明らかな対価関係があるかどうかによって判定します。

対価性があるかどうかの判定が困難なものについては、その会費などを受ける同業者団体や組合などとその会費などを支払う事業者の双方が、その会費などを役務の提供や資産の譲渡等の対価や課税仕入れに当たらないものとして継続して処理している場合はその処理が認められます。なお、この場合には、同業者団体や組合などは、その旨をその構成員に通知するものとされています。

また、その団体の業務運営に必要な通常会費については、一般的には対価関係がありませんので、同業者団体や組合などは資産の譲渡等の対価に当たらないものとして取り扱って差し支えないこととされており、この場合には、その構成員においてはその通常会費は課税仕入れとなりません。」（タックスアンサーNo. 6467 会費や入会金の仕入税額控除）¹³⁸

なお、推進機構としては、インボイス等について仕訳伝票の裏面に貼付のうえ、すべて適切に保管されているとともに、監査時の監査人からの指摘を踏まえ、令和7年4月以降の証票を再確認の上、適切に対応しているとのことであった。また、過年度分について、顧問税理士も交えて確認を行い、令和6年3月期と令和7年3月期の消費税について修正申告と納付（令和6年3月期：1,000円、令和7年3月期：7,100円）、これに伴う法人税の更正の請求等も行ったとのことである。

8 税効果会計の適用

推進機構が税効果会計を適用していることから、税効果会計につき紹介する。

¹³⁸ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6467.htm>

「税効果会計」とは、会計上の資産負債の金額と税務上の資産負債の金額との間に差異¹³⁹がある場合に適用されるもので、これらの差異から生じる将来の税金の増減効果を差異の発生時点に、繰延税金資産負債として認識し、損益計算書における当期純利益と法人税等を期間的に対応させるための手続である。

繰延税金資産は、将来の課税所得の発生に伴う法人税等の支払額を減額する効果を有し、一般的には法人税等の前払額に相当するため、資産としての性格を有するものである。将来減算一時差異¹⁴⁰について繰延税金資産を計上できるか否かは、当該繰延税金資産が将来の税金負担額を軽減する効果を有するか否かの判断にかかっている。この判断を適切に行うためには、将来の課税所得の十分性やタックスプランニングの存在等が必要である。繰延税金資産の回収可能性は、将来年度の会社の収益力にもとづく課税所得によって判断することになる。しかし、将来年度の会社の収益力を客観的に判断することが実務上困難な場合も多いため、会社の過去の業績等にもとづいて将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性を判断する指針として、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に従い、以下のような会社分類（①～⑤）に基づいて判断している。

① 十分な課税所得がある会社

過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じている会社等で、当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない場合には、原則として、繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする。

② 業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社

過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るものの、安定的に生じており、当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない会社等で、過去（3年）及び当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない場合には、一

¹³⁹ これらの差異の大部分は、会計上の収益費用と税務上の益金損金の計上タイミング相違から生じている。

¹⁴⁰ 「一時差異」とは、連結貸借対照表及び個別貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額をいう。なお、一時差異及び税務上の繰越欠損金等を総称して「一時差異等」という。税務上の繰越欠損金等には、繰越外国税額控除や繰越可能な租税特別措置法上の法人税額の特別控除等が含まれる。「将来減算一時差異」とは、一時差異のうち、当該一時差異が解消する時にその期の課税所得を減額する効果を持つものをいう。（企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」）

時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

③ 業績が不安定な会社

過去（3年）及び当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていないが、過去（3年）及び当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している会社等は、将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、当該見積可能期間の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

④ 税務上の繰越欠損金が存在する会社

過去（3年）又は当期において、重要な税務上の欠損金が生じている会社等や、過去（3年）において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実がある会社等、当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる会社等で、かつ、翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれる場合には、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

ただし、重要な税務上の欠損金が生じた原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去（3年）及び当期の課税所得又は税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来の一時差異等加減算前課税所得を見積る場合、将来においておおむね3年から5年程度は一時差異等加減算前課税所得が生じることが企業が合理的な根拠をもって説明するときは（分類3）に該当するものとして取り扱うものとする。

⑤ 債務超過の会社

過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、重要な税務上の欠損金が生じている会社等で、翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる場合は、原則として、繰延税金資産の回収可能性はないものとする。

9 課題・問題点（税効果会計の適用）

推進機構は下表の将来減算一時差異に対して、繰延税金資産を計上している。

繰延税金資産の内訳

(単位：円)

	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
賞与引当金	1,395,338	999,900	1,063,560
社会保険料	191,237	133,092	136,031
未払事業税	△270,071	△120,184	—
退職給付引当金	339,098	393,878	403,650
一括償却資産	43,624	23,525	47,515
繰越欠損金	—	—	—
合計	1,699,226	1,430,211	1,650,756

(Source : 43. 税効果会計の計算シートより)

推進機構としては前述の「分類③」に該当すると判断し、具体的なスケジューリングを行っていない。これは、当期（令和7年3月期）に18百万円の欠損金が生じているものの、4号組合の組成により安定した管理報酬を受領することができれば回収可能であり、3号組合組成時期に当たる令和元年3月期の欠損金104百万円及び令和2年3月期の欠損金42百万円と比較しても重要な欠損金とまではいえない水準と判断したためとしている。推進機構は、4号組合組成やファンド規模が決まる令和8年3月期末頃には4号組合の募集状況が明らかになると見込まれるため、その時点で改めてスケジューリングを行う予定であるとのことであった。

また一方で、繰越欠損金17,325千円に対する繰延税金資産を計上していない理由については、下記検討を実施したとしている。①4号組合の組成により安定した管理報酬を受領することができれば、繰延税金資産の回収は可能であること。②一方で、決算時点において、4号組合の組成は確定したのではなく、中期経営計画上における悲観ケースとなった場合には、繰延税金資産の回収可能性に疑問が生じる恐れがあること。③その他、当該欠損金は、3号組合組成時期に当たる平成30年度の欠損金104百万円、令和元年度の欠損金42百万円と比較しても金額的に重要な欠損金とまでは言えないこと。以上の3点を踏まえて検討した結果、繰越欠損金17,325千円に対する繰延税金資産の計上は見送るという判断を行ったとしている。

会社は、上記に記載のとおり、分類③の「業績が不安定な会社」に該当すると判断し、スケジューリングを行うことなく、将来減算一時差異の全額について、繰延税金資産を計上している。しかしながら、一方で17,325千円の繰越欠損金を計上しており、重要な税務上の欠損金が生じていないものとして分類③とした判断が妥当か否かについては若干の疑問も残る。また、分類③の会社に該当するとしても、上記のとおりスケジューリング自体は必要であり、将来の

合理的な見積可能期間（おおむね5年）の範囲内に回収可能であることを確認の上、計上するという手続を行う必要がある。

これについて、不確実性は残り、また、事後的ではあるが、監査時点における状況を踏まえたスケジューリング（保守的に3号組合の2/3程度となる50億円のファンドを令和8年4月に組成した場合）を作成、検討してもらったところ、上記繰延税金資産はすべて回収可能であるとのことであった。

加えて、分類③と判断している以上、繰越欠損金についても他の一時差異とあわせてスケジューリングを実施した上で、繰延税金資産の計上適否を検討する必要がある。しかしながら、会社は繰越欠損金に対して繰延税金資産を計上せず、税効果を認識していない。例年計上している繰延税金資産は1百万円程度であるのに対し、当期の繰越欠損金17百万円に対する繰延税金資産は5百万円と多額であり、損益に及ぼす影響も僅少であるとは考えにくい。

10 課題・問題点（キャッシュ・フロー計算書の集計誤り）

営業キャッシュ・フローの小計が適切に集計されていなかった。上記に記載の有形固定資産除却損674千円について、計算書類の附属明細書に添付されているキャッシュ・フロー計算書において記載が漏れており、営業キャッシュ・フローの小計を集計しても、合計金額と一致していなかった。差異の発生原因はエクセルで作成したあと、PDF化する際に誤操作で行を非表示にしていたことによるものであった。

推進機構によると、監査役監査においては、事業報告、計算書類、法人税・消費税申告書を監査することになっており、計算書類の附属明細書に添付されているキャッシュ・フロー計算書は本来対象外となっていたため、縦計の確認まではしていなかったとのことである。

11 課題・問題点（法人税申告書の記載誤り）

法人税申告書のレビューを行った結果、玉串料30,000円について、寄附金の損金算入限度額の計算を行う法人税申告書の別表14(2)に記載が漏れていた。

寄附金とは、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、法人が行った金銭その他の資産又は経済的利益の贈与又は無償の供与をいう。金銭その他の資産又は経済的利益の贈与又は無償の供与であっても、法人の事業遂行と直接関係のあると認められる広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるものは、寄附金から除かれる。法人税法上の寄附金に該当するかは個々の実態により判断するが、例えば、社会事業団体、政治団体に対する拠金や神社の祭礼等の寄贈金など

のように、事業に直接関係ない者に対する金銭でした贈与は、原則として寄附金として取り扱う（国税庁ウェブサイト／タックスアンサーNo. 5281 寄附金の範囲と損金不算入額の計算¹⁴¹）。

法人の支出した費用が法人税法上の損金となるためには、その法人の事業活動に必要なものでなければならない。しかし、寄附金はその性質上、直接には反対給付がない支出であるため、事業活動に必要なものであるかどうかの判定が極めて困難である。このような寄附金を無制限に損金として認めた場合、本来課税されるべきはずの所得並びに税金の減少を招き、結果的に国が法人に代わって寄附をしたのと同じことになり、課税の公平を欠くこととなる。

しかしながら、法人として事業を円滑に実施し、規模を拡大するためには、地域への貢献や福祉活動も必要であり、損金性が認められるとする考え方もある。そのようなところで、ある種の損金性を擬制して、行政的便宜と課税の公平の観点から、統一的な限度額を設けて、それを超える金額については損金の額に算入しないこととしている（税務大学講本法人税法（令和7年度版）、法人税法37条、法人税法施行令73、75条）。

このため、当該玉串料は一般寄附金¹⁴²に当たり、本来寄附金の損金算入限度額の計算に含めるべきものであるが、申告書において漏れが生じていた。ただし、当該玉串料は、損金算入限度額の範囲内のため、今回の誤り自体は税額に影響するものではない。

12 指摘及び意見

(1) 【指摘】 タクシーチケットの処理

タクシーチケットについては、使用期限があり、限度額も設定されているため、重要な資金流出を招く恐れは少ない。また、会社としては現在のところ不正利用された形跡はないとのことであった。しかしながら、タクシーチケットの管理が不十分であると、不正に利用されるリスクは残される。このようなリスクに対処するためには、端数となったチケットについても適切に管理をする必要がある。

¹⁴¹ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5281.htm>

¹⁴² 普通法人が一般寄附金（次の①～⑥以外の寄附金）を支出したときは、下記の計算した金額（損金算入限度額）の範囲内で損金の額に算入される。

〔(期末の資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額) × 当期の月数を12で割った数 × 1,000分の2.5 + 所得の金額 × 100分の2.5〕 × 4分の1 = 〔損金算入限度額〕

① 完全支配関係がある他の法人に対する寄附金

② 国または地方公共団体に対する寄附金

③ 指定寄附金（公益法人等に対する寄附金で、一定の要件を備えるものとして財務大臣が指定したもの）

④ 特定公益増進法人に対する寄附金

⑤ 国外関連者に対する寄附金

⑥ 特定公益信託に対する支出金

(2) 【指摘】 消費税等の処理

消費税等について誤った処理を行っていた。消費税等の処理については、不明点等について顧問税理士等とのコミュニケーションをより行い、誤りがないように処理をする必要がある。推進機構としては、インボイス等について仕訳伝票の裏面に貼付のうえ、すべて適切に保管されているとともに、監査時の監査人からの指摘を踏まえ、令和7年4月以降の証票を再確認の上、適切に対応しているとのことであった。また、過年度分について、顧問税理士も交えて確認を行い、令和6年3月期と令和7年3月期の消費税について修正申告と納付（令和6年3月期：1,000円、令和7年3月期：7,100円）、これに伴う法人税の更正の請求等も行ったとのことである。

(3) 【意見】 税効果会計の適用

税効果の適用について適切な判断が行われておらず、繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上漏れしていると仮定すると、当期純利益が5百万円過少となってしまう。税効果会計については、繰越欠損金を含めたスケジューリングを実施した上で、回収可能見込額を計上するという基準等に従った適切な処理を行うことが望まれる。

(4) 【指摘】 キャッシュ・フロー計算書の集計誤り

計算書類に含めて開示しているキャッシュ・フロー計算書において、営業キャッシュ・フローの内訳に『固定資産除却損 674千円』の記載が漏れていた。当該漏れは、エクセルで作成している精算表において、該当する行が非表示となっていたことに起因するものであった。

極めて単純な誤りではあるが、単純な誤りであるからこそ、適切に計算突合を行っていれば発見できた誤りである。通常、事業報告や計算書類等については、記載している数値の突合及び縦計の計算突合を実施するものである。今回の誤りは、外部委託先への過信及び会社側での最終チェックが漏れていたため生じた誤りである。最終的には会社として開示書類の適正性を確保するため、最低限の確認は行う必要があると考えられる。

(5) 【指摘】 法人税申告書の記載誤り

法人税申告書の別表14(2)において、寄附金に含めるべき玉串料30,000円の記載が漏れていた。一般寄附金の損金算入限度額62,500円に対して、記載すべき一般寄附金の額は上記30,000円を含めた40,000円であり、限度額の範囲内のため、今回の誤り自体は税額に影響するものではない。ただし、当該誤りは当年度だけのものではなく、歴年に渡り同様の誤りが継続されていた。

今回の誤りは、経理担当者からの伝達ができなかったこと及び税理士によるチェックが漏れたことにより生じたものと考えられる。

経理担当者も法人税法等の処理を把握するとともに、税理士等とも適切にコミュニケーションを行うべきである。また、税理士もすべての仕訳等のチェック等を行っていない可能性もあるから、完全に委託先の税理士任せにはせず、完成した申告書等の妥当性を確認する必要があると考えられる。

(6) 【意見】 経理全般

上記の処理誤り等について、誤り自体は極めて単純なものが多く、損益に及ぼす影響も極めて僅少であると考えられる。しかしながら、これらの些細なミスは、ヒヤリハットの一部であり、氷山の一角となる可能性もある。これらの誤り等を放置していると、後々大きな問題を引き起こすおそれもある。

現在、管理部門の人員は2名のみであり、両名で経理業務のみならず管理業務を全面的に行っており、一定の業務負荷があると推察される。相互チェック等の牽制が利かなくなると、誤謬や不正を招くおそれもある。

推進機構の経理は、一般の株式会社と異なり、ファンドの処理等専門的な業務を多く扱っている点、県出資法人としての公益性を有していることを考慮すると、適切な管理運営が望まれる。管理部門の体制の確認・強化とあわせて監査役や顧問税理士等との連携を一層強化する必要があると考えられる。

第3 契約（推進機構）

1 契約に関する内部規程

(1) 内部規程

契約・調達に関する内部規程として、以下が定められている。

- ① 経理規程
- ② 契約規程

(2) 契約の方法

ア 競争契約の原則

契約の方法は競争契約によるものとし（契約規程4条）、条件を満たす場合に例外的に随意契約（同4条ただし書）や、手続の簡略化（同9条）が認められる形式となっている。

イ 随意契約

随意契約理由として、以下の4つの場合が定められている（契約規程4条1号～4号）。

- ① 契約の性質又は目的が競争に適しない場合
- ② 緊急の必要により競争に付することができない場合
- ③ 競争に付することが不利と認められる場合
- ④ その他業務の運営上特に必要がある場合

なお、随意契約による場合は、原則として複数の同種事業者から見積書を徴収しなければならない（同5条）。

ウ 手続の簡略化

「内容が軽易で、かつ日常的に反復継続する取引については、契約責任者が別に定める方法で契約を締結することができる。」とされている（契約規程9条）。

2 調査の方法

以下の方法により調査を実施した。

推進機構が契約当事者となっている契約額（年間合計額）100万円以上の契約（令和6年度が契約期間であるもの）について、①事務事業名、②契約の目的及び内容、③契約期間、④契約相手方、⑤契約額、契約方法（契約種別（競争契約、随意契約等）、見積人数、見積回数）の各項目の記載状況及び内容を確認した（令和6年度の契約件数：計15件）。

加えて、契約種別が随意契約の場合は⑨随意契約理由を確認した。また、⑩契約の変更の有無も確認した。

また、令和6年度に係る委託関係の契約書の内容についても確認した。

3 調査の結果（概要）

(1) 契約方式の適用状況

調査対象とした令和6年度の契約（計15件）について、その契約方式はいずれも随意契約であった。委託契約の随意契約理由について、主として、契約規程第4条第1号に定める「契約の性質又は目的が競争に適しない場合」に該当するとの回答であった。

(2) 随意契約理由の妥当性（個別事例検討）

上記適用の妥当性を検証するため、主要な委託契約の一つである「会計業務及び税務業務に関する業務委託」について、随意契約により契約相手方を選定した具体的理由を聴取したところ、以下の回答があった。

ア 当該受託者は、広島市内における他社のファンド運営会社の会計業務を20年以上にわたり受託しており、ファンドGPの会計業務に関する実務上の留意点や税務署の調査の視点について、具体的かつ適切な知見を有していること。

イ 会社の設立以来、一貫して会計業務を受託しているため、過去の経理処理や投資スキームに関する背景事情を熟知しており、税務調査や監査対応において的確かつ迅速な対応が可能であること。また、受託者を変更した場合には、これらの情報の引き継ぎ等に多大なコスト（スイッチング・コスト）が生じ、かえって不経済となるおそれがあること。

ウ 契約金額（年額）については、業務の規模や内容（決算業務に加え、社会保険手続等の付帯サービスを含む）に照らし、一般的な相場と比較しても安価または同等の水準であると判断していること。

上記調査の結果によれば、当該契約については、単なる価格競争になじまない「高度な専門的知見」や「業務の継続性による信頼関係」が契約の目的達成に不可欠な要素となっていると認められる。したがって、本件契約において、契約の性質上競争に適さないとして契約規程4条1号を適用し随意契約としていることについて、手続上の問題は認められなかった。

(3) 上記の他、確認した契約書の内容についても、指摘等をすべき問題は認められなかった。

第4 ファンド事業について（推進機構）

1 投資事業有限責任組合の概要

第1 組織概要（推進機構）でも述べたように、推進機構の主たる事業は投資事業有限責任組合¹⁴³（以下「有責組合」という。）の運営である。

有責組合は、投資事業有限責任組合契約という契約によって成立し、①業務を執行する無限責任組合員（以下「GP¹⁴⁴」という。）と②一般に業務執行を行わない有限責任組合員（以下、「LP¹⁴⁵」という。）からなる組合をいう（投資事業有限責任組合法2条2項）。

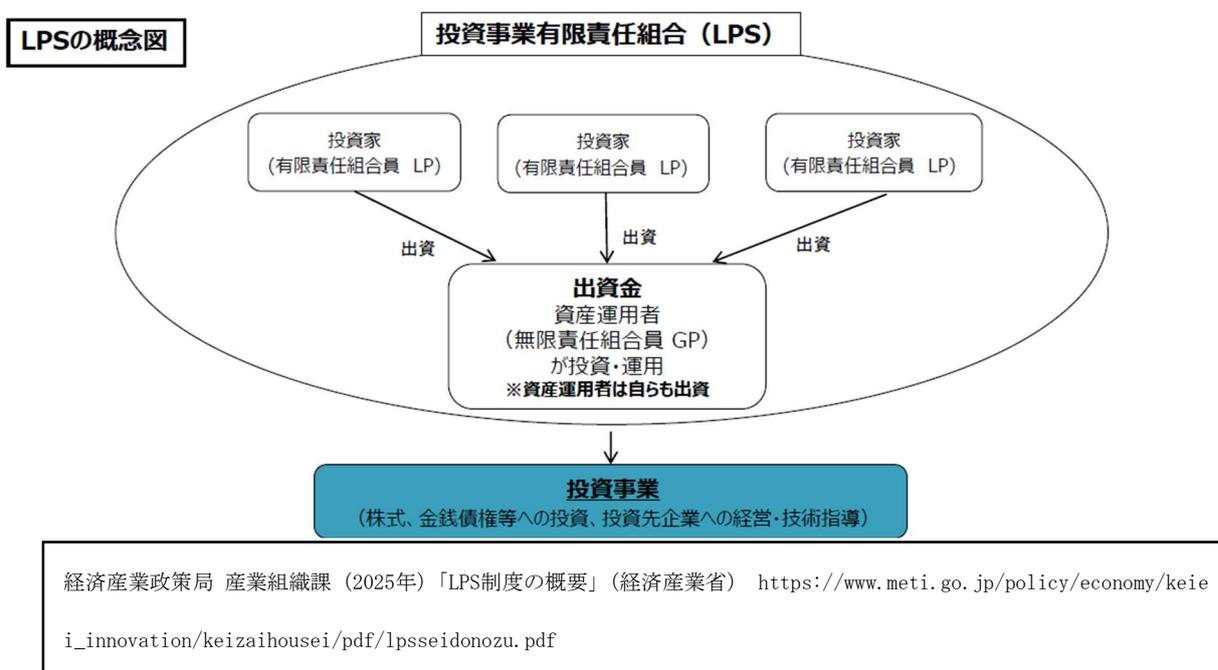
¹⁴³ 一般にLPS (Limited Partnership) とも略される。ファンドのスキームは、主に税制上のメリット（二重課税の回避）、投資家保護を目的として、現在では有責組合によるものが多く用いられている。従来、日本における投資事業組合は、主として民法上の組合形式を利用して組成されてきたが、原則として業務執行を行わない投資家まで出資額以上の無限責任を負うこととなるため（民法674, 675条）、出資が敬遠されてきた。このため、平成10年に「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」が制定され、有限責任での出資が認められるようになり、平成16年には「投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下、「投資事業有限責任組合法」という。）」へと改正されることで、幅広い投資家から出資を受けられるようになった。

¹⁴⁴ General Partnerの略

¹⁴⁵ Limited Partnerの略

GP (当該ファンド事業においては推進機構が該当する) は、集めた資金を投資・資産運用し、有責組合を管理運営する組合員であり、自己の出資金の範囲にとどまらず、事業から生じた組合の債務全体について責任を負うこととなる。一方で、GPは業務執行の対価として、管理報酬や成功報酬などの役務提供に係る報酬を、有責組合から受領することとなる。

これに対し、LP (1号ファンドでは県ほか、2号ファンド以降は主に金融機関等の民間) は、自己の投資額の範囲内で責任を負い、有責組合の投資・資産運用の成果を、契約に基づいて分配を受けることで投資回収を行うこととなる。有責組合は、GPのもと企業に投資、ハンズオン支援 (下記参照) 等を行い、投資先の企業価値を高めていくこととなる。



有責組合は、出資者が拠出した金銭等をもとに投資事業を行い、生じた収益の配当や財産の分配を受けることができるスキームである。このため、有責組合の持分はいわゆる集団投資スキームの持分として、通常、金融商品取引法上の有価証券とみなされる¹⁴⁶。組合財産は組合契約の定めにより、組合員の共有となり、民法上の組合と同様に、その持分及び持分から生じる損益は直接的に組合員に帰属することとなる¹⁴⁷。

¹⁴⁶ いわゆる、みなし有価証券 (金融商品取引法2条2項5号) に該当する。

¹⁴⁷ 投資事業有限責任組合法16条、民法667条以下 (組合)

有責組合は、投資事業有限責任組会计規則¹⁴⁸及び日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」に準拠した財務諸表等の作成が義務付けられており、有責組会计規則における有責組合の投資資産の評価に当たっては、組合契約に定める評価方法（例えば1号ファンドでは、平成10年5月に通商産業省（当時）が公表した「投資事業有限責任組合における有価証券の評価基準モデル」に準拠した形で契約に規定している「投資資産時価評価準則」）に沿って評価を行うこととなる¹⁴⁹。有責組合への出資については、組合等の財産の持分相当額を出資金又は有価証券として計上し、組合が獲得した純損益の持分相当額を組合員の純損益として計上することとなる。

組合員が当該組合の持分や損益を取り込む方法は主に下記の3通りがあり、GPである推進機構では②折衷法（中間法）がとられている（推進機構 個別注記表における重要な会計方針より）。また、税務上は、組合自体に課税は行われず、組合の構成員である組合員に対し、所得税又は法人税が直接課税されることとなる（パススルー課税¹⁵⁰）。

①純額法…P/L・B/Sともに組合員帰属額を1つの勘定科目（純額）で計上する方法

②折衷法（中間法）…B/Sのみ集約した勘定科目（純額）で計上し、P/Lは各勘定科目の組合員帰属額（総額）を計上する方法

③総額法…P/L・B/Sの各勘定科目の組合員帰属額（総額）を計上する方法

2 ファンド事業の概要

一般にファンドは、投資先の事業ライフサイクル（創業期／成長期／成熟期／衰退期）ごとに、スタートアップ等を対象とするベンチャーキャピタルから、事業の建て直しを行う事業再生ファンドまで様々だが、推進機構におけるファンドの投資先は主に、さらなる成長を促すグロースキャピタルと事業承継等を目的としたバイアウトをターゲットとしている。

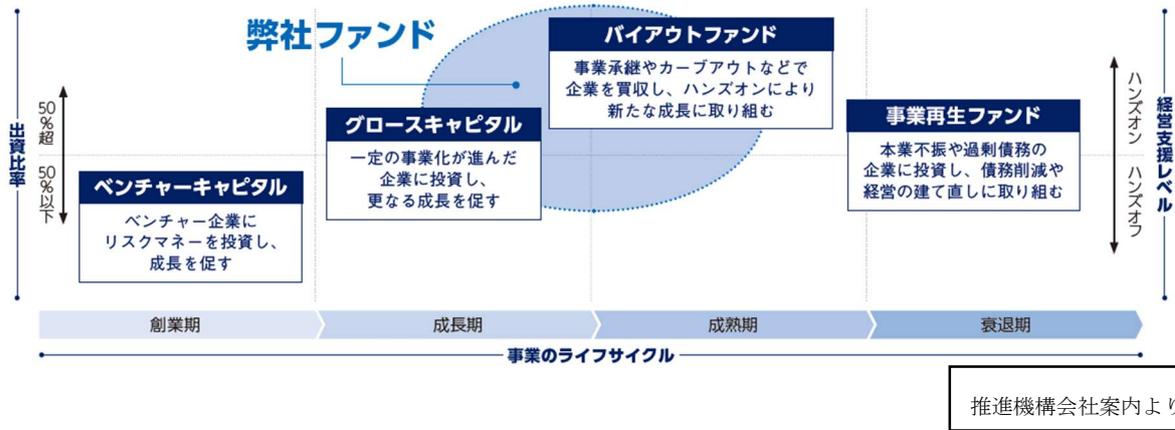
¹⁴⁸ 「投資事業有限責任組会计規則について」（20231102 経局第1号、令和5年12月5日、経済産業省経済産業政策局産業組織課） 2025年2月25日に「投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則」（令和六年経済産業省令第五十六号、以下「有責組合法施行規則」という。）が改正され、原則として2025年4月1日以後に終了する事業年度に係る財務諸表等には、有責組会计規則の内容が規定された有責組合法施行規則の規定が適用されることとなっている。

¹⁴⁹ 法令や投資家の要請によっては、金融商品取引法に基づく財務諸表等の作成が求められることがある。金融商品取引法に基づく財務諸表等では、組合契約によらず金融商品会計基準等に従った投資評価が行われることとなる。有責組会计規則では、投資の評価基準のほか、評価損益や減損損失等の会計処理について、一般的な金融商品取引法に基づく会計処理とは異なる考え方がとられているが、後述のとおり、ファンド自体は監査対象外のため、詳細については割愛する。

¹⁵⁰ 法人税法基本通達14-1-1、所得税法基本通達36・37共-19

また、消費税についても、出資者が持分割合等に対応する部分について、それぞれ資産の譲渡等又は課税仕入れ等を行ったものとして取り扱われる（消費税法基本通達1-3-1）。

事業のライフサイクルと出資比率・経営支援レベルで見たファンドの分類



推進機構では、下表のとおり経営の意思決定や管理・ファンナンスの支援、経営戦略実行の支援、外部リソース活用に係る支援等、ファンドを通じて投資先にハンズオン支援を行い、企業価値向上に向けた取組を行っている。



地方ファンドでは数少ない投資ファンドの形

弊社の「ハンズオン支援」

- ▶ 投資ファンドから対象会社に、役員やスタッフを派遣。対象会社の経営に直接参加することで、企業の成長を支援する投資方法。
- ▶ 弊社の知見や外部ネットワークを活用。投資先の良きパートナーとして、共に経営課題解決を行う。
- ▶ 企業価値を向上させるため、経営陣と一体となって経営戦略や事業戦略を策定し、その実現を目指す。
- ▶ 経営の意思決定プロセスを確立する。
- ▶ 地元に拠点を置いているため、日常から緊急時対応まできめ細かいコミュニケーションが可能。

同じ目標に向かって共同経営を行う



3～5年後のIPOまたはM&Aを目指す

投資後は、課題とゴールを共有し、スピード感を持って企業価値向上を目指します



推進機構会社案内より

推進機構は「資本の受け皿」としてオーナーから責任をもって会社を譲り受け、「経営のつなぎ役」としてオーナー経営から組織経営への転換を図っている。具体的には、経営の意思決定プロセスを確立し、計数に基づく経営や暗黙知の形式知化などを推進、経営力の強化に努めている。さらに「成長の伴走者」として、M&A戦略など成長戦略の立案実行を支援する。ハンズオン支援による企業価値向上で、広がった選択肢の中からベストなEXIT¹⁵¹方法やパートナーを見つけられるだけでなく、EXIT後も独自性を保持した経営ができることを目指している（推進機構会社案内より）。

1号ファンドは主に県の出資によるが、2号ファンド以降のファンドについて県から直接の出資はなく、あくまで推進機構を通じて間接的に出資しているのみであるため、推進機構自体の出資割合も低く、県の監査対象とならないと解される。

そこで、本監査では、ファンド事業全般については、監査対象機関である推進機構の財務・経理との関係での確認までに止める一方、県が推進機構を出資・設立したことの効果、1号ファンドへの県出資の回収状況や効果については、県の財務事務であること、県の出資に基づくものであることを踏まえ、監査の対象とした。

¹⁵¹ EXIT(イグジット) とは、出資者(株主)が保有する株式を売却し、投資した資金を回収することである。EXITの手法には、M&AやIPO(Initial Public Offering 非上場会社が証券取引所に上場する新規上場のこと)などがある。

3 ファンドの組成状況

(1) 概要

第1 組織概要（推進機構）にも記載したように、これまでに3つのファンドが組成された（1号組合が清算期間中、2号組合が清算完了、3号組合が存続期間中）。監査時点で、これ以外の組合は未組成（4号組合を募集中）である。

ファンドの対象となる地域（投資対象）は、1号・2号ファンドは「広島県の企業（及び広島県に関連する事業を行う企業）」であったが、3号ファンド以降、「広島を中心とする経済圏の企業（及び当該地域に関連する事業を行う企業）」に拡大されている。

(2) 1、2号ファンド

1、2号ファンドは、地元企業の成長と、新たな雇用の創出や所得の拡大等広島県経済の発展を目的とした投資ファンドである。1号ファンドは広島県の出資を中心に組成、2号ファンドは県内金融機関や事業会社及び在京金融機関等民間からの出資を中心に組成された。

平成23年度に組成した1、2号ファンドでは、平成24年度から平成29年度にかけて、総額105億7,500万円を並行して投資・運用し、リーマンショックの影響でリスクマネーの供給が極度に委縮していた当時、広島県の出資を呼び水にファンドを組成、7社の企業に投資を行ってきた。投資先の売上高や利益額、雇用者数が大きく増加するなど、地域経済へ一定の貢献を果たしている。

▶ 1号ファンド概要

▶ 2号ファンド概要

名称	ひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合	ひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合
運営会社	株式会社ひろしまイノベーション推進機構	同左
設立日	2011年6月17日	2012年1月1日
出資総額	40億5,500万円	65億2,000万円
ファンド期間 (投資期間)	2023年12月末まで（12年） (2017年12月末まで)	同左
LP出資者	広島県、フェニックス・キャピタル	広島銀行、もみじ銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、マツダ、中国電力、中電工、みずほ銀行、三井住友銀行、フェニックス・キャピタル、NECキャピタルソリューション、中小企業基盤整備機構
投資対象	広島県の企業（及び広島県に関連する事業を行う企業）	同左
想定ニーズ	成長投資、大企業のカーブアウト、非公開化、事業承継など ※本業不振企業などへの事業再生投資は原則行わない	同左

推進機構会社案内より

(3) 3号ファンド（ふるさと連携応援ファンド）

令和元年度に組成した3号ファンドでは投資対象を拡大し、令和7年度にかけて広島を中心とする地域経済の発展に資する企業又は事業体への投資を行うとともにハンズオン（経営参加型）で経営支援を行い、地域の経済発展に貢献しつつ、投資成果の実現（キャピタル

ゲイン)を追求している。広島を中心とする経済圏において事業活動を行っている企業、今後行う企業、当該経済圏の企業と提携するなど地域経済の発展への寄与が期待できる企業に投資している。

▶ 概要

名 称	ふるさと連携応援ファンド投資事業有限責任組合
運営会社	株式会社ひろしまイノベーション推進機構
設立日	2020年1月1日
出資総額	76億円
ファンド期間 (投資期間)	2029年12月末まで ※但し最長2年延長可(10年+2年) (2025年12月末まで ※但し最長1年延長可)
LP出資者	広島銀行、もみじ銀行、広島信用金庫、広島市信用組合、呉信用金庫、広島県信用組合、山陰合同銀行、中国銀行、中国電力、中電工、広島ガス、マツダ、リョービ、田中電機工業、おりづるタワー、広島県信用保証協会、SBI新生銀行、ゆうちょ銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、中小企業基盤整備機構
投資対象	広島を中心とする経済圏の企業 (及び当該地域に関連する事業を行う企業)
想定ニーズ	事業承継、成長投資、大企業のカーブアウト、非公開化など ※本業不振企業などへの事業再生投資は原則行わない

推進機構会社案内より

(4) 今後の組成予定

現在、推進機構では新たなファンドである4号ファンド(ふるさと連携応援ファンド2号)の組成に向けた募集を行っている。4号ファンドの概要は、以下のとおりである。

名 称	ふるさと連携応援ファンド2号投資事業有限責任組合
無限責任組合員	株式会社ひろしまイノベーション推進機構
有限責任組合員	地元金融機関、地元事業会社、政府系機関、大手金融機関等へ出資提案予定
設立日	2025年10月～2026年1月(予定) 2026年12月末まで追加の出資募集を行う予定
ファンド規模	目標50億円(上限100億円)
投資期間	2030年12月末まで(最長2年間延長可)
ファンド期間	2035年12月末まで(最長2年間延長可)
投資対象	中四国地方及び周辺地域において事業活動を行っている企業、今後行う企業、当該経済圏の企業と提携するなど当該地域経済の発展への寄与が期待できる企業
投資目的	中四国地方及び周辺地域の経済の発展に資する企業又は事業体への投資を行うとともにハンズオン(経営参加型)で経営支援を行い、地域の経済発展に貢献しつつ、投資成果の実現(キャピタルゲイン)を追求すること。
想定ニーズ	事業承継、カーブアウト、成長投資(ベンチャー投資は対象外) など

推進機構HPニュースリリース「ふるさと連携応援ファンド2号投資事業有限責任組合」の募集開始について 2025.04.01より

4 投資の手続

推進機構における投資までの一般的な流れは、以下のとおりである。



推進機構会社案内より

推進機構では、投資業務の客観性及び中立性を確保するため、主に取締役（1、2号ファンドでは、取締役以外の委員も選任していた）からなる投資委員会を設置している。投資委員会は、投資の決定等について決議を行い、取締役は業務を執行する上で、投資委員会の決議を尊重している（定款第35、36条）。

委員会の決議事項は、投資事業組合等により行われる下記の事項である（投資委員会規程12条）。

- ①個別の投資案件に対する投資の決定（投資金額、株式取得の場合の取得価額、その他投資における重要な諸条件の決定を含む。）
- ②個別の投資案件の検討過程における、重要な法的行為に係る意思決定
- ③投資先企業に関する重要な事項についての議決権行使等、投資の管理に係る重要な意思決定
- ④投資の回収として行う株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権等の譲渡その他の処分
- ⑤投資委員会規程の改廃
- ⑥前各号に掲げる事項のほか、取締役会の決議により委員会に付議された事項

5 1号ファンド

(1) ファンドの概要と投資状況

1号ファンドは、ファンド事業を通じて新たな事業展開等を図る企業の成長や事業承継の支援を行い、雇用や所得の拡大等を通じて県の経済の発展に資するため、呼び水として主に県が40億円の出資を行ったものである。概要については、3 ファンドの組成状況 ((2) 1、2号ファンド) に記載のとおりである。

平成23年6月17日に、1号ファンドに係る「投資事業有限責任組合契約」が締結され、その後、平成29年2月3日と令和5年12月20日に報酬規定等に係る変更契約が締結されている。

1号ファンドの投資状況は、以下のとおりである。

企業名	業種	ニーズ	事業ステージ (創業年)	議決権	EXIT の方向性	投資時期
オー・エイチ・ティー株式会社 (広島県福山市)	 精密機器 (電気検査装置の開発・製造)	 非公開化 (上場廃止後のTOB) 成長投資	成熟期 (1994年)	 マジョリティ	M&A (EXIT済)	2012年4月
株式会社ピーシー・インクス (広島県広島市)	 教育 (学習塾運営など)	 事業承継 (後継者不在)	成熟期 (1985年)	 マジョリティ (協調投資)	M&A (EXIT済)	2017年11月
株式会社サンエー (広島県三次市)	 精密機器 (排ガス浄化装置用の 尿素水識別センサー製造など)	 カープアウト (新事業切り出し) 成長投資	創業期 (1971年)	 マジョリティ	M&A (EXIT済)	2013年5月
株式会社ツーセル (広島県広島市)	 医療 (軟骨再生医療製品製造など)	 成長投資	創業期 (2003年)	 マイノリティ	IPO	2014年12月
ルーチェサーチ株式会社 (広島県広島市)	 調査 (ドローンを使った レーザー測量など)	 成長投資	創業期 (2011年)	 マイノリティ	買戻し (EXIT済)	2017年10月
アイサービス株式会社 (広島県尾道市)	 食品 (病院等の給食受託、 高齢者向け食品製造など)	 親族内承継	成長期 (1987年)	 マイノリティ	買戻し (EXIT済)	2014年7月
株式会社なかやま牧場 (広島県福山市)	 畜産 (肉牛の肥育・加工卸・ 食品スーパー運営など)	 親族内承継	成熟期 (1970年)	 マイノリティ	買戻し (EXIT済)	2015年8月

推進機構会社案内より

(2) 投資回収状況

1号、2号ファンド合計の投資回収状況は、以下のとおりである。出資総額（ファンドの規模）は105億7,500万円で、うち投資決定は7件（追加投資除く）であり、投資実行額は約50億3,700万円となっている。投資先7社のうち6社が株式譲渡を完了し、回収額は約63億4,300万円となっている。

<投資先企業一覧>

(単位：百万円)

投資先企業名	事業内容	投資決定額	投資実行額	株式譲渡額
① オー・エイチ・ティー㈱ (福山市神辺町)	非接触電気検査装置 など検査装置の企画・ 開発・製造・販売	1,030 (H24.4.9公表)	1,030	2,667 (H28.3.23公表)
② ㈱サンエー (三次市南畑敷町)	尿素水識別センサー 等薄膜センサーの開 発・製造・販売	1,063 (H25.4.26公表) (H26.7.9公表)	1,063	1,043 (H27.8.26公表)
③ アイサービス㈱ (尾道市美ノ郷町)	病院及び高齢者施設で の給食受託、冷凍・冷蔵 食材の製造・販売等	314 (H26.7.9公表)	314	408 (H30.10.2公表)
④ ㈱ツーセル (広島市南区)	医療用の遺伝子・細胞、 医薬品、医療材料の研 究・開発・製造・販売等	799 (H26.11.20公表)	799	— (今後譲渡)
⑤ ㈱なかやま牧場 (福山市駅家町)	肉牛の肥育、食肉加 工、総合食品スーパー の一貫経営	735 (H27.8.20公表) (H28.10.25公表)	735	1,204 (H30.10.2公表) (R3.10.15公表)
⑥ ルーチェサーチ㈱ (広島市安佐南区)	UAV を利用した各種測 量、災害調査、構造物 調査等	500 (H29.9.14公表)	214	227 (R1.10.15公表)
⑦ ㈱ビーシー・インクス (広島市安佐北区)	学習塾「田中学習 会」及び東進衛星予 備校の運営等	1,225 (H29.10.30公表)	882	795 (R3.10.15公表)
合計		5,666	5,037	6,343

令和5年12月15日商工労働局
「ひろしまイノベーション
推進機構における第1・2号組
合のファンド期限の到来に
ついて」より

上表④の㈱ツーセル（以下「ツーセル」という。）は、広島大学発ベンチャーとして平成15年に設立され、間葉系幹細胞（以下、MSC¹⁵²）を用いた再生医療の研究・開発・製造・販売等を行っている会社である（推進機構プレスリリース「株式会社ツーセルへの投資決定について」（平成26年11月20日）より）。推進機構は、2014年（平成26年）12月に1号、2号ファンドを通じてツーセルに投資を実行し、2018年（平成30年）9月までマイルストーン投資¹⁵³を実行、資金面・財務面での支援とともに、経営助言、上場準備、組織体制強化等の様々なハンズオン支援を継続して行ってきた。その後も、2021（令和3年）年10月と2024年（令和6年）4月、7月の増資時に3号ファンドからも追加投資を行っている。2024年10月には、2号ファンドが保有するツーセルの株式全部について、Smart Selection㈱に譲渡している（以上、推進機構プレスリリース¹⁵⁴より）。

¹⁵² Mesenchymal Stem Cellの略。MSCは間葉に由来する体性幹細胞であり、すべての人の骨髄などから採取が可能で、骨、軟骨、心筋、脂肪、神経などの多種類の細胞へ分化する能力を持っているため、多くの疾患の治療に応用されることが期待されています。（プレスリリース 株式会社ツーセルへの投資決定について 平成26年11月20日より）

¹⁵³ 開発の進展状況に応じて投資を実行する方式

¹⁵⁴ <https://www.hinet.co.jp/news/>

このうち、1号ファンドにおける県からの出資部分に対するこれまでの損益状況を推進機構に確認したところ、以下のとおり回答を得た。

清算開始時点での損益状況 (単位：千円)

科 目	金 額
出資額	4,000,000
受入出資金	2,928,000
投資収益	2,362,046
投資原価	1,952,436
投資利益 計	409,609
その他収益	95,862
その他費用	1,065,209
当期利益 計	△ 559,736
分配金	2,362,610
持分残高	5,653

推進機構回答を基に監査人作成

上表のとおり、当初予定していた出資額4,000百万円に対して受入出資金は約73%の2,928百万円にとどまっていた。当該受入出資金のうち2,362百万円の分配金を回収済みであり、次に記載の損益△559百万円を除いた清算開始時点の持分残高は5百万円となっている（その後の監査報酬等の支払により、令和6年度末時点では4百万円となっている）。清算開始時点までに、投資原価を上回る投資収益を得ており、累積投資利益は409百万円の黒字となっているが、推進機構へ支払う管理報酬等の「その他費用」を上回る十分な投資を行うことができなかったこと等により、累積の損益は559百万円の赤字となっている。このうち、ツーセルについては、投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い（当時）を踏まえ、清算開始時点までに備忘価額1円のみを残し、302百万円の投資償却損¹⁵⁵（投資原価）を計上している。ただし、ツーセル株式を高額で売却等できた場合、売却額がそのまま利益につながる事となるため、今後の状況次第では、累積損失が大幅に削減される可能性や、黒字に転換する可能性もあると考えられる。

(3) 今後の予定

1号、2号ファンドについて、令和5年12月末にファンド期限が到来した。

¹⁵⁵ 1号ファンドのツーセル分に係る投資償却損累計306,284,330円×広島県の持分800/811口で概算した。

期限到来後、2号ファンドは清算（令和6年12月25日清算結了¹⁵⁶）した一方、1号ファンドは未回収のツーセル株式の譲渡等回収を進めている（清算手続中）。

1号ファンドがファンド期間終了後現在まで清算手続中である理由を確認したところ、経済合理性の観点から、ツーセル株式につき、今後はイベントごとに株価の上昇が見込まれることから当面保有し、株価が上昇したタイミングで売却する方針であるためである旨の回答であった。ツーセル株式については、科研製薬株式会社とのライセンス契約により治験を進めることとなっており、今後はイベント（治験開始、治験終了、PMDA¹⁵⁷の認可取得、治療開始）ごとに株価の上昇が期待されている。同社の大株主とも連携し、株価が上昇かつ買手候補が現れたタイミングで売却する方針とのことであった。

今後、清算に伴い発生すると見込まれている費用は、合意された手続や登記費用等の15万円程度に限られている。既にツーセル株式は備忘価額まで評価を落としているため、ツーセルが高額で売却等できるタイミングを待ち続けていたとしても、損失が拡大することはない。このため、適切な売却タイミングを見定めることに合理性はあると考えられる。

6 推進機構のファンド事業に関する県の検証、報告

(1) 「ひろしまイノベーション推進機構の投資活動の中間的検証について」

ア 概要

1号ファンドの投資期間が平成29年末で終了したことに伴い、平成30年5月、「ひろしまイノベーション推進機構の投資活動の中間的検証について」（以下「中間的検証」という。）により、推進機構による投資活動の中間的検証がなされた（県議会警察・商工労働委員会平成30年5月18日開会分資料）。①投資の実行状況等、②投資先企業（7社）の状況（投資先企業一覧、ポートフォリオ分布、投資先企業の業績等）、評価と課題（③投資活動及び④産業振興面）が記載されており、各々の概要を以下イ～オで紹介する。

イ 投資の実行状況等

検証当時の投資決定・実行状況等と、投資の進捗状況等が記載されている。

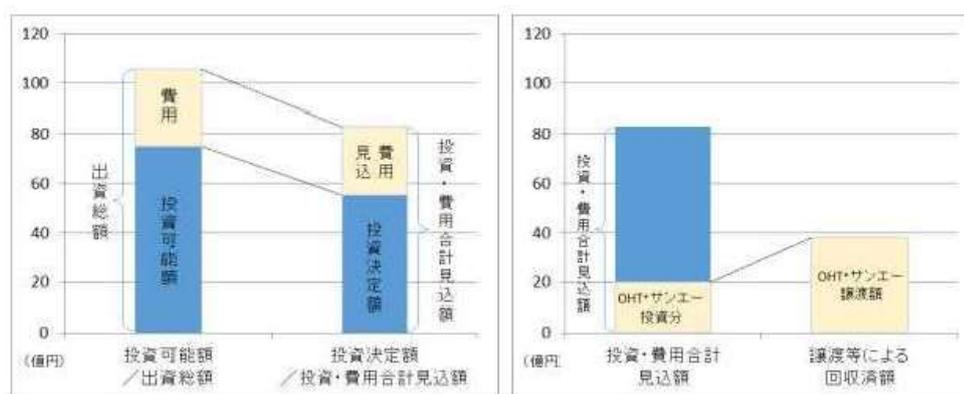
①投資決定は7件（追加投資除く）であること、②出資総額（ファンド規模）は、1号組合・2号組合合計で105億7,500万円となり、うち、当該出資総額から管理報酬累計見込額等の費用を控除した額（投資可能額）は約75億円となったこと、投資決定額は約55億円であり、ここから算出した組合存続期間終了までの投資に要する資金及び管理報酬等

¹⁵⁶ 2号ファンド（有責組合）の登記情報より

¹⁵⁷ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

費用の見込額の合計額（投資・費用合計見込額）は約83億円となったこと（左側グラフ参照）、投資・費用合計見込額約83億円に対し株式譲渡等により既に回収した額は約38億円であり、これらはオー・エイチ・ティー(株)及び(株)サンエーに投資した約20億円に対する回収額であること（右側グラフ参照）が記載されている。

（2）投資の進捗状況等



中間的検証 (H30.5) より

ウ 投資先企業の状況

投資先企業（7社）の事業内容、投資決定額、同実行額、株式譲渡の有無及び額、ポートフォリオ分布、投資先企業の概要（各社の業績等）が記載されている。

ポートフォリオ分布につき、投資先7社中4社が製造業、2社がサービス業、1社が農林業であること、投資先企業の事業ステージは、主に事業化から再成長・新展開となっており、1社のみ製品化のステージであることが記載されている。

＜ポートフォリオ分布図＞



※ 株式会社なかがやま牧場は、肉牛の肥育、食肉加工、総合食品スーパーの一貫経営という、畜産業の六次化とも言うべき事業モデルであるため、便宜上農林業に区分している。

中間的検証 (H30.5) より

エ 評価と課題－投資活動について

投資活動について、パイプラインの分析・評価、投資の進捗及びコストに係る分析・評価がなされている。

パイプライン¹⁵⁸の評価について、件数から見るボトルネックは、初期面談から秘密保持契約締結に至るプロセスであること、企業経営者にファンド活用への理解が得られなかったことも主要因の一つになっていると考えられること、ファンド活用のニーズが潜在的にあるとしても、投資期間（6年間）や投資規模・事業ステージで投資対象を絞ることにより十分にニーズに応えることができなかつた可能性があると評価している。

投資の進捗について、投資決定件数が10件程度の当初見込に対し実績は7件、投資額は投資可能額約75億円に対し投資決定額は約55億円、投資可能額に対する投資決定額の比率は約73%となったことについて、投資決定件数は当初の見込に達していないが、本県における初めての取組であり、当初、投資ファンドに対する警戒感などがあつた中で、件数、投資決定額とも7割の水準にあることは、成長支援のための投資ファンドという仕組みを浸透させる上では一定の役割は果たしたものと評価している。

コストについて、平成23年度から平成29年度まで機構（監査人注：推進機構）が受け取った管理報酬の累計額は約16.7億円（機構決算に基づく。平成29年度分は見込額）となっている。ファンド事業は構造的にコストが先行する事業であるが、投資先7件のうち5件は現在（監査人注：中間的検証当時）も支援中（損益未確定）であるものの、回収済の2件については、投資額約20億円に対し回収額が約38億円で、現時点での管理報酬を概ねカバーできる水準となっている。投資事業組合の存続期間全体を俯瞰する観点からは、組合存続期間終了までの投資に要する資金及び管理報酬等費用の見込額の合計額（所要見込額）が約83億円で、これまでに株式譲渡等により回収した金額は約38億円であることから、投資先7件のうち2件を回収した時点での回収率は既に約46%となっているとしている。投資額（決定額）約55億円に対し、投資に要する資金及び管理報酬等費用の見込額の合計額（所要見込額）が約83億円であるため、今後の投資回収に必要な倍率は約1.5倍となるが、現時点で回収済の2案件は、投資額約20億円に対し回収額が約38億円で、倍率は約1.9倍となっており、必要な水準を上回っているとする。

¹⁵⁸ 投資期間中のパイプラインの実績は、①県内2000社以上から抽出したアプローチ企業260社→②初期面談185社→③秘密保持契約締結21社→④基本合意締結9社→⑤投資決定7社である。

ポートフォリオについて、過半が製造業となっているが、4社の事業内容は、医薬品・バイオ、食料品、電子部品、電気機械と広範にわたっており、サービス業も2社の事業内容は学習支援及び技術サービスとなっており重複していない、投資先企業の事業ステージも製品化の段階から再成長・新展開の段階にわたっており、全体として適度に分散したポートフォリオになっている、現時点で減損した投資先企業はなく、投資資産としての健全性を保っていると評価している。

オ 評価と課題－産業振興面

推進機構による投資事業は、資金の運用のみでなく企業の成長支援や経済波及効果も事業の構成要素としていることを理由に産業振興面からの評価も記載されている。

企業の成長支援に対する手法について、機構は、投資による資金提供とハンズオン支援により企業の成長を支援しているところ、投資先企業7社に対して投資決定金額は約3億円から約12億円、投資の手法は増資の引受けによる株式の取得や転換社債の引受けなど、投資先企業と協議しながら、企業の事業ステージや経営状況、経営課題に応じてスキームを組み立てている。また、ハンズオン支援においては、企業の株主としてリスク・リターンを共有し、結果責任を負うと同時に、外部からの客観的な視点も併せ持ち、課題を発見、指摘して、専門的な知見により解決策を提供している。具体的には、組織改革やM&Aの主導など、投資ファンド独自の支援を成功させており、従来の補助金や貸付に加えて、企業の成長支援策の有用な選択肢の一つとして機能しているものと考えられると評価している。

経済効果について、①投資先企業の事業規模拡大、②取引や消費の拡大など地域への波及効果、③成長モデルを示すことによりこれに続こうとする民間企業の新たな挑戦、④本ファンドの創設を契機とする民間による成長資金の供給拡大、⑤本県経済全体への押し上げ効果について、それぞれ評価¹⁵⁹している。

①について、投資後間もない2社を除く投資先5社につき、いずれも売上高や雇用を増加させており（投資実行時点から投資終了時点まであるいは直近の決算時点までの5社合計で売上高は約73億円、従業員数は約240人の増加）、本県経済の活性化に寄与している。

¹⁵⁹ 推進機構設立前の説明資料「広島版「産業革新機構」について」（平成23年2月24日商工労働局）の中で、推進機構設立による経済効果の見込みとして、①のほか、②～⑤が記載されることとしていたことを踏まえ、①～⑤の各効果を検証している。

②について、「広島県産業連関表経済波及効果分析ツール」¹⁶⁰を用いて、5社の売上高の増加額から経済波及効果を推計したところ、県内における生産誘発額が48.5億円、粗付加価値誘発額が31.3億円、雇用者所得誘発額が13.2億円となった（さらに、(株)サンエーにおいては、株式譲渡後に15億円の設備投資により生産能力を10倍に引き上げることが報道されており、これが実現した場合の経済波及効果を同様の方法で推計したところ、県内における生産誘発額が93.6億円、粗付加価値誘発額が38.7億円、雇用者所得誘発額が21.6億円となった）。いずれの投資先企業も、県内に拠点を置いて事業活動を行っていることから、売上高の増加が、地元における材料の調達や取引拡大、生産の増大につながっていると考えられるとする。

③について、オー・エイチ・ティー(株)及び(株)サンエーについては、いずれも機構のハンズオン支援により成長軌道に乗り、ハンズオン支援後の株式の譲渡先である企業とシナジー効果を発揮して更なる成長路線を進んでおり（前者のM&Aの成功等は好事例として一部の県内企業の関心を呼んだ）、ファンドによる企業成長支援の一つのモデルになっているものと思料するが、民間ファンドも含め、ファンドを活用して更なる成長を目指す県内企業はまだ少ないのが実情であるため、現在の投資先企業の成長を実現することで、様々な成長モデルを生み出し、示し続けていく必要があるとする。

④について、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンターが行った調査を紹介した上で、直接金融による資金調達の市場は拡大傾向にあり、中国地方においても同様であるが、成長資金の供給は引き続き首都圏に偏在しており、地方には十分供給されていない状況が続いていると考えられるとする。

⑤について、県内産出額が23.8兆円、県内総生産が11.9兆円（平成27年度）という規模からすれば、本県経済における機構の投資のインパクトは大きいものとは言えない一方、投資先の各企業の業績は、同業種全体の伸び率を上回るペースで推移していると考えられるなど、機構の投資事業はファンドを活用した企業成長が地域において認知される端緒となるもので、今後ファンドの活用が加速し広がることで、より多くの成長企業が出現し、本県経済を下支えしていくことが期待される。機構では、引き続き投資先企

¹⁶⁰ 広島県産業連関表を用いて、県内のある産業への新規需要の増加等がもたらす経済波及効果を試算するためのツールである。

（参考URL）<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/toukei/sangyorenbunsekitool.html#h27>

業のハンズオン支援に取り組むとともに、投資による様々な成長モデルを示すことで、県内企業の経営者等の理解を得ていくことが今後の課題であるとした。

カ 中間的検証に係る県や推進機構の見解

中間的検証の「評価と課題」について、監査人が改めて、現在の県と推進機構の見解を確認したところ、以下の回答であった。

① 県（商工労働局）からの回答

投資活動のコスト評価（費用対効果）について、中間的検証以後は行っておらず、ツーセル株式売却後改めて検証を行う予定である。

経済効果につき、同①②について、株式譲渡をした6社の株式譲渡時点の雇用者数および売上高を投資前と比較すると、6社全体で売上高が約107億円の増加、雇用者数が約400人の増加となっており、地域に対して一定の経済波及効果があったと考えている。

経済効果の③④について、推進機構設立後、地場の金融機関による民間投資ファンドが設立されるなど、徐々にではあるが、県内企業にも理解が進みつつあると認識をしており、今後、投資という金融機能が地域に定着していくことが重要であると考えている。

経済効果の⑤について、中間的検証後現在までのファンドの活用や成長企業の出現状況の調査はしていないが、前述のようにファンドの活用は拡大している。

② 推進機構からの回答

中間的検証のパイプラインの評価につき確認したところ、以下の回答を得た。

初期面談段階での謝絶理由の主要因の1つが「企業の経営者にファンド活用への理解が得られなかったこと」とする点について、当時は投資ファンドにネガティブなイメージを持つ経営者もまだ多くいた。また、グロース投資をメインターゲットにしていた中、投資期間中にリーマンショック直後の金融危機的な状況から金融環境の改善が急速に進んだため、投資対象企業は低利で金融機関からの借入も可能となり、ベンチャー企業と違って増資による資金調達ニーズが乏しくなったことも要因と考えられる（ファンドを設立したリーマンショック直後から状況が変化）。

「投資期間（6年間）や投資規模・事業ステージで投資対象を絞ることにより、十分にニーズに答えることができなかつた可能性がある」とする点について、1号組合と2号組合の合計105億円のファンドのうち、管理報酬等の費用を除くと約80億円の投資が可能であったがハンズオン支援を行うため多くの企業には投資できず、1件5～10億円

の投資を10件程度行う想定のところ目線を少し下げて1件2～3億円程度の投資は行ったが、これより投資規模が小さい企業や事業ステージが早い企業（アーリーステージのベンチャー企業等）についてはニーズがあっても答えることができなかった。

検証後現在までの変化について、3号組合からメインの投資対象を事業承継のバイアウトに変更したこと、投資対象地域を中四国地方に拡大したこと、ファンドによる投資事例が地方でも増えてきたこと、業歴が10年を超えてレピュテーションが高まってきたことなどから投資環境は大きく改善している。地域に根差して長期的にファンドを運営していくことが重要だと認識している。

(2) 中間的検証後のファンド事業の状況報告

ア ファンド期限到来時の報告

令和5年12月15日付で県（商工労働局）より「ひろしまイノベーション推進機構における第1・2号組合のファンド期限の到来について」が公表された。

同月末日にファンド期限が到来する旨、1、2号ファンドの概要、投資実績、株式譲渡に伴う県への出資金償還額（同日現在：34億3137万2709円）等が記載されているほか、今後の予定について「ファンド期限の到来後は、未回収の(株)ツーセルの株式の譲渡等回収を進める。ファンドの最終成果については、清算が完了し、実績等が確定次第、改めて報告する。」と記載されていた。

イ 推進機構の概要及び投資先企業の状況報告

中間的検証後、年1回、県（商工労働局）より「ひろしまイノベーション推進機構の概要及び投資先企業の状況について」が公表されている。

令和7年6月18日付の同書では、①推進機構の概要及び財務状況、②投資事業組合の状況（1号組合・2号組合）、③投資先企業（一部投資中）の状況等、④投資事業組合の状況（3号組合）並びに⑤投資事業組合の状況（4号組合（募集開始））が報告されている。

このうち②では、ファンド概要及びスキーム図、投資実績、株式譲渡等による県への出資金（40億円）の償還額が34億3461万0237円（令和7年5月31日現在）であることが記載されている。投資先企業（一部投資中）がツーセルであることや、ツーセルの会社概要、投資の状況、推進機構による支援の状況、経営の状況、財務の状況が記載されているが、1号ファンドのツーセル宛投資の回収時期や回収額の見通しに関する記載はない。

(3) 推進機構の設立及び同社を通じたファンド事業の評価について

推進機構による取組（投資活動評価のみならず、県が推進機構を出資・設立したこと自体を含む）の効果、課題に係る検証について県（商工労働局）に確認したところ、「現時点で課題の検証はしていない。」「効果については、1号ファンドの投資先企業の経営状況について、既に株式譲渡をした6社の株式譲渡時点の雇用者数および売上高を投資前と比較すると、6社全体で売上高が約107億円の増加、雇用者数が約400人の増加となっており、地域に対して一定の経済波及効果があったと考えている。また、これらの企業については、譲渡先企業の技術とのシナジー効果による付加価値の高い製品づくり、あるいは譲渡先企業の販路を活用した今後の販売の拡大等が見込まれるなど、今後も県内において更なる成長が期待できると考えている。」「さらに、推進機構の設立後、地場の金融機関による民間投資ファンドが設立されるなど、徐々にではあるが成長投資による企業の成長支援を地域に根付かせることができていると考えている。」旨の回答であった。

(4) 今後の検証実施予定

中間的検証以後、総括的な検証はなされていない。商工労働局に確認したところ、ツーセル株式売却後（1号ファンド清算完了後）に、ファンド事業の総括を行い報告する予定であるが、（ツーセル株式につき）より良いリターンが得られるよう適切な時期での売却を図っていることから、現時点での検証時期は未定とのことであった。

現時点での検証を行うことに対する商工労働局の見解を確認したところ、「1号ファンドの検証に当たっては、清算が完了し、1号ファンドの収支が確定次第、県民に対して報告すべきものだと考えている。未確定の1社を除いた中間的検証では、収支結果が大きく変動する可能性があること、また、回収金額だけではなく、県経済への効果等、全体で評価されるべきと考えており、未確定の1社を除いた結果では、適切な検証は困難である。」との回答であった。推進機構による投資活動全般の検証についても、「1号ファンドの検証は清算が完了次第行うべきであると考えており、推進機構による投資活動全般の検証も1号ファンドの検証が完了していない中で、適切な検証は困難だと考えている。」との回答であった。

7 課題・問題点（1号ファンドへの県出資の成果の検証及び公開）

推進機構の投資活動について、平成30年の中間的検証後は、令和5年12月のファンド期限の到来時の報告のほか、年1回の定期的な概要・状況報告が公表されるのみで、検証はなされていない。ファンドの成果報告の見込時期についても、前記令和5年12月の報告以後、公表資料レベルでの説明はなされていない。県は、保有中のツーセル株式売却後（1号ファンド清算完

了後)に、ファンド事業の総括を行い報告する予定であるが、同株式の適切な時期での売却を図る関係で、現時点での検証時期は未定であるとしている。

しかし、中間的検証からはすでに7年以上が経過している。1号ファンドのファンド期間（12年間）が満了した令和5年12月末からも2年以上が経過し、同ファンドは清算手続中となっている。1号ファンドへの県出資金（40億円／財源は中小企業支援資金特別会計からの繰入金と大規模事業基金）の現時点での償還額は34億3461万0237円に止まる（令和7年5月31日現在）。その差額（5億6538万9763円）の回収見込及び時期が現時点で未定となっている。

ツーセル株式の適切な時期での売却を図る（当面保有し、株価が上昇したタイミングで売却する）との方針に経済合理性はあると考えられるが（前記5 1号ファンド参照）、そのことが検証時期を延期する理由にはならない。同株式の売却時期は現時点で未定であるから、県の方針からすると検証時期も未定ということになる。

中間的検証以後の1号ファンドの状況をみると、中間的検証時点では回収は2社のみであったが、その後ツーセル以外の6社は回収が完了している。県の説明によれば、中間的検証以降、ツーセルを除く投資先6社につき、売上高や雇用者数の増加、地域に対して一定の経済波及効果があった、投資ファンドも県内に浸透し、地場の金融機関による民間投資ファンドが設立されるなど徐々に成長投資による企業の成長支援を地域に根付いたとの感触も得ているとのことである。そうであれば、現段階の検証を改めて行うことは可能であると考えられる。

第1で触れた、平成23年2月24日付商工労働局「広島版「産業革新機構」について」では、1号ファンドについて「県は、出資者として、個別投資の結果を継続的にモニタリングし、投資事業の成果に基づく評価指標や投資先企業の売上増加・雇用拡大といった投資効果に係る指標について、適時適切に、厳格に検証を行い、業績の実績評価について公表する」としている。ツーセル株式の売却（時期未定）まで検証を行わないのであれば、適示適切かつ厳格な検証を行っているとは評価できないのではないかと。

中間的検証から7年以上、ファンド期間終了後2年以上が経過したことを踏まえ、2回目の中間的検証など、現時点での1号ファンドの投資活動の成果や投資効果等の検証を改めて行い、検証内容を県民に対して報告すべきである。

8 課題・問題点（推進機構による投資活動全般の検証及び公開）

中間的検証後の令和2年には3号ファンドが組成され、さらに今後新たなファンドの組成も予定されている。3号ファンド以降、出資者は県以外の民間主体、投資対象地域を「広島を中

心とする経済圏」に拡大するなど、推進機構設立当初と比べ、ファンド事業の内容に変化もみられる。

かかる状況を踏まえ、1号ファンドの現時点での検証と合わせて、これまでの推進機構による投資活動の成果や投資効果等全般の検証を行い、検証内容を県民に対して報告すべきである。

9 指摘

(1) 【指摘】 1号ファンドのへの県出資の成果の検証及び公開（県商工労働局へ）

推進機構の投資活動について、平成30年の中間的検証後は、年1回の定期的な概要・状況報告が公表されるのみで、検証はなされていない。県は、保有株式売却後（1号ファンド清算完了後）に、ファンド事業の総括を行い報告する予定であるが、同株式の適切な時期での売却を図る関係で、現時点での検証時期は未定であるとしている。

中間的検証から7年以上、ファンド期間終了後2年以上が経過したことを踏まえ、2回目の中間的検証など、現時点での1号ファンドの投資活動の成果や投資効果等の検証を改めて行い、検証内容を県民に対して報告すべきである。

(2) 【指摘】 推進機構による投資活動全般の検証及び公開（県商工労働局へ）

中間的検証後、令和2年に3号ファンドが組成され、今後新たなファンドの組成も予定されている。推進機構設立当初と比べ、ファンド事業の内容に変化もみられる。

かかる状況を踏まえ、1号ファンドの現時点での検証と合わせて、現時点での推進機構による投資活動の成果や投資効果等全般の検証を行い、検証内容を県民に対して報告すべきである。

第5章 総括意見等

第1 総括意見

1 はじめに

以上の監査の結果を踏まえ、監査人が本監査を通じて認識した監査テーマ全般に共通する課題・問題点をまとめ、県に対し、総括的な意見を述べる（県に向けた意見であるが、産振構及び推進機構でも適宜参考にされれば幸甚である）。

具体的には、イノベーションや事業に関連する用語の概念整理、長期的事業評価の方向性及び県民への情報開示、委託契約の法的関係整理、外部監査への対応など、共通して認められる課題についての総括的な意見を述べる。

2 【総括意見】「イノベーション」の位置付けの明確化及び事業に関連する用語の説明について

(1) 問題の所在

産業振興施策でイノベーションがテーマとなる領域は、産業技術、創業、経営など多岐にわたり、「イノベーション」の名称が付された県の事業には様々な内容のものがある。イノベーションによる獲得を企図する「成果」も、革新的な技術やアイデアを用いた新産業の創出・成長¹⁶¹のほか、技術やアイデア・ノウハウを用いた既存の事業の強化、業務効率化、経営改善による売上や雇用の増加など多種多様である。また、その専門性や国際性等から、事業に関連する用語には、専門的・技術的なもの¹⁶²、諸外国由来のもの¹⁶³が多数ある。さらに、その中には、一般的に用いられる用語の定義とは別の、県としての定義付けをした用語もある（例：第2章第6 ワーク51「ユニコーン企業に匹敵する企業」）。

県の財務に関する事務の執行等を「住民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる」（自治法2条14項参照）ものにするため、各事業で獲得される成果がどのようなもので、それが県の定義する「イノベーション」の実現にどのような形で結びつくのかをより明確にすることが望まれる。

また、事業に関連する用語が社会一般に浸透し定義に争いが無い場合は問題ないが、そうとはいえない場合（認知率が低い場合や、認知率は高いが理解率が低い場合）に定義説明のないまま当該用語を用いた場合、事業運営や施策評価の際に発信者と受信者との間で認識

¹⁶¹ さらに、ゼロの状態から全く新しい革新的な技術やアイデアを生み出して用いる場合、既存の技術等を組み合わせ新たな価値を生み出す場合などに分類することも考えられる。

¹⁶² 監査対象事業の関連では、自動車技術、起業、M&A、投資ファンドに関連する用語などがある。

¹⁶³ いわゆる「外来語」「カタカナ語」を指す。

の齟齬が生じ得る。県事業における言葉の解釈の相違は、事業が企図する成果目標の誤認や不一致につながるおそれがある。公費を用いる事業である以上、県民への説明責任の視点も重要である。

したがって、県が事業に関連して専門性等のある用語を使用する場合、社会一般での当該用語の浸透度を意識し、浸透度が低い用語については事業説明等の際に用語の定義を説明するなどの配慮が望まれる。それにより、県のみならず事業に関わる者が共通認識を持ち、最終的に県民による事業内容の正確な把握に寄与すると考える。

(2) 意見

県の財務に関する事務の執行等が「住民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる」(自治法2条14項参照) ようになされるためには、当該事務・事業が企図する効果や、効果との関係での位置付けを明確にする必要がある。

「イノベーション」の獲得を企図する事業について、各事業において獲得される成果がどのようなもので、それが県の定義する「イノベーション」の実現にどのような形で結びつくのかをより明確にすることが望まれる。

さらに、事業に関わる者が共通認識を持ち、最終的に県民による事業内容の正確な把握に寄与するとの観点から、県が事業に関連して専門性等のある用語を使用する場合、社会一般での当該用語の浸透度を意識し、浸透度が低い用語については事業説明等の際に用語の定義を説明するなどの配慮が望まれる。

3 【総括意見】長期にわたる事業の評価検証、県民への情報開示

(1) 問題の所在

産業振興に関連する事業は、人材・有形資産・資金の継続的な投入が必要であること、投資から成果の獲得まで一定の期間を要する等の事情から、事業期間が長期にわたることが多くみられる。

そのため、ひろしまビジョン等の基本計画の下、計画期間終了後又は予定期間経過後の検証・報告を行うことが前述の「住民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる」ために重要である(本監査で課題・問題点を指摘した一例として、推進機構の投資活動等の検証について(第4章第4))。また、計画期間の中での社会情勢・経済情勢の変化を適切に計画に反映させる必要もある(一例として、付加価値創出額の算定方法(第2章第2))。

また、ひろしまビジョンの前半の5年間（アクションプランの計画期間）が令和7年度をもって満了し、令和8年度からは後半の計画期間となる。この5年間の取組を検証し県民に情報開示すること、検証結果を今後の計画・事業に生かすことが望まれる。

(2) 意見

産業振興に関連する事業は、事業期間が長期にわたることが多くみられることを踏まえて、計画期間終了後又は予定期間経過後の検証・報告を行うことが望まれる。

また、ひろしまビジョンの前半の5年間（アクションプランの計画期間）が令和7年度をもって満了し、令和8年度からは後半の計画期間となることを踏まえ、この5年間の取組を検証し県民に情報開示すること、検証結果を今後の計画・事業に生かすことが望まれる。

4 【総括意見】委託契約における受託者側の法的関係の整理

(1) 問題の所在

委託契約において、受託者がグループを構成し、複数の事業者が受託事業に関与している場合がみられる。その場合、①受託者がグループで共同して県から受託するのか、②一部の事業者が受託し、それを他の事業者に再委託するのかを意識すること、契約書や再委託手続の中で明確にすることの双方が必要であるが、その点に課題・問題点のある事例があった（第2章第4（ワーク49）、第2章第8（ワーク54）、第3章第9（産振構））。

委託契約において契約の相手方が誰であるかは、当該事業者に直接に債務の履行や契約責任の追及ができるか否かに関わる事項である。紛争予防の観点からも、委託契約における法的関係の整理及び明確化が望まれる。

(2) 意見

委託契約において、受託者がグループを構成し、複数の事業者が受託事業に関与している場合には、受託者側の県への債務履行や契約責任の当事者を明確にする観点、紛争予防の観点から、委託契約における法的関係の整理及び明確化が望まれる。

5 【総括意見】本外部監査の結果に対する措置状況の報告のあり方について

(1) 問題の所在

平成30年度包括外部監査への措置状況について、公表された措置内容の記載が抽象的で県の措置の内容が不明確であるもの、措置当時の検討内容が不明確なものがあつた（第2章第7（ワーク52）、第3章第2（事業の概要（産振構））など）。本監査への措置状況の報告の際は、措置の内容が明確に把握できるような具体性のある記載をされたい。

この点、県の監査委員監査においては、監査結果に係る措置の報告（自治法199条14項）を受けるに当たり、①改善が確認できるまでのフォローアップ（最大3年間）や②指摘事項に対する措置内容については、「措置内容」に加えて「原因」を報告することを求めている。報告を受けた措置内容は公開されている。

以下掲載の一例のように、令和5年度定例監査の指摘に対しては、商工労働局の措置の内容として、「原因」及び「措置状況」が記載されている。

2 商工労働局（監査年月日：令和5年7月21日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）					
<p>【ア 行政財産の使用許可に係る事務処理について】 行政財産の使用許可に係る事務処理について、次のとおり、不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 前回監査時（令和4年7月執行）に同様の指摘（電柱及び光ファイバーケーブルの設置に係る行政財産使用料の収入手続遅延）を行ったにもかかわらず、行政財産使用料の収入手続が遅延していた。（イノベーション推進チーム）</p>					
使用許可財産	使用許可内容	使用許可期間	令和5年度徴収期限	納入通知日	使用料（年額）
土地（ひろしま産学共同研究拠点）	電柱設置（本柱1本、支線2条）	令和2年4月1日～令和7年3月31日	令和5年4月30日	令和5年5月11日	4,500円
	光ファイバーケーブルの設置	平成31年4月1日～令和6年3月31日			2,720円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条 広島県会計規則第11条第3項				
措置の内容（令和6年度報告分）					
<p>【原因】 行政財産の使用許可に係る使用料について、使用許可期間の2年度日以降は、各会計年度の初日から30日以内に徴収する必要があることを認識し、早期に手続に着手していたが、同時期に類似の処理を多数行う中で、本件の納入通知を発行していないことに気づくのが遅れたため。</p> <p>【措置内容】 所属で行う行政財産の使用許可及び公の施設の利用許可の手続について、処理期限・根拠規定・その他事務処理上の留意事項等をまとめた一覧表を作成するとともに、その内容を所属で共有し、その表に基づき複数名による相互チェックを実施することにより、適正な事務処理を行う体制を整えた。</p>					

令和5年度 定例監査の結果に基づく措置状況3頁

包括外部監査の結果の報告を受けた執行機関が、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知し、監査委員は

当該措置の内容を公表することとなっている（自治法252条の38第6項）。自治法199条14項と同趣旨の規定である¹⁶⁴。

したがって、監査対象機関においては、本監査への措置状況の報告について、定例監査への措置（前記②）と同様に、監査人の「指摘事項」に対しては、監査対象機関において、「措置内容」を報告する際、「原因」も記載し公表されたい（監査人と見解の相違等がある場合は、その理由等を説明されたい）。

監査人の「意見」に対しては、対応の内容に加え、可能な範囲で、回答に至った監査対象機関の検討結果や意見に対する監査対象機関の見解を記載し公表することが望ましい。

(2) 意見

本監査結果（「指摘」）への措置状況の報告（自治法252条の38第6項）の際は、監査対象機関において、措置の内容が明確に把握できるような具体性のある記載をすることが望まれる。また、定例監査への措置と同様に、措置内容に加え原因も記載されることが望ましい。

監査人の「意見」に対する措置状況の報告では、対応の内容に加え、可能な範囲で、意見に対する監査対象機関の見解等が示されることが望ましいと考える。

第2 終わりに

人口減少、県外への流出といった広島県の喫緊の課題への対応の中で、県の産業振興が重要であること、産業振興の要因としてのイノベーションの推進が成否の鍵を握ることは言うまでもない。

今回の監査の中で、県（商工労働局）が社会経済情勢の変化に対応しつつ様々な産業分野においてイノベーションを推進する施策を進めていること、産振構が県内企業支援や産学官連携の中核的な役割を果たしていること、推進機構が設立以来投資ファンドによる金融機能の県内での定着を推進してきたことを確認した。また、各事業において、多くの人々が、自らの技術、知識、経験を生かし、それぞれの立場から広島県の産業振興のために尽力されていることを実感した。今回の監査報告書の内容を、現在行われている施策・事業等を県民にとってより良いものにするために活用していただければ幸甚である。

監査対象機関の規模の大きさを踏まえ、本監査では一定の観点から対象事業を絞り、個別の監査では母集団からの一部抽出による方法も用いている（第1章第2参照）。今回指摘や意

¹⁶⁴ 佐藤文俊著「逐条地方自治法」（学陽書房）1390頁

見をした事項やその視点は、今回直接監査の対象としなかった監査対象機関の他部門の事業の検証等にも内部で活用できると考えられる。監査委員監査と異なり、包括外部監査は、その制度上、改善が確認できるまでのフォローアップを監査人が行うことはできないが、定例監査等の機会に措置の状況を併せて確認する等、フォローアップに準じた対応をしていただければ幸甚である。

本監査に際しては、監査対象機関の職員をはじめ多くの関係者からの協力を得た。各々が日常業務を抱え多忙である中、各事業の内容に精通していない監査人に対し、事業内容や意義等につき、詳細な資料の提供や丁寧な説明を受けた。また、監査人が今回の監査で着目した事項、例えば、「イノベーションの定義をどのようにとらえるべきか」「(その前提として)定義を明確にすることに意味があるのか」といった事項につき、監査での面談時に貴重な示唆やヒントを得ることができた。

また、監査委員事務局からは、情報提供や監査にあたっての基本的事項の教示など、多大な支援を受けた。

監査にあたって多くの協力をいただいたことに改めて感謝の意を申し上げる。